



アクサ生命

特別勘定のしおり

ユニット・リンク保険（有期型）

2018.10

この特別勘定のしおりは、「ユニット・リンク保険（有期型）」の特別勘定資産の運用に関するご理解を深めていただく為に作成したものです。

特別勘定の基本運用方針、運用リスク等のご契約に伴う大切なことがらを記載しておりますので、お客様におかれましては本文を十分ご確認ください。なおご契約をお申込みくださいますようお願い申し上げます。

また、お申込みの際は、あわせて「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「リファレンスブック」を必ずご覧ください。

■ご契約の際に必ずご留意いただきたい事項

●ユニット・リンク保険（有期型）のリスクについて

特別勘定資産の運用は一定の収益を期待できますが、一方で株式および公社債の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクも負うことになり、払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。

●自己責任の原則について

特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、資産運用の結果とリスクが全て保険契約者に帰属することになります。

当冊子に記載されるいかなる内容も、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている情報は、当社および投資信託の運用会社により開示される情報を当社が提供するものです。投資信託の運用会社より開示される内容について当社は一切責任を負いません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表および投資信託の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている各表にある時価合計、投資比率、純資産総額等はそれぞれの項目を四捨五入していますので小計、合計等と合致しないことがあります。

※この「特別勘定のしおり」は、2018年7月31日現在で入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、将来変更されることがあります。

目 次

特別勘定のしおり

ページ

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

特別勘定名 「安定成長バランス型」	6
特別勘定名 「積極運用バランス型」	16
「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託 (特別勘定で組入れる投資信託)に関する詳細内容	26
特別勘定名 「日本株式型」	58
特別勘定名 「日本株式プラス型」	74
特別勘定名 「外国株式プラス型」	98
特別勘定名 「世界株式プラス型」	118
特別勘定名 「新興国株式型」	134
特別勘定名 「世界債券プラス型」	152
特別勘定名 「オーストラリア債券型」	172
特別勘定名 「金融市場型」	190
保険契約の保有件数	210

【資産の運用に関する重要な事項】

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託 (特別勘定で組入れる投資信託)に関する詳細内容	214
特別勘定名 「日本株式型」	232
特別勘定名 「日本株式プラス型」	240
特別勘定名 「外国株式プラス型」	248
特別勘定名 「世界株式プラス型」	256
特別勘定名 「新興国株式型」	290
特別勘定名 「世界債券プラス型」	298
特別勘定名 「オーストラリア債券型」	306
特別勘定名 「金融市場型」	314

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定の名称：安定成長バランス型

I 特別勘定の状況

1. 特別勘定の性格

1 名 称

安定成長バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

2 目的及び基本的性格

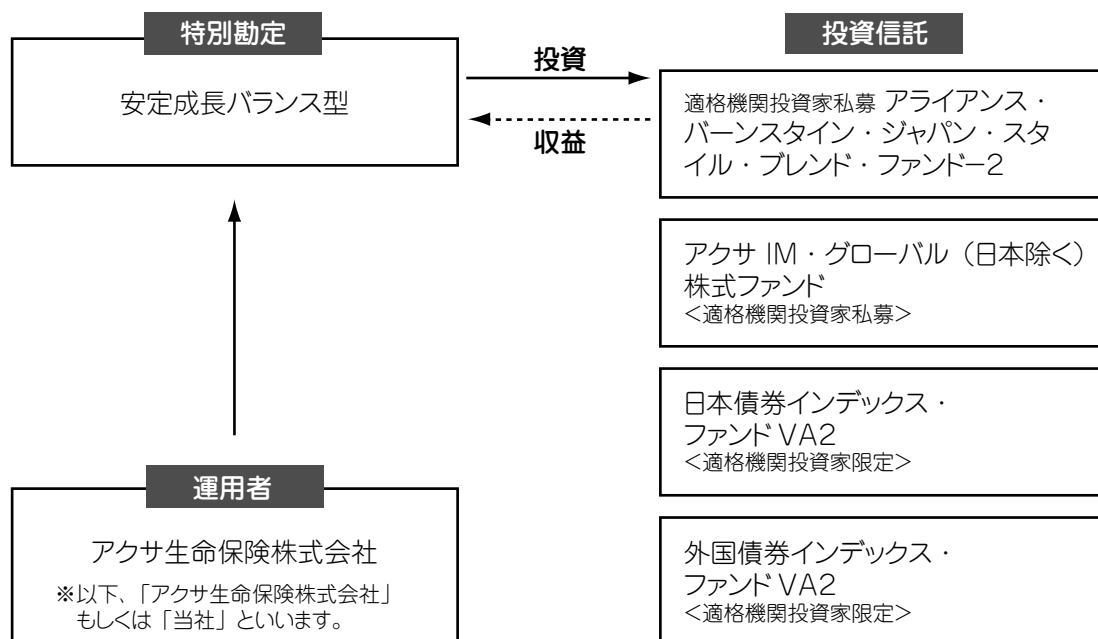
当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

3 特 色

- 当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

4 仕組み



※運用の仕組みは、平成30年7月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

5 沿 革

平成21年2月1日 特別勘定の設定、運用開始

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

基本資産配分は、日本株式20%、外国株式20%、日本債券30%、外国債券30%とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。

※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。

※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。

※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	20%
外国株式	20%
日本債券	30%
外国債券	30%

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

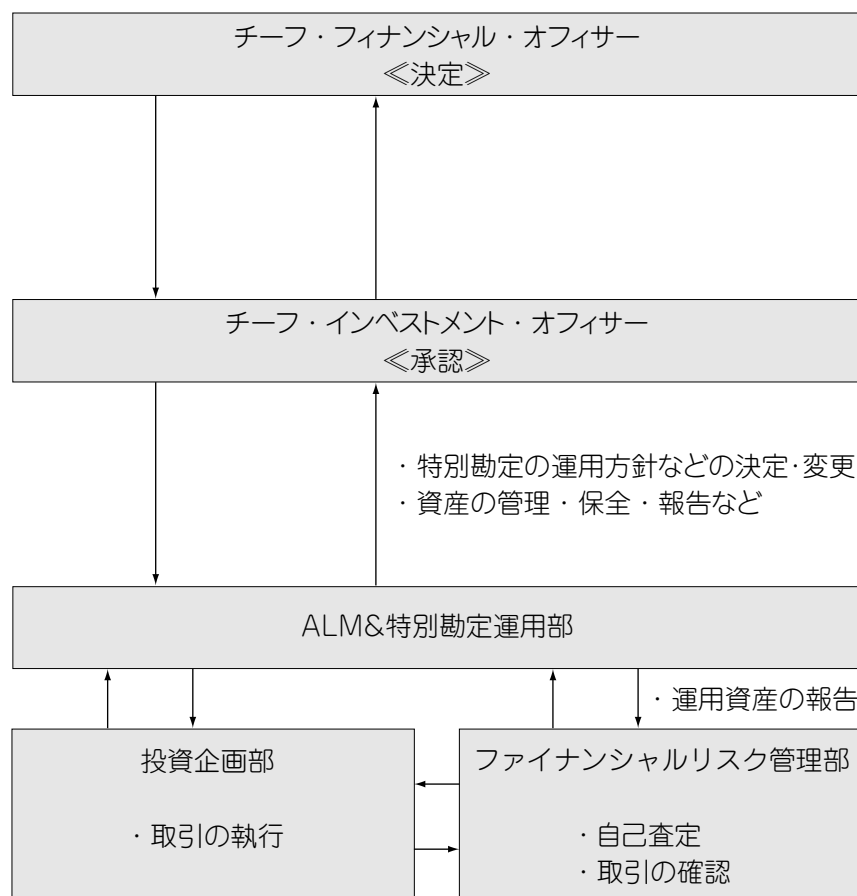
資産 クラス	利用する投資信託		参照 ページ
	名称	運用方針	
日本株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタ イン・ジャパン・スタイル・ ブレンド・ファンドー2	マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資スタイルの分散を図り、主として日本の株式を投資対象に信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	74ページ
外国株式	アクサ IM・グローバル (日本除く) 株式ファンド ＜適格機関投資家私募＞	マザー・ファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数（※1）（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	98ページ
日本債券	日本債券インデックス・ ファンドVA2 ＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行い、ベンチマーク（NOMURA-BPI 総合指数（※2））に連動した投資成果をめざします。	27ページ
外国債券	外国債券インデックス・ ファンドVA2 ＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資を行い、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（※3）（除く日本、ヘッジなし・円ベース））に連動した投資成果をめざします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	41ページ

- (※1)「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- (※2)「NOMURA-BPI総合指数」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当特別勘定の運用成果等に関し、一切責任はありません。
- (※3)「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

2 運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

- ・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定・変更、また資産の管理・保全・報告などを行います。
- ・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。



※上図は平成30年7月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

3 主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。
ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

- ① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4 投資リスクについて

(利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○資産配分リスク

当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。

この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○価格変動リスク

当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○金利変動リスク

当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○為替リスク

当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

3. その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4. 運用実績(当特別勘定のユニットプライスの推移)

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

平成30年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

(平成30年3月31日現在)

ユニットプライス		騰落率(%)
平成21年1月末	100.00000000	75.56
平成29年3月末	167.14927788	5.03
平成29年4月末	168.20494471	4.37
平成29年5月末	169.82928431	3.38
平成29年6月末	171.58210954	2.32
平成29年7月末	171.88308036	2.14
平成29年8月末	172.80073925	1.60
平成29年9月末	176.34327185	△0.44
平成29年10月末	179.14674925	△2.00
平成29年11月末	180.11376272	△2.53
平成29年12月末	182.00316418	△3.54
平成30年1月末	181.08890073	△3.05
平成30年2月末	177.23614725	△0.94
平成30年3月末	175.56180786	—

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日(平成21年2月1日)の前日を100.00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ 特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

1. 資産の内訳

(平成30年3月31日現在)

区分		金額(千円)	構成比(%)
現預金・コール		422,658	4.6
有価証券		8,782,197	95.4
	公社債	—	—
	株式	—	—
	外国証券	—	—
		—	—
		—	—
	その他の証券	8,782,197	95.4
	日本株式型投資信託	1,761,489	19.1
	外国株式型投資信託	1,718,950	18.7
	日本債券型投資信託	2,636,693	28.6
	外国債券型投資信託	2,665,064	29.0
貸付金		—	—
その他資産		—	—
一般勘定		—	—
貸倒引当金		—	—
合計		9,204,855	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

(平成30年3月31日現在)

項目	金額(千円)
利息配当金収入	—
有価証券売却益	155
有価証券評価益	336,244
有価証券償還益	—
為替差益	—
その他収益	—
有価証券売却損	32
有価証券評価損	—
有価証券償還損	—
為替差損	—
その他費用及び損失	—
収支差計	336,368

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

(平成30年3月31日現在)

区分	貸借対照表 計上額(千円)	当期の損益に含まれた 評価損益(千円)
有価証券	8,782,197	336,244
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
公社債	—	—
株式等	—	—
その他の証券	8,782,197	336,244
日本株式型投資信託	1,761,489	191,797
外国株式型投資信託	1,718,950	101,909
日本債券型投資信託	2,636,693	14,669
外国債券型投資信託	2,665,064	27,867

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

特別勘定の名称：積極運用バランス型

I 特別勘定の状況

1. 特別勘定の性格

1 名 称

積極運用バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

2 目的及び基本的性格

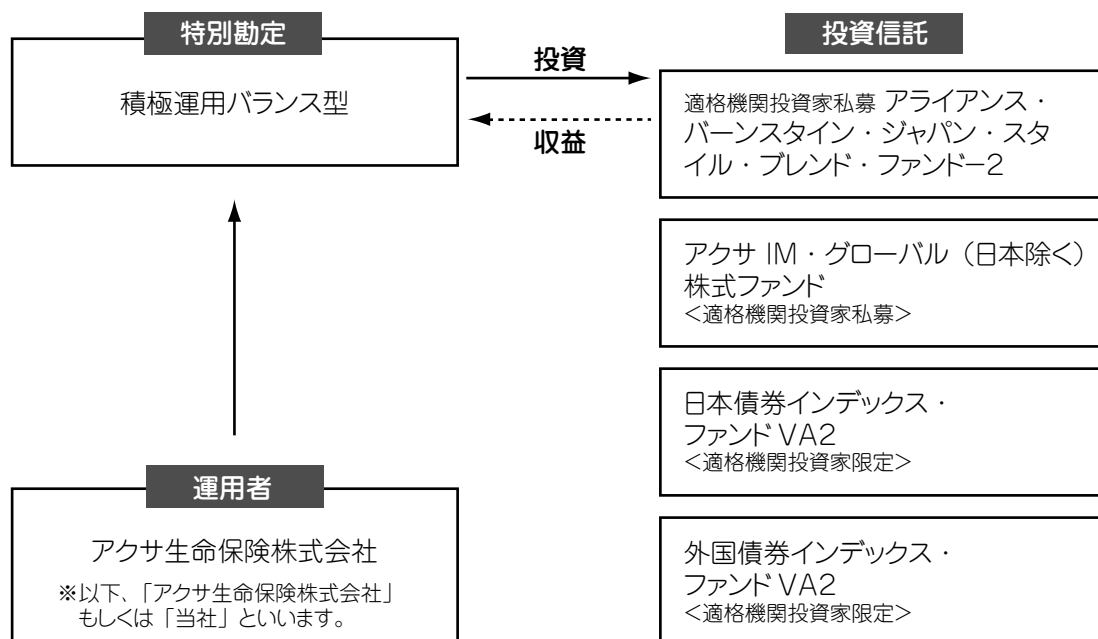
当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

3 特 色

- 当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

4 仕組み



※運用の仕組みは、平成30年7月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

5 沿 革

平成21年2月1日 特別勘定の設定、運用開始

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

基本資産配分は、日本株式25%、外国株式35%、日本債券20%、外国債券20%とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。

※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。

※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。

※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	25%
外国株式	35%
日本債券	20%
外国債券	20%

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

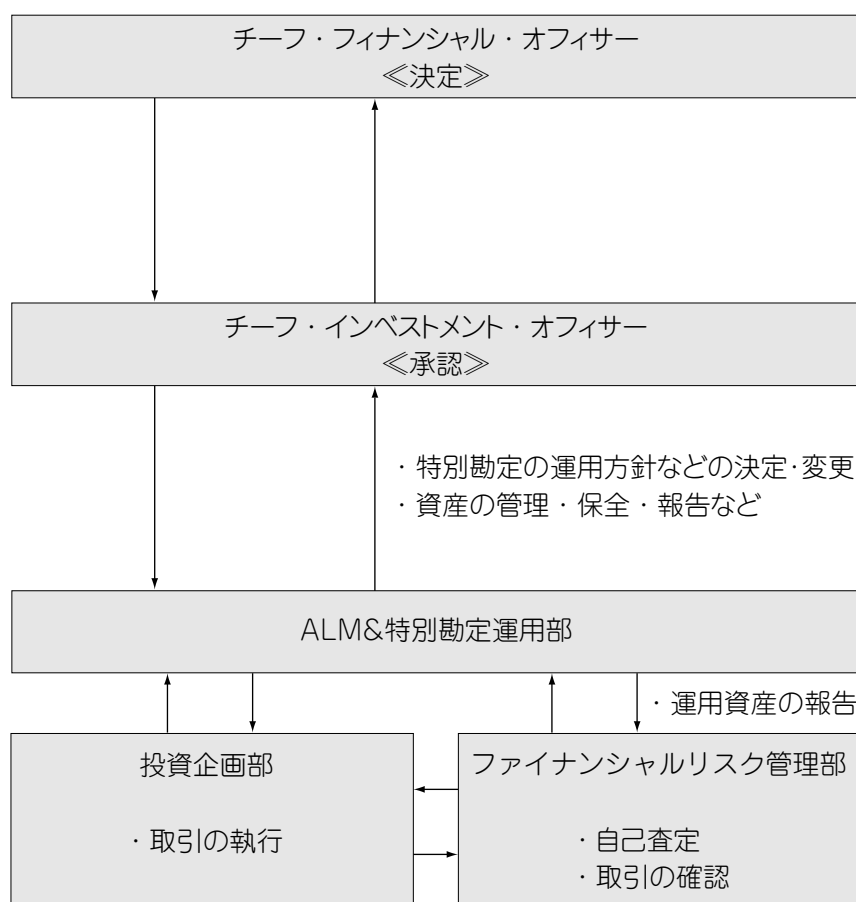
資産 クラス	利用する投資信託		参照 ページ
	名称	運用方針	
日本株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタ イン・ジャパン・スタイル・ ブレンド・ファンドー2	マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資スタイルの分散を図り、主として日本の株式を投資対象に信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	74ページ
外国株式	アクサ IM・グローバル (日本除く) 株式ファンド <適格機関投資家私募>	マザー・ファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCI コクサイ指数(※1)(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	98ページ
日本債券	日本債券インデックス・ ファンドVA2 <適格機関投資家限定>	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行い、ベンチマーク(NOMURA-BPI 総合指数(※2))に連動した投資成果をめざします。	27ページ
外国債券	外国債券インデックス・ ファンドVA2 <適格機関投資家限定>	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資を行い、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(※3)(除く日本、ヘッジなし・円ベース))に連動した投資成果をめざします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	41ページ

- (※1)「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- (※2)「NOMURA-BPI総合指数」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当特別勘定の運用成果等に関し、一切責任はありません。
- (※3)「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数のデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

2 運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

- ・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定・変更、また資産の管理・保全・報告などを行います。
- ・ファイナンシャルリスク管理部は運用資産の状況を管理しています。



※上図は平成30年7月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。

3 主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。
ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

- ① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4 投資リスクについて

(利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○資産配分リスク

当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。

この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○価格変動リスク

当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○金利変動リスク

当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○為替リスク

当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

3. その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

4. 運用実績(当特別勘定のユニットプライスの推移)

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

平成30年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

(平成30年3月31日現在)

ユニットプライス		騰落率(%)
平成21年1月末	100.00000000	104.21
平成29年3月末	191.79089383	6.47
平成29年4月末	193.08629073	5.76
平成29年5月末	195.23206795	4.60
平成29年6月末	197.55566771	3.37
平成29年7月末	198.19898238	3.03
平成29年8月末	198.77708912	2.73
平成29年9月末	204.65239998	△0.22
平成29年10月末	209.17080783	△2.37
平成29年11月末	210.60002573	△3.03
平成29年12月末	213.59932370	△4.40
平成30年1月末	213.49743906	△4.35
平成30年2月末	207.78787510	△1.72
平成30年3月末	204.20885133	—

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日(平成21年2月1日)の前日を100.00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ 特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

1. 資産の内訳

(平成30年3月31日現在)

区分	金額(千円)	構成比(%)
現預金・コール	819,903	4.3
有価証券	18,127,758	95.7
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
—	—	—
—	—	—
その他の証券	18,127,758	95.7
日本株式型投資信託	4,573,482	24.1
外国株式型投資信託	6,224,684	32.9
日本債券型投資信託	3,645,179	19.2
外国債券型投資信託	3,684,411	19.4
貸付金	—	—
その他資産	—	—
一般勘定	—	—
貸倒引当金	—	—
合計	18,947,662	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

(平成30年3月31日現在)

項目	金額(千円)
利息配当金収入	—
有価証券売却益	950
有価証券評価益	770,790
有価証券償還益	—
為替差益	—
その他収益	—
有価証券売却損	239
有価証券評価損	—
有価証券償還損	—
為替差損	—
その他費用及び損失	—
収支差計	771,502

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

(平成30年3月31日現在)

区分	貸借対照表 計上額(千円)	当期の損益に含まれた 評価損益(千円)
有価証券	18,127,758	770,790
公社債	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
公社債	—	—
株式等	—	—
その他の証券	18,127,758	770,790
日本株式型投資信託	4,573,482	441,013
外国株式型投資信託	6,224,684	289,323
日本債券型投資信託	3,645,179	19,464
外国債券型投資信託	3,684,411	20,989

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

- 日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞
- 外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞
- ※「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2」については74ページ、
「アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞」については98ページ
をご覧ください。

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、日本債券インデックス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家(受益者)からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券／インデックス型」に該当します。

追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は1兆円とします。

※当ファンドの信託期間は(原則として)無期限です。ただし、信託元本が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができます。

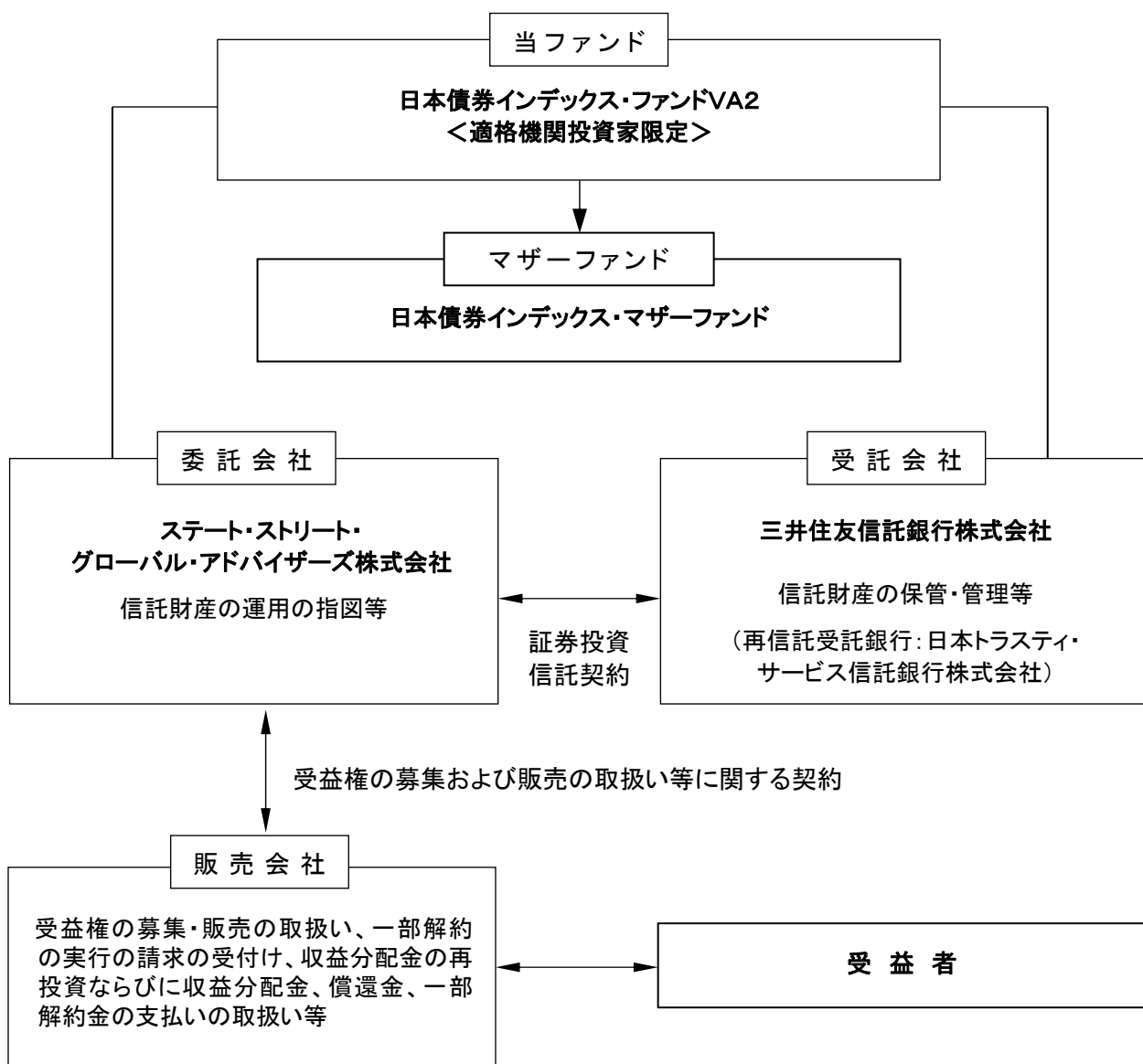
※NOMURA-BPI 総合指数とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI 総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

3 特 色

当ファンドは、日本債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の公社債等に投資を行います。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

4 仕組み



※上記の運用の仕組みは、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、日本債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行うことを基本とします。

(1) 運用方針

当ファンドは、わが国の公社債等に投資する日本債券インデックス・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。)を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

したがって、当ファンドでは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債等に分散投資することになります。

(2) 投資態度

①NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとします。

②マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。

- ③債券の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ④当ファンドに属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限り、以下同じ。)を行うことができます。
- ⑤当ファンドの効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥当ファンドの効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。
- ⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

日本債券インデックス・マザーファンド

- ①わが国の公社債等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②債券組入比率は原則として高位を維持します。
- ③信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡し取引を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

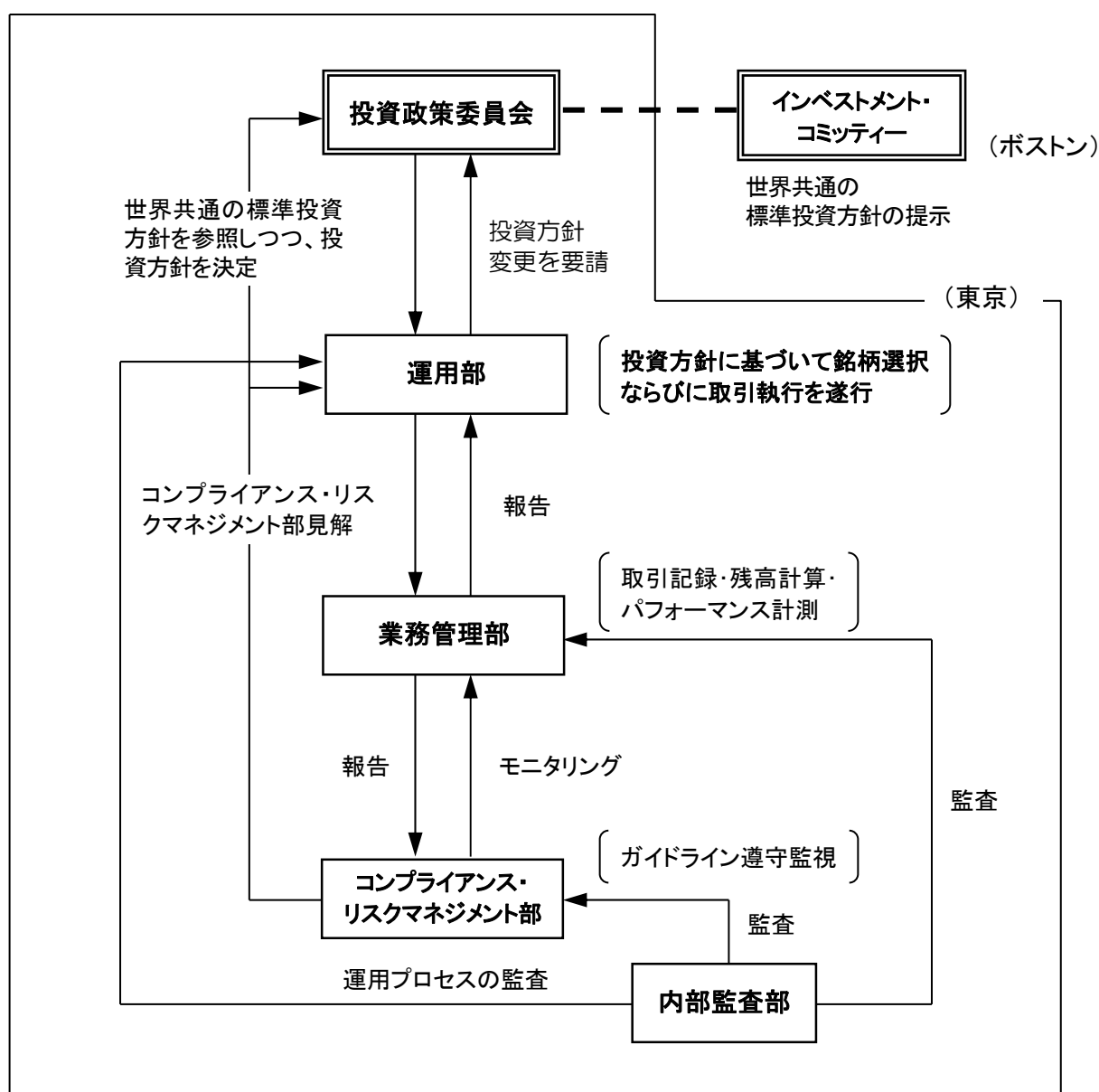
2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することのない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

(運用体制図)



※上記の運用体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

日本債券インデックス・マザーファンド

- ① 公社債への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引ならびに金利先渡取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債等に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

- ① 金利変動リスク（公社債等の価格変動リスク）
公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、公社債等の価格が下落する要因となります。
- ② 信用リスク
公社債等は、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって価格は変動し、損失を被ることがあります。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、価格は大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。
なお、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合や組み入れた株式や公社債等を貸付する場合にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。
その他、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。
- ③ 流動性リスク
公社債等の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために保有する公社債等を大量に売却しなければならない状況においては、取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期

待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した公社債等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

④ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑤ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク(参考指数)とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑥ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネジャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・ パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>の投資対象

(1) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限りません。以下同じ。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

(2) ①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日本債券インデックス・マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- l. 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- m. 投資証券もしくは投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- n. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- o. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- p. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- q. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- r. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、前記aの証券または証書、前記oの証書のうち前記aの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、

前記bから前記fまでの証券、前記oの証書のうち前記bから前記fまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記lの証券および前記mの証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

③前記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
- b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 前記aおよび前記bの取引の指図にあたっては、現物資産の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額から有価証券先物取引等の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率(以下「実質投資比率」といいます。))が、原則として信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、実質投資比率がこの上限を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その調整を指図するものとします。

⑤スワップ取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものと

します。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

- d. 前記cにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記aの売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記bの売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 前記aの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記bの借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 前記aの借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

2 日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>の投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②公社債への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑦デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

⑧投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、国内の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または国内の取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

※上記は、平成30年3月30日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,271,696,484	99.84
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		10,087,234	0.16
純資産総額		6,281,783,718	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

日本債券インデックス・マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	110,261,958,200	81.10
特殊債券	日本	11,676,970,138	8.59
地方債証券	日本	8,327,890,243	6.12
社債券	日本	5,245,001,000	3.86
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		451,353,002	0.33
純資産総額		135,963,172,583	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

(1)投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日本債券インデックス・ マザーファンド	—	4,939,510,502	1.2689	6,267,744,876	1.2697	6,271,696,484	99.84
									投資比率: 合計	99.84

(注 1)投資有価証券は 1 銘柄です。

(注 2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	99.84
合計		99.84

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

日本債券インデックス・マザーファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄

評価額上位 30 銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債	第134回利付国債(5年)	0.100	2022/12/20	2,500,000,000	101.10	2,527,570,000	101.04	2,526,075,000	1.86
2	日本	国債	第135回利付国債(5年)	0.100	2023/03/20	2,400,000,000	101.04	2,425,152,000	101.04	2,425,128,000	1.78
3	日本	国債	第129回利付国債(5年)	0.100	2021/09/20	1,750,000,000	100.85	1,764,927,500	100.76	1,763,387,500	1.30
4	日本	国債	第386回利付国債(2年)	0.100	2020/03/15	1,600,000,000	100.48	1,607,776,000	100.46	1,607,488,000	1.18
5	日本	国債	第385回利付国債(2年)	0.100	2020/02/15	1,600,000,000	100.48	1,607,696,000	100.45	1,607,200,000	1.18
6	日本	国債	第340回利付国債(10年)	0.400	2025/09/20	1,380,000,000	103.40	1,427,057,000	103.33	1,425,995,400	1.05
7	日本	国債	第349回利付国債(10年)	0.100	2027/12/20	1,260,000,000	100.74	1,269,430,200	100.67	1,268,542,800	0.93
8	日本	国債	第130回利付国債(5年)	0.100	2021/12/20	1,200,000,000	100.89	1,210,740,000	100.80	1,209,624,000	0.89
9	日本	国債	第304回利付国債(10年)	1.300	2019/09/20	1,100,000,000	102.25	1,124,783,000	102.10	1,123,177,000	0.83
10	日本	国債	第148回利付国債(20年)	1.500	2034/03/20	900,000,000	118.08	1,062,792,000	118.36	1,065,312,000	0.78
11	日本	国債	第339回利付国債(10年)	0.400	2025/06/20	1,000,000,000	103.36	1,033,600,000	103.29	1,032,950,000	0.76
12	日本	国債	第305回利付国債(10年)	1.300	2019/12/20	1,000,000,000	102.61	1,026,100,000	102.45	1,024,580,000	0.75
13	日本	国債	第131回利付国債(5年)	0.100	2022/03/20	1,000,000,000	100.93	1,009,300,000	100.87	1,008,750,000	0.74
14	日本	国債	第345回利付国債(10年)	0.100	2026/12/20	1,000,000,000	100.92	1,009,230,000	100.87	1,008,710,000	0.74
15	日本	国債	第33回利付国債(30年)	2.000	2040/09/20	760,000,000	129.46	983,969,200	129.38	983,288,000	0.72
16	日本	国債	第314回利付国債(10年)	1.100	2021/03/20	900,000,000	103.79	934,164,000	103.62	932,634,000	0.69
17	日本	国債	第307回利付国債(10年)	1.300	2020/03/20	900,000,000	102.97	926,739,000	102.81	925,308,000	0.68
18	日本	国債	第310回利付国債(10年)	1.000	2020/09/20	900,000,000	102.93	926,379,000	102.78	925,038,000	0.68
19	日本	国債	第341回利付国債(10年)	0.300	2025/12/20	900,000,000	102.69	924,264,000	102.63	923,679,000	0.68
20	日本	国債	第132回利付国債(5年)	0.100	2022/06/20	900,000,000	100.99	908,919,000	100.91	908,190,000	0.67
21	日本	国債	第346回利付国債(10年)	0.100	2027/03/20	900,000,000	100.85	907,650,000	100.80	907,245,000	0.67
22	日本	国債	第9回利付国債(40年)	0.400	2056/03/20	1,050,000,000	85.00	892,552,500	85.01	892,605,000	0.66
23	日本	国債	第57回利付国債(20年)	1.900	2022/06/20	800,000,000	108.72	869,832,000	108.48	867,888,000	0.64
24	日本	国債	第330回利付国債(10年)	0.800	2023/09/20	800,000,000	105.07	840,576,000	104.91	839,336,000	0.62
25	日本	国債	第335回利付国債(10年)	0.500	2024/09/20	800,000,000	103.81	830,496,000	103.73	829,880,000	0.61
26	日本	国債	第312回利付国債(10年)	1.200	2020/12/20	800,000,000	103.76	830,128,000	103.59	828,760,000	0.61
27	日本	国債	第306回利付国債(10年)	1.400	2020/03/20	800,000,000	103.17	825,400,000	103.00	824,064,000	0.61
28	日本	国債	第309回利付国債(10年)	1.100	2020/06/20	800,000,000	102.86	822,952,000	102.73	821,840,000	0.60
29	日本	国債	第163回利付国債(20年)	0.600	2037/12/20	800,000,000	101.57	812,569,000	101.61	812,896,000	0.60
30	日本	国債	第342回利付国債(10年)	0.100	2026/03/20	800,000,000	101.08	808,696,000	101.03	808,296,000	0.59
										投資比率:合計	25.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	81.10
特殊債券	—	8.59
地方債証券	—	6.12
社債券	—	3.86
合計		99.67

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

3 運用実績(平成 30 年 3 月 30 日現在)

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

(1)純資産の推移

平成 30 年 3 月 30 日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項 目 計算期間・月末		純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第1期	(平成 22 年 3 月 5 日)	分配付: 73,850,204 分配落: 73,850,204	分配付: 1.0130 分配落: 1.0130
第2期	(平成 23 年 3 月 7 日)	分配付: 157,192,446 分配落: 157,192,446	分配付: 1.0236 分配落: 1.0236
第3期	(平成 24 年 3 月 5 日)	分配付: 230,789,830 分配落: 230,789,830	分配付: 1.0494 分配落: 1.0494
第4期	(平成 25 年 3 月 5 日)	分配付: 358,576,482 分配落: 358,576,482	分配付: 1.0763 分配落: 1.0763
第5期	(平成 26 年 3 月 5 日)	分配付: 567,249,509 分配落: 567,249,509	分配付: 1.0899 分配落: 1.0899
第6期	(平成 27 年 3 月 5 日)	分配付: 997,779,483 分配落: 997,779,483	分配付: 1.1129 分配落: 1.1129
第7期	(平成 28 年 3 月 7 日)	分配付: 1,728,504,250 分配落: 1,728,504,250	分配付: 1.1688 分配落: 1.1688
第8期	(平成 29 年 3 月 6 日)	分配付: 3,674,881,390 分配落: 3,674,881,390	分配付: 1.1546 分配落: 1.1546
第9期	(平成 30 年 3 月 5 日)	分配付: 6,336,262,289 分配落: 6,336,262,289	分配付: 1.1600 分配落: 1.1600
	平成 29 年 3 月末日	3,672,524,917	1.1538
	4 月末日	3,822,037,328	1.1593
	5 月末日	3,964,685,181	1.1567
	6 月末日	4,335,445,995	1.1531
	7 月末日	4,391,984,708	1.1529
	8 月末日	4,792,488,613	1.1587
	9 月末日	4,774,087,752	1.1543
	10 月末日	5,261,649,928	1.1540
	11 月末日	5,539,665,761	1.1566
	12 月末日	5,785,599,307	1.1570
	平成 30 年 1 月末日	6,080,918,862	1.1547
	2 月末日	6,262,836,725	1.1588
	3 月末日	6,281,783,718	1.1605

(2) 分配の推移

項 目		1口当たりの分配金
計算期間		
第1期	(平成22年 3月 5日)	0.0000円
第2期	(平成23年 3月 7日)	0.0000円
第3期	(平成24年 3月 5日)	0.0000円
第4期	(平成25年 3月 5日)	0.0000円
第5期	(平成26年 3月 5日)	0.0000円
第6期	(平成27年 3月 5日)	0.0000円
第7期	(平成28年 3月 7日)	0.0000円
第8期	(平成29年 3月 6日)	0.0000円
第9期	(平成30年 3月 5日)	0.0000円

(3) 収益率の推移

項 目		収益率
計算期間		
第1期	(自平成21年 1月 8日 至平成22年 3月 5日)	1.3%
第2期	(自平成22年 3月 6日 至平成23年 3月 7日)	1.0%
第3期	(自平成23年 3月 8日 至平成24年 3月 5日)	2.5%
第4期	(自平成24年 3月 6日 至平成25年 3月 5日)	2.6%
第5期	(自平成25年 3月 6日 至平成26年 3月 5日)	1.3%
第6期	(自平成26年 3月 6日 至平成27年 3月 5日)	2.1%
第7期	(自平成27年 3月 6日 至平成28年 3月 7日)	5.0%
第8期	(自平成28年 3月 8日 至平成29年 3月 6日)	△1.2%
第9期	(自平成29年 3月 7日 至平成30年 3月 5日)	0.5%

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は、第9期計算期間(平成29年3月7日から平成30年3月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

1. 貸借対照表

(単位:円)

区 分	第8期 (平成29年3月6日現在)	第9期 (平成30年3月5日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,571	—
コール・ローン	5,950,576	9,615,945
親投資信託受益証券	3,674,211,373	6,335,020,507
未収入金	—	1,765,000
流動資産合計	3,680,170,520	6,346,401,452
資産合計	3,680,170,520	6,346,401,452
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	627,680	1,201,389
未払委託者報酬	4,393,670	8,409,671
未払利息	17	23
その他未払費用	267,763	528,080
流動負債合計	5,289,130	10,139,163
負債合計	5,289,130	10,139,163
純資産の部		
元本等		
元本	3,182,915,854	5,462,094,675
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	491,965,536	874,167,614
(分配準備積立金)	(128,828,202)	(163,791,938)
元本等合計	3,674,881,390	6,336,262,289
純資産合計	3,674,881,390	6,336,262,289
負債純資産合計	3,680,170,520	6,346,401,452

2. 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	第8期 〔 自 平成28年 3月 8日 至 平成29年 3月 6日 〕	第9期 〔 自 平成29年 3月 7日 至 平成30年 3月 5日 〕
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	△38,061,708	47,158,609
営業収益合計	△38,061,708	47,158,609
営業費用		
支払利息	2,009	4,053
受託者報酬	1,071,536	2,112,771
委託者報酬	7,500,640	14,789,306
その他費用	267,832	528,105
営業費用合計	8,842,017	17,434,235
営業利益又は営業損失(△)	△46,903,725	29,724,374
経常利益又は経常損失(△)	△46,903,725	29,724,374
当期純利益又は当期純損失(△)	△46,903,725	29,724,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	141,922	188,113
期首剰余金又は期首欠損金(△)	249,686,809	491,965,536
剰余金増加額又は欠損金減少額	290,741,592	363,091,186
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	290,741,592	363,091,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,417,218	10,425,369
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	1,417,218	10,425,369
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	491,965,536	874,167,614

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 平成 29 年 3 月 5 日が休日のため、当計算期間は平成 29 年 3 月 7 日から平成 30 年 3 月 5 日までとなっております。

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、外国債券インデックス・マザー・ファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)受益証券への投資を通じて、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家(受益者)からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／債券／インデックス型」に該当します。

追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。

債券…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。

インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載のあるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は1兆円とします。

※当ファンドの信託期間は(原則として)無期限です。ただし、信託元本が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができます。

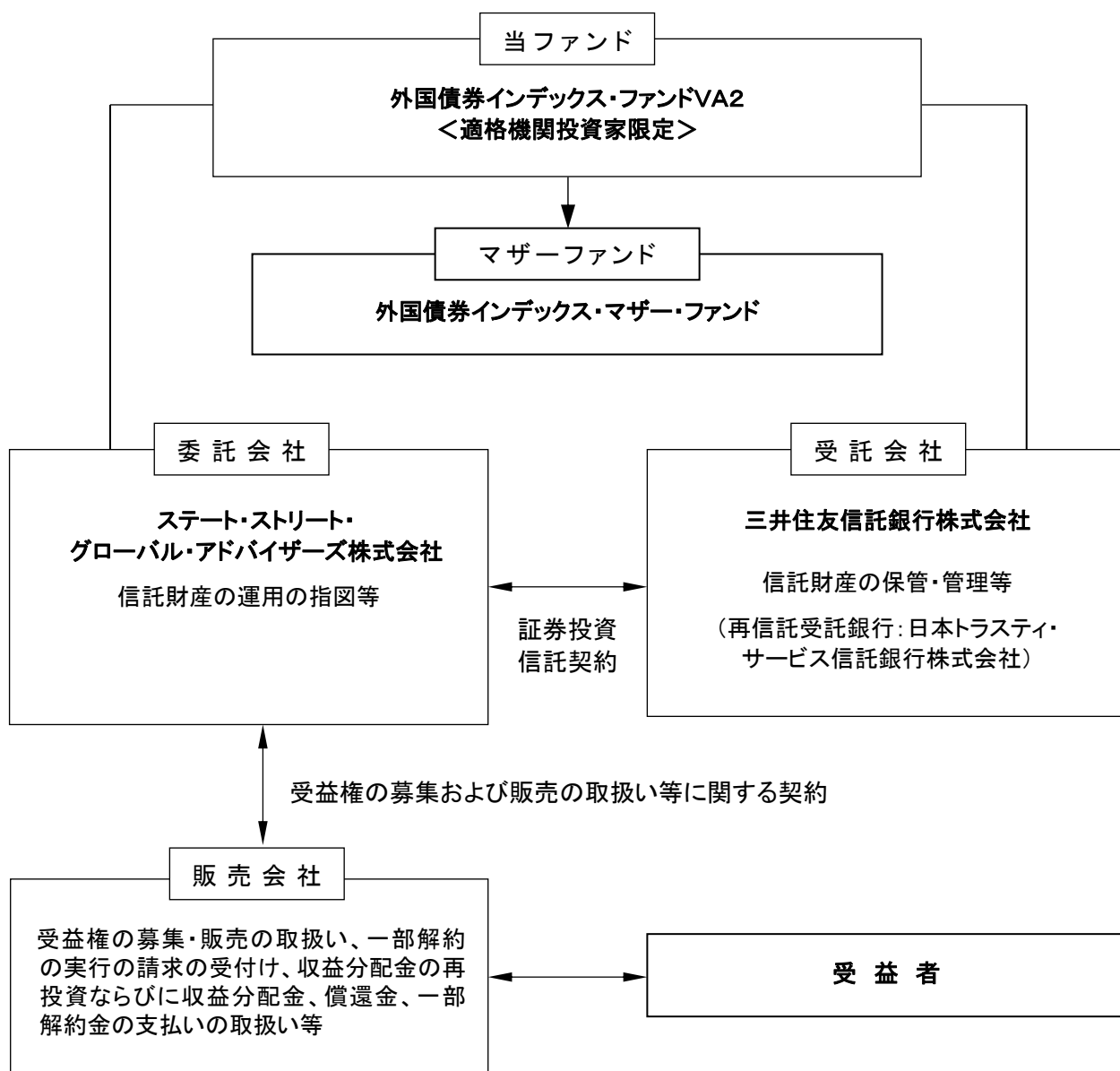
※FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

3 特 色

当ファンドは、外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資を行います。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

4 仕組み



※上記の運用の仕組みは、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券への投資を通じて、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行うことを基本とします。

(1) 運用方針

当ファンドは、日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等（以下、「公社債等」といいます。）に投資する外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。）を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざして、ファミリーファンド方式で運用を行います。

したがって、当ファンドでは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の公社債等に分散投資することになります。

(2) 投資態度

- ① FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 当ファンドに属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。)を行うことができます。
- ⑤ 当ファンドの効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 当ファンドの効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

外国債券インデックス・マザー・ファンド

- ① 日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等を主要投資対象とし、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 公社債への投資は原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。その際の実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、実質投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう実質投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が出来ないことがあります。

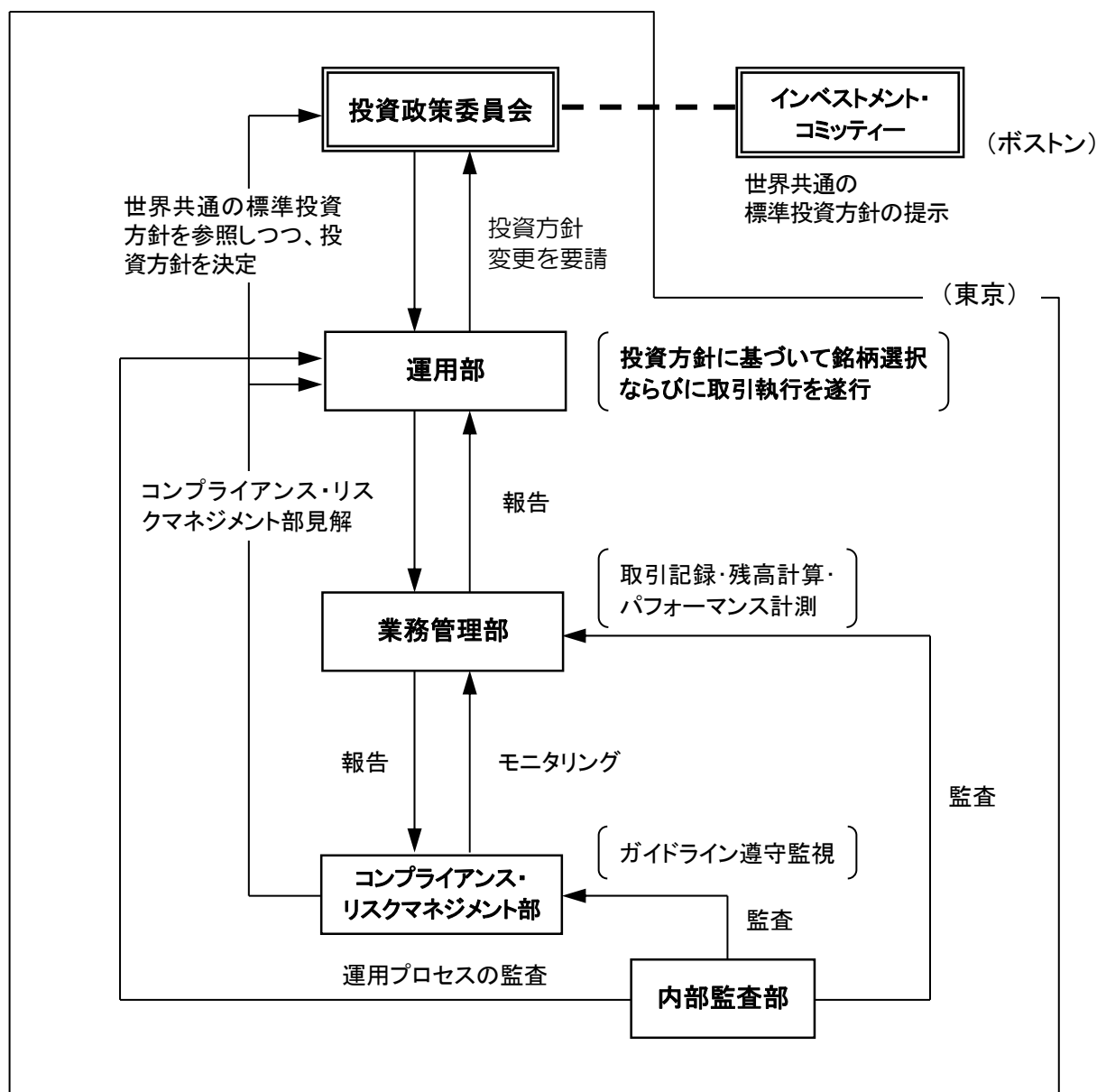
2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することのない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

(運用体制図)



※上記の運用体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 公社債への実質的投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質的投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

外国債券インデックス・マザー・ファンド

- ① 公社債への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等、スワップ取引ならびに金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

- ① 金利変動リスク(公社債等の価格変動リスク)
公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク
公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合(マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む)にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本を除く世界主要国の国債および政府機関債等は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国(投資対象国)における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回国規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 資産担保証券のリスク

MBS、ABS等(資産担保証券)の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります(期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。)。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換えが増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン(信用力の低い個人向け住宅融資)と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります(債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。)

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

⑦ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑧ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク(参考指数)とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑨ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化

や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・ パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資対象

(1) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限りません。以下同じ。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

(2) ①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックス・マザー・ファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証書
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- q. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で

定めるものをいいます。)

- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- u. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- v. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第a号の証券または証書、第l号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第l号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

③第a項の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④先物取引等の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- b. 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d. 第a項の取引の指図にあたっては、現物資産の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額から有価証券先物取引等の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率(以下「実質投資比率」といいます。))が、原則として信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、実質投資比率がこの上限を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その調整を指図するものとします。

⑤スワップ取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- d. 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財

産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b. 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 第a項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収

支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>の投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②公社債への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑦デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

⑧投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

※上記は、平成30年3月30日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,350,068,014	100.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		△374,974	△0.01
純資産総額		6,349,693,040	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

外国債券インデックス・マザー・ファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	70,176,219,581	40.81
	フランス	17,684,062,637	10.28
	イタリア	16,779,155,745	9.76
	イギリス	12,063,053,675	7.02
	ドイツ	11,996,723,087	6.98
	スペイン	10,387,000,469	6.04
	ベルギー	4,328,385,403	2.52
	オランダ	3,612,208,577	2.10
	オーストラリア	3,606,538,330	2.10
	カナダ	3,521,460,691	2.05
	オーストリア	2,643,765,727	1.54
	アイルランド	1,447,223,780	0.84
	メキシコ	1,424,566,361	0.83
	ポーランド	1,156,005,967	0.67
	南アフリカ	1,146,222,311	0.67
	フィンランド	1,089,706,234	0.63
	デンマーク	1,023,097,676	0.59
	マレーシア	822,859,998	0.48
	スウェーデン	676,965,764	0.39
	シンガポール	674,076,111	0.39
	ノルウェー	536,886,995	0.31
	スイス	289,961,867	0.17
	小 計	167,086,146,986	97.17
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		4,868,717,864	2.83
純資産総額		171,954,864,850	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

(1)投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券インデックス・マザー・ファンド	—	2,827,530,508	2.2328	6,313,310,119	2.2458	6,350,068,014	100.01
									投資比率:合計	100.01

(注 1)投資有価証券は 1 銘柄です。

(注 2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	100.01
合計		100.01

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

外国債券インデックス・マザー・ファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄

評価額上位 30 銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2019/12/31	12,000,000	10,415.23	1,249,828,608	10,418.95	1,250,274,816	0.73
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2020/01/31	11,500,000	10,451.36	1,201,906,400	10,457.20	1,202,578,368	0.70
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2021/01/31	11,500,000	10,315.69	1,186,304,524	10,328.97	1,187,831,724	0.69
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2022/08/15	11,000,000	10,189.15	1,120,806,702	10,231.01	1,125,412,006	0.65
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.250	2019/10/31	10,700,000	10,459.22	1,119,136,728	10,460.92	1,119,318,611	0.65
6	フランス	国債証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	3.000	2022/04/25	7,400,000	14,701.32	1,087,898,348	14,749.77	1,091,483,576	0.63
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.250	2020/02/29	10,000,000	10,413.96	1,041,396,352	10,418.95	1,041,895,680	0.61
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000	2020/09/30	9,500,000	10,531.04	1,000,448,800	10,532.73	1,000,610,284	0.58
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.875	2021/11/30	9,500,000	10,382.51	986,339,065	10,403.23	988,307,161	0.57
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.125	2019/05/15	9,000,000	10,751.80	967,662,604	10,733.53	966,018,009	0.56

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域 名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数 量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3.625	2020/02/15	8,800,000	10,907.44	959,855,452	10,884.60	957,845,391	0.56
12	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.375	2020/12/31	9,000,000	10,621.98	955,978,329	10,623.57	956,121,753	0.56
13	フランス	国債 証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	2.500	2020/10/25	6,800,000	14,042.04	954,859,155	14,040.01	954,720,700	0.56
14	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.000	2019/11/30	9,000,000	10,401.95	936,176,256	10,407.80	936,702,144	0.54
15	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.250	2019/04/30	8,900,000	10,516.91	936,004,997	10,521.05	936,373,756	0.54
16	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.125	2020/03/31	9,000,000	10,375.82	933,824,102	10,381.66	934,349,990	0.54
17	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.000	2019/06/30	8,800,000	10,462.62	920,710,686	10,466.76	921,075,302	0.54
18	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8.000	2021/11/15	7,200,000	12,700.67	914,448,476	12,654.99	911,159,285	0.53
19	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.000	2021/02/28	8,500,000	10,499.91	892,492,492	10,505.75	892,989,164	0.52
20	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.000	2022/02/15	8,500,000	10,408.22	884,699,257	10,435.63	887,029,100	0.52
21	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.250	2027/08/15	8,500,000	10,070.57	855,998,946	10,186.60	865,861,843	0.50
22	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3.625	2019/08/15	8,000,000	10,846.89	867,751,321	10,822.35	865,788,006	0.50
23	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.250	2025/11/15	8,400,000	10,182.04	855,291,494	10,283.28	863,796,218	0.50
24	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.750	2022/05/15	8,300,000	10,278.29	853,098,488	10,311.12	855,823,225	0.50
25	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.000	2019/09/30	8,200,000	10,428.09	855,103,662	10,432.66	855,478,264	0.50
26	イタリア	国債 証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	5.000	2025/03/01	5,200,000	16,077.45	836,027,587	16,349.87	850,193,497	0.49
27	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.125	2021/08/15	8,000,000	10,494.38	839,550,976	10,508.62	840,689,868	0.49
28	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.000	2021/05/31	8,000,000	10,475.05	838,004,121	10,485.78	838,862,540	0.49
29	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.000	2022/11/30	8,000,000	10,328.97	826,317,721	10,370.40	829,632,409	0.48
30	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3.625	2021/02/15	7,500,000	10,994.56	824,592,384	10,987.55	824,066,496	0.48
										投資比率:合計	16.71

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 平成 30 年 3 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	97.17
合計		97.17

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 平成 30 年 3 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

3 運用実績(平成 30 年 3 月 30 日現在)

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

(1) 純資産の推移

平成 30 年 3 月 30 日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項 目		純資産総額(円)		1 口当たりの純資産額(円)	
計算期間・月末					
第 1 期	(平成 22 年 2 月 22 日)	分配付:	69,455,311	分配付:	1.0169
		分配落:	69,455,311	分配落:	1.0169
第 2 期	(平成 23 年 2 月 21 日)	分配付:	152,076,134	分配付:	0.9432
		分配落:	152,076,134	分配落:	0.9432
第 3 期	(平成 24 年 2 月 20 日)	分配付:	220,126,483	分配付:	0.9647
		分配落:	220,126,483	分配落:	0.9647
第 4 期	(平成 25 年 2 月 20 日)	分配付:	352,615,908	分配付:	1.1832
		分配落:	352,615,908	分配落:	1.1832
第 5 期	(平成 26 年 2 月 20 日)	分配付:	547,228,056	分配付:	1.3264
		分配落:	547,228,056	分配落:	1.3264
第 6 期	(平成 27 年 2 月 20 日)	分配付:	939,713,237	分配付:	1.5148
		分配落:	939,713,237	分配落:	1.5148
第 7 期	(平成 28 年 2 月 22 日)	分配付:	1,606,673,159	分配付:	1.4328
		分配落:	1,606,673,159	分配落:	1.4328
第 8 期	(平成 29 年 2 月 20 日)	分配付:	3,317,549,703	分配付:	1.3798
		分配落:	3,317,549,703	分配落:	1.3798
第 9 期	(平成 30 年 2 月 20 日)	分配付:	6,159,031,089	分配付:	1.4148
		分配落:	6,159,031,089	分配落:	1.4148
	平成29年 3月末日		3,698,794,412		1.3808
	4月末日		3,720,446,047		1.3889
	5月末日		4,032,660,427		1.4093
	6月末日		4,107,267,197		1.4353
	7月末日		4,481,922,216		1.4341
	8月末日		4,665,245,238		1.4541
	9月末日		4,915,578,070		1.4699
	10月末日		5,310,679,621		1.4695
	11月末日		5,526,685,978		1.4702
	12月末日		5,849,808,365		1.4878
	平成30年 1月末日		5,939,455,724		1.4505
	2月末日		6,127,125,184		1.4127
	3月末日		6,349,693,040		1.4216

(2) 分配の推移

項 目		1 口当たりの分配金
計算期間		
第 1 期	(平成22年2月22日)	0.0000円
第 2 期	(平成23年2月21日)	0.0000円
第 3 期	(平成24年2月20日)	0.0000円
第 4 期	(平成25年2月20日)	0.0000円
第 5 期	(平成26年2月20日)	0.0000円
第 6 期	(平成27年2月20日)	0.0000円
第 7 期	(平成28年2月22日)	0.0000円
第 8 期	(平成29年2月20日)	0.0000円
第 9 期	(平成30年2月20日)	0.0000円

(3) 収益率の推移

項 目		収益率
計算期間		
第 1 期	〔自平成21年1月 8日 至平成22年2月22日〕	1.7%
第 2 期	〔自平成22年2月23日 至平成23年2月21日〕	△7.2%

項 目		収益率
計算期間		
第3期	〔 自平成23年2月22日 至平成24年2月20日 〕	2.3%
第4期	〔 自平成24年2月21日 至平成25年2月20日 〕	22.6%
第5期	〔 自平成25年2月21日 至平成26年2月20日 〕	12.1%
第6期	〔 自平成26年2月21日 至平成27年2月20日 〕	14.2%
第7期	〔 自平成27年2月21日 至平成28年2月22日 〕	△5.4%
第8期	〔 自平成28年2月23日 至平成29年2月20日 〕	△3.7%
第9期	〔 自平成29年2月21日 至平成30年2月20日 〕	2.5%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は第 9 期計算期間(平成 29 年 2 月 21 日から平成 30 年 2 月 20 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

1. 貸借対照表

(単位:円)

区 分	第 8 期 (平成 29 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 2 月 20 日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,268	—
コール・ローン	6,158,597	11,858,796
親投資信託受益証券	3,317,295,026	6,158,715,744
流動資産合計	3,323,456,891	6,170,574,540
資産合計	3,323,456,891	6,170,574,540
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	610,802	1,192,419
未払委託者報酬	5,039,058	9,837,359
未払利息	17	29
その他未払費用	257,311	513,644
流動負債合計	5,907,188	11,543,451
負債合計	5,907,188	11,543,451
純資産の部		
元本等		
元本	2,404,388,957	4,353,422,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	913,160,746	1,805,608,383
(分配準備積立金)	(290,277,534)	(398,041,903)
元本等合計	3,317,549,703	6,159,031,089
純資産合計	3,317,549,703	6,159,031,089
負債純資産合計	3,323,456,891	6,170,574,540

2. 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	第8期 〔 自 平成28年 2月23日 至 平成29年 2月20日 〕	第9期 〔 自 平成29年 2月21日 至 平成30年 2月20日 〕
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	△46,939,147	34,908,709
営業収益合計	△46,939,147	34,908,709
営業費用		
支払利息	2,186	4,540
受託者報酬	1,029,710	2,055,053
委託者報酬	8,494,994	16,954,057
その他費用	257,426	513,682
営業費用合計	9,784,316	19,527,332
営業利益又は営業損失(△)	△56,723,463	15,381,377
経常利益又は経常損失(△)	△56,723,463	15,381,377
当期純利益又は当期純損失(△)	△56,723,463	15,381,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	—	—
期首剰余金又は期首欠損金(△)	485,302,725	913,160,746
剰余金増加額又は欠損金減少額	484,581,484	877,066,260
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	484,581,484	877,066,260
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	913,160,746	1,805,608,383

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

特別勘定の名称：日本株式型

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

JDFインデックス・ファンド国内株式 F(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。「インデックス・マザー・ファンド国内株式」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

- * 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／国内／株式／インデックス型(TOPIX)に分類されます。
- * 信託金の限度額は 500 億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

3 特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

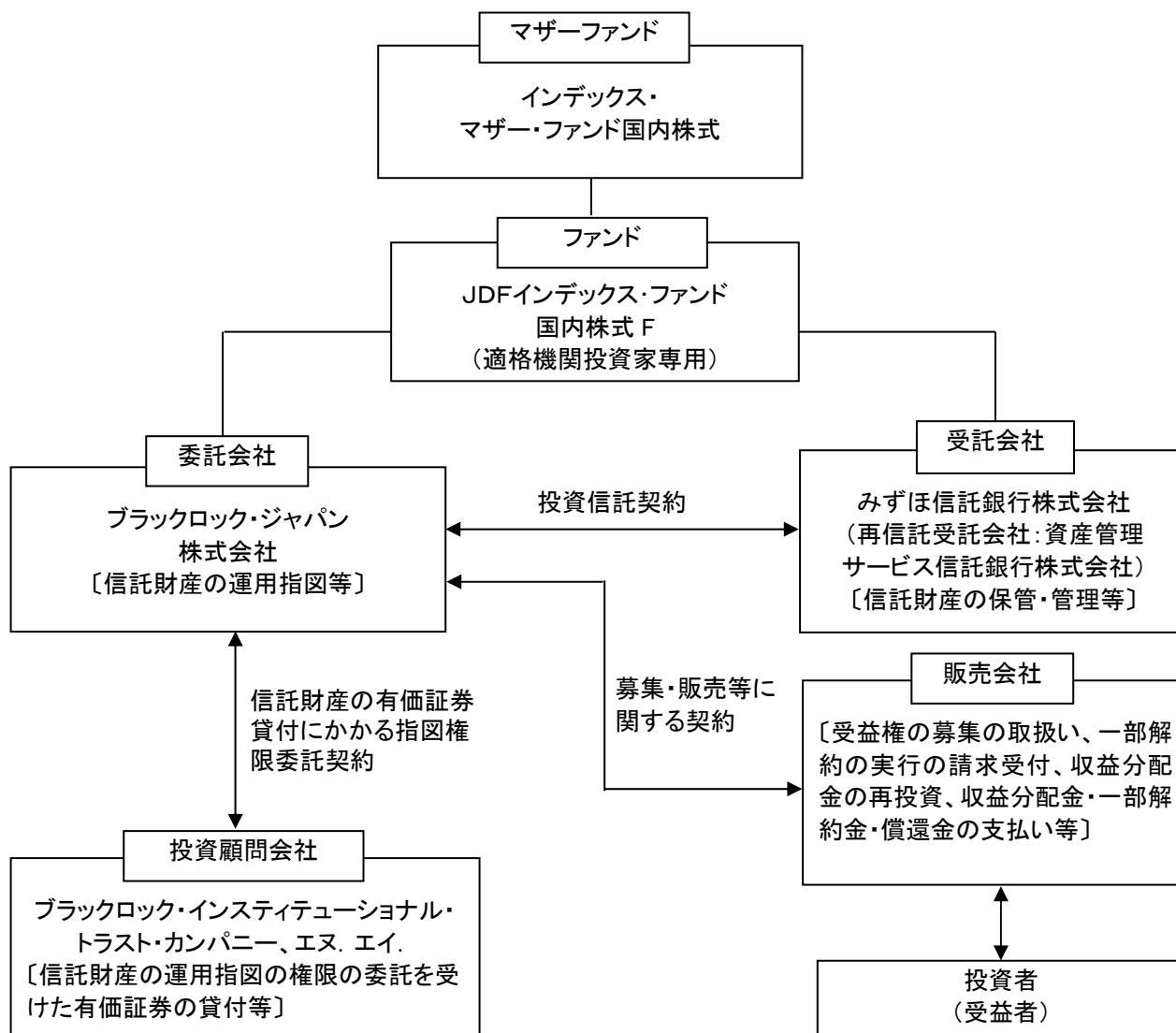
【ファンドのベンチマーク】

当ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部上場全銘柄の時価総額を基準時(昭和 43 年 1 月 4 日)の時価総額で除して基準値(100)を乗じ算出した指数で、株式会社東京証券取引所(以下、(株)東京証券取引所)により算出、公表されます。当指数は、新規上場や上場廃止等の市況とは無関係の時価総額変動要因を修正して連動性を持たせたもので、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。

TOPIX の商標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は(株)東京証券取引所に帰属します。(株)東京証券取引所は TOPIX の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は TOPIX の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

4 仕組み



※上記の仕組みは、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足が生じる場合は、資金の借入れを行うことができます。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

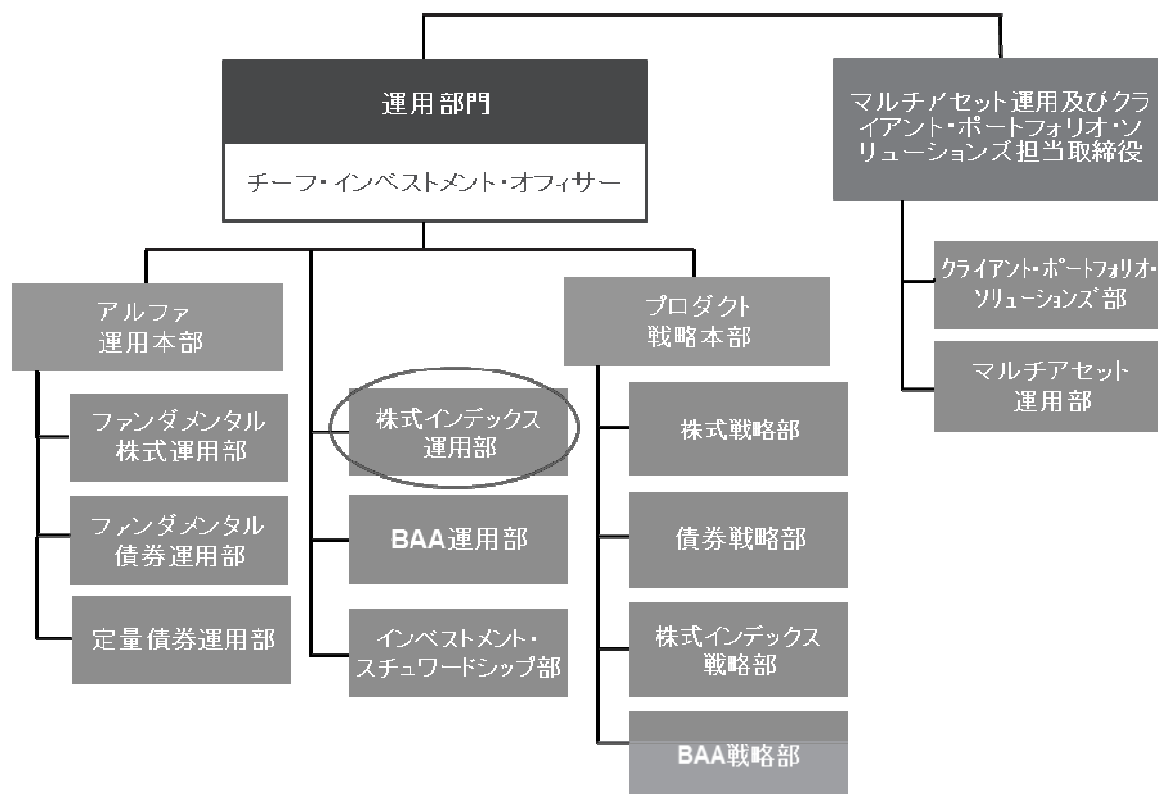
インデックス・マザー・ファンド国内株式

- わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。なお、株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向の急激な変動が生じたときなど、信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

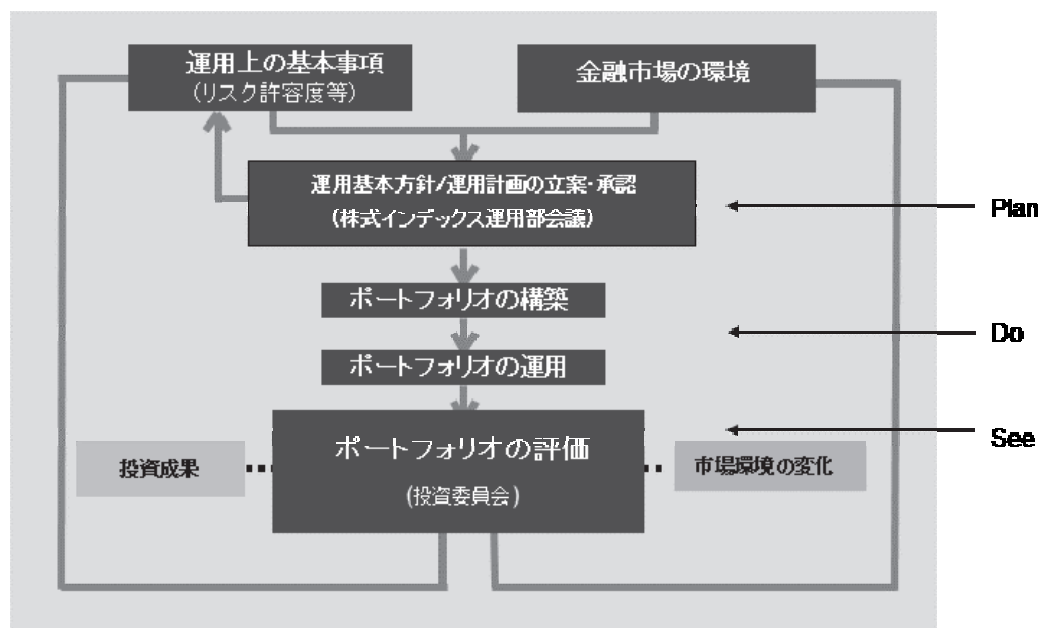
2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンス及びリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社における運用体制は以下の通りです。
＜運用部門:約 50 名(平成 30 年 3 月末時点)＞



- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



平成 30 年 3 月末現在

(注)上記運用体制は、将来変更される可能性があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令及び投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス・マザー・ファンド国内株式

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の主な変動要因

a. 価格変動リスク

株価は、発行会社の業績、市場の需給、政治・経済情勢等を反映して変動します。株式市場における価格変動を受けて、ファンド及びマザーファンドの基準価額が変動します。

b. 流動性リスク

市場の急変時等には、希望した取引ができないことにより、運用の基本方針に従った運用が出来ない場合があります。

c. 信用リスク

組入株式等の発行会社等の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が大きく影響を受けることがあります。

d. 対象とする株価指数との乖離

ファンドは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動することを目指しますが、基準価額が同指数から乖離する場合があります。乖離を引き起こす要因としてはファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買するタイミングのずれ、売買コスト、組入れ銘柄の配当金や権利処理等による現金の発生、先物価格と指数との価格差、信託報酬等費用の負担等があります。(これらの場合以外にも乖離する場合があります。)

e. 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約の支払資金を手当てするために保有株式等を大量に売却する場合があります。その場合、市場動向や流動性の状況により、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。なお、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってはファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

② リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

平成 30 年 3 月末現在

(注)上記リスクの管理体制は、将来変更される可能性があります。

3. その他詳細情報

1 JDFインデックス・ファンド国内株式 F(適格機関投資家専用)の投資対象

a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条及び第30条に定めるものに限り。)

- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)と類似の取引に係る権利
- (b) 為替手形

b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるインデックス・マザー・ファンド国内株式(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券並びに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限り。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券(投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められた範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の売買に係る取引を委託者の関係会社と行うことを指図することができます。

2 JDFインデックス・ファンド国内株式 F(適格機関投資家専用)の投資制限

a. 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるい

は受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c. 先物取引等の運用指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- (b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引の指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受

けた者の関係会社を選定することができるものとします。

- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けを行うことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 資金借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は平成 30 年 3 月 30 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	14,787,491,125	100.01
内 日本	14,787,491,125	100.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△2,088,169	△0.01
純資産総額	14,785,402,956	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

インデックス・マザー・ファンド国内株式

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	37,159,104,240	98.70
内 日本	37,159,104,240	98.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	488,365,299	1.30
純資産総額	37,647,469,539	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

2 投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インデックス・マ ザー・ファンド 国 内株式	日本	親投資信託 受益証券	11,666,659,665	1.2889	15,037,956,334	1.2675	14,787,491,125	100.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【参考情報】マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄(平成 30 年 3 月 30 日現在)

インデックス・マザー・ファンド国内株式

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	184,200	7,291.00 1,343,002,200	6,825.00 1,257,165,000	3.34
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	1,046,000	784.60 820,691,600	697.00 729,062,000	1.94
3	ソフトバンクグループ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	67,300	8,922.00 600,450,600	7,950.00 535,035,000	1.42
4	日本電信電話	日本・円 日本	株式 情報・通信業	106,700	4,795.00 511,626,500	4,900.00 522,830,000	1.39
5	ソニー	日本・円 日本	株式 電気機器	101,200	5,296.00 535,955,200	5,146.00 520,775,200	1.38
6	三井住友フィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	113,100	4,773.00 539,826,300	4,458.00 504,199,800	1.34
7	本田技研工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	136,300	3,785.00 515,895,500	3,660.00 498,858,000	1.33
8	キーエンス	日本・円 日本	株式 電気機器	7,400	62,880.00 465,312,000	66,040.00 488,696,000	1.30
9	任天堂	日本・円 日本	株式 その他製品	9,300	46,960.00 436,728,000	46,860.00 435,798,000	1.16
10	みずほフィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	2,030,000	201.60 409,248,000	191.40 388,542,000	1.03
11	ファナック	日本・円 日本	株式 電気機器	14,400	27,465.00 395,496,000	26,960.00 388,224,000	1.03
12	KDDI	日本・円 日本	株式 情報・通信業	133,800	2,639.50 353,165,100	2,716.50 363,467,700	0.97
13	キャノン	日本・円 日本	株式 電気機器	81,500	3,953.00 322,169,500	3,853.00 314,019,500	0.83
14	三菱商事	日本・円 日本	株式 卸売業	104,700	3,054.00 319,753,800	2,862.00 299,651,400	0.80
15	NTTドコモ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	110,000	2,733.00 300,630,000	2,716.50 298,815,000	0.79
16	日本電産	日本・円 日本	株式 電気機器	18,200	16,255.00 295,841,000	16,390.00 298,298,000	0.79
17	花王	日本・円 日本	株式 化学	37,200	7,889.00 293,470,800	7,981.00 296,893,200	0.79
18	リクルートホールディングス	日本・円 日本	株式 サービス業	111,700	2,651.50 296,172,550	2,644.50 295,390,650	0.78
19	信越化学工業	日本・円 日本	株式 化学	26,400	11,320.00 298,848,000	11,005.00 290,532,000	0.77
20	武田薬品工業	日本・円 日本	株式 医薬品	55,800	5,910.00 329,778,000	5,183.00 289,211,400	0.77
21	日本たばこ産業	日本・円 日本	株式 食料品	94,100	3,140.00 295,474,000	3,066.00 288,510,600	0.77
22	セブン&アイ・ホールディングス	日本・円 日本	株式 小売業	62,500	4,500.00 281,250,000	4,564.00 285,250,000	0.76
23	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	364,000	830.20 302,192,800	770.80 280,571,200	0.75
24	東海旅客鉄道	日本・円 日本	株式 陸運業	13,600	20,110.00 273,496,000	20,130.00 273,768,000	0.73
25	東日本旅客鉄道	日本・円 日本	株式 陸運業	27,200	10,375.00 282,200,000	9,862.00 268,246,400	0.71
26	東京海上ホールディングス	日本・円 日本	株式 保険業	56,300	5,038.00 283,639,400	4,735.00 266,580,500	0.71
27	パナソニック	日本・円 日本	株式 電気機器	173,100	1,651.50 285,874,650	1,521.00 263,285,100	0.70

順位	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
28	小松製作所	日本・円 日本	株式 機械	73,100	4,006.00 292,838,600	3,547.00 259,285,700	0.69
29	三菱電機	日本・円 日本	株式 電気機器	151,500	1,829.50 277,169,250	1,701.50 257,777,250	0.68
30	アステラス製薬	日本・円 日本	株式 医薬品	155,700	1,527.00 237,753,900	1,614.00 251,299,800	0.67

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	98.70
合計	98.70

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率(%)
水産・農林業	0.10
鉱業	0.33
建設業	3.14
食料品	4.31
繊維製品	0.67
パルプ・紙	0.27
化学	7.23
医薬品	4.65
石油・石炭製品	0.67
ゴム製品	0.86
ガラス・土石製品	0.96
鉄鋼	1.05
非鉄金属	0.90
金属製品	0.66
機械	5.40
電気機器	13.72
輸送用機器	8.65
精密機器	1.60
その他製品	2.24
電気・ガス業	1.59
陸運業	3.93
海運業	0.21
空運業	0.61
倉庫・運輸関連業	0.18
情報・通信業	7.26
卸売業	4.66
小売業	4.85
銀行業	6.96
証券、商品先物取引業	0.96
保険業	2.15
その他金融業	1.22
不動産業	2.35
サービス業	4.38
合計	98.70

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資不動産物件(平成 30 年 3 月 30 日現在)

インデックス・マザー・ファンド国内株式

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドのその他投資資産の主要なもの(平成 30 年 3 月 30 日現在)

インデックス・マザー・ファンド国内株式

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	日本	大阪 取引所	TOPIX先物 3006月	買建	27	454,632,189	463,455,000	1.23

(注 1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注 2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3 運用実績(平成 30 年 3 月 30 日現在)

① 純資産の推移

平成 30 年 3 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第 1 期(平成 18 年 8 月 21 日)	1,121,459,516	1,121,459,516	0.9445	0.9445
第 2 期(平成 19 年 2 月 20 日)	1,234,070,718	1,234,783,157	1.0393	1.0399
第 3 期(平成 19 年 8 月 20 日)	1,905,433,213	1,907,139,849	0.8932	0.8940
第 4 期(平成 20 年 2 月 20 日)	1,628,502,948	1,638,956,099	0.7634	0.7683
第 5 期(平成 20 年 8 月 20 日)	1,543,567,467	1,558,713,870	0.7236	0.7307
第 6 期(平成 21 年 2 月 20 日)	2,617,749,073	2,636,438,073	0.4342	0.4373
第 7 期(平成 21 年 8 月 20 日)	5,784,335,607	5,830,468,911	0.5642	0.5687
第 8 期(平成 22 年 2 月 22 日)	5,276,286,820	5,316,689,794	0.5354	0.5395
第 9 期(平成 22 年 8 月 20 日)	7,386,166,944	7,448,099,718	0.4890	0.4931
第 10 期(平成 23 年 2 月 21 日)	7,695,036,570	7,757,921,555	0.5751	0.5798
第 11 期(平成 23 年 8 月 22 日)	4,203,097,540	4,256,857,709	0.4378	0.4434
第 12 期(平成 24 年 2 月 20 日)	4,636,557,461	4,683,597,609	0.4830	0.4879
第 13 期(平成 24 年 8 月 20 日)	8,099,488,431	8,160,262,397	0.4531	0.4565
第 14 期(平成 25 年 2 月 20 日)	4,901,107,840	4,959,786,404	0.5763	0.5832
第 15 期(平成 25 年 8 月 20 日)	6,093,845,079	6,149,605,882	0.6666	0.6727
第 16 期(平成 26 年 2 月 20 日)	6,273,227,188	6,326,453,696	0.7072	0.7132
第 17 期(平成 26 年 8 月 20 日)	7,251,204,090	7,325,827,404	0.7579	0.7657
第 18 期(平成 27 年 2 月 20 日)	12,108,827,723	12,182,286,866	0.8901	0.8955
第 19 期(平成 27 年 8 月 20 日)	14,539,219,836	14,685,683,292	0.9629	0.9726
第 20 期(平成 28 年 2 月 22 日)	11,663,180,888	11,776,730,841	0.7704	0.7779
第 21 期(平成 28 年 8 月 22 日)	11,710,580,500	11,847,085,855	0.7721	0.7811
第 22 期(平成 29 年 2 月 20 日)	13,799,083,228	13,930,030,593	0.9168	0.9255
第 23 期(平成 29 年 8 月 21 日)	14,171,110,006	14,331,528,992	0.9452	0.9559
第 24 期(平成 30 年 2 月 20 日)	15,601,050,454	15,745,973,505	1.0442	1.0539
平成 29 年 3 月末日	13,628,163,581	—	0.9046	—
4 月末日	13,803,937,228	—	0.9162	—
5 月末日	14,117,450,363	—	0.9387	—
6 月末日	14,532,915,316	—	0.9659	—
7 月末日	14,541,166,106	—	0.9699	—
8 月末日	14,371,675,521	—	0.9586	—
9 月末日	14,999,742,681	—	1.0002	—
10 月末日	15,769,753,150	—	1.0548	—
11 月末日	16,005,344,919	—	1.0705	—
12 月末日	16,244,926,858	—	1.0868	—
平成 30 年 1 月末日	16,357,379,609	—	1.0982	—
2 月末日	15,661,968,521	—	1.0480	—
3 月末日	14,785,402,956	—	1.0266	—

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	平成18年4月25日～平成18年8月21日	0
第2期	平成18年8月22日～平成19年2月20日	0.0006
第3期	平成19年2月21日～平成19年8月20日	0.0008
第4期	平成19年8月21日～平成20年2月20日	0.0049
第5期	平成20年2月21日～平成20年8月20日	0.0071
第6期	平成20年8月21日～平成21年2月20日	0.0031
第7期	平成21年2月21日～平成21年8月20日	0.0045
第8期	平成21年8月21日～平成22年2月22日	0.0041
第9期	平成22年2月23日～平成22年8月20日	0.0041
第10期	平成22年8月21日～平成23年2月21日	0.0047
第11期	平成23年2月22日～平成23年8月22日	0.0056
第12期	平成23年8月23日～平成24年2月20日	0.0049
第13期	平成24年2月21日～平成24年8月20日	0.0034
第14期	平成24年8月21日～平成25年2月20日	0.0069
第15期	平成25年2月21日～平成25年8月20日	0.0061
第16期	平成25年8月21日～平成26年2月20日	0.0060
第17期	平成26年2月21日～平成26年8月20日	0.0078
第18期	平成26年8月21日～平成27年2月20日	0.0054
第19期	平成27年2月21日～平成27年8月20日	0.0097
第20期	平成27年8月21日～平成28年2月22日	0.0075
第21期	平成28年2月23日～平成28年8月22日	0.0090
第22期	平成28年8月23日～平成29年2月20日	0.0087
第23期	平成29年2月21日～平成29年8月21日	0.0107
第24期	平成29年8月22日～平成30年2月20日	0.0097

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	平成18年4月25日～平成18年8月21日	△ 5.6
第2期	平成18年8月22日～平成19年2月20日	10.1
第3期	平成19年2月21日～平成19年8月20日	△ 14.0
第4期	平成19年8月21日～平成20年2月20日	△ 14.0
第5期	平成20年2月21日～平成20年8月20日	△ 4.3
第6期	平成20年8月21日～平成21年2月20日	△ 39.6
第7期	平成21年2月21日～平成21年8月20日	31.0
第8期	平成21年8月21日～平成22年2月22日	△ 4.4
第9期	平成22年2月23日～平成22年8月20日	△ 7.9
第10期	平成22年8月21日～平成23年2月21日	18.6
第11期	平成23年2月22日～平成23年8月22日	△ 22.9
第12期	平成23年8月23日～平成24年2月20日	11.4
第13期	平成24年2月21日～平成24年8月20日	△ 5.5
第14期	平成24年8月21日～平成25年2月20日	28.7
第15期	平成25年2月21日～平成25年8月20日	16.7
第16期	平成25年8月21日～平成26年2月20日	7.0
第17期	平成26年2月21日～平成26年8月20日	8.3
第18期	平成26年8月21日～平成27年2月20日	18.2
第19期	平成27年2月21日～平成27年8月20日	9.3
第20期	平成27年8月21日～平成28年2月22日	△ 19.2
第21期	平成28年2月23日～平成28年8月22日	1.4
第22期	平成28年8月23日～平成29年2月20日	19.9
第23期	平成29年2月21日～平成29年8月21日	4.3
第24期	平成29年8月22日～平成30年2月20日	11.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。

1. 貸借対照表

区 分	前監査対象期間末 (平成 28 年 8 月 22 日現在)	当監査対象期間末 (平成 29 年 8 月 21 日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,854,881,606	14,340,782,042
流動資産合計	11,854,881,606	14,340,782,042
資産合計	11,854,881,606	14,340,782,042
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	136,505,355	160,418,986
未払受託者報酬	1,152,182	1,370,785
未払委託者報酬	6,529,269	7,767,965
その他未払費用	114,300	114,300
流動負債合計	144,301,106	169,672,036
負債合計	144,301,106	169,672,036
純資産の部		
元本等		
元本	15,167,261,701	14,992,428,624
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,456,681,201	△821,318,618
(分配準備積立金)	4,393,434,131	4,309,865,668
元本等合計	11,710,580,500	14,171,110,006
純資産合計	11,710,580,500	14,171,110,006
負債純資産合計	11,854,881,606	14,340,782,042

2. 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 (自 平成 27 年 8 月 21 日 至 平成 28 年 8 月 22 日)	当監査対象期間 (自 平成 28 年 8 月 23 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)
	金 額(円)	金 額(円)
営 業 収 益		
有価証券売買等損益	△ 2,609,688,177	2,937,681,052
営 業 収 益 合 計	△ 2,609,688,177	2,937,681,052
営 業 費 用		
受 託 者 報 酬	2,477,527	2,629,720
委 託 者 報 酬	14,039,724	14,902,209
そ の 他 費 用	228,600	228,600
営 業 費 用 合 計	16,745,851	17,760,529
営業利益又は営業損失(△)	△ 2,626,434,028	2,919,920,523
経常利益又は経常損失(△)	△ 2,626,434,028	2,919,920,523
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,626,434,028	2,919,920,523
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6,268,075	25,782,750
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△ 560,105,552	△ 3,456,681,201
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,532,539	56,707,292
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,532,539	56,707,292
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,350,777	24,116,131
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,350,777	24,116,131
分配金	250,055,308	291,366,351
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△ 3,456,681,201	△ 821,318,618

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

監査対象期間の取り扱い

当監査対象期間は当監査対象期間末日が休業日であったため、平成 28 年 8 月 23 日から平成 29 年 8 月 21 日までとなっております。

特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

以下、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドおよびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンドを個々にまたは総称して「マザーファンド」という場合があります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／株式」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

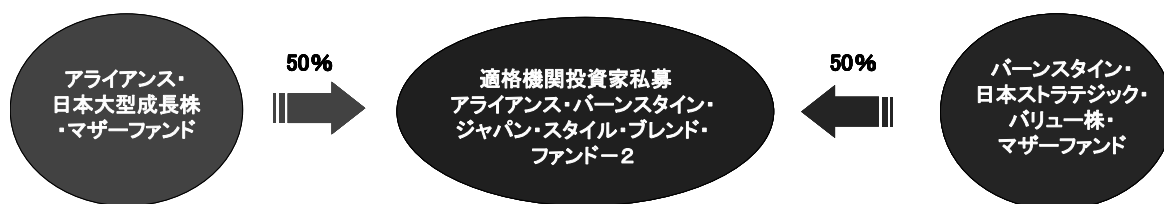
※当ファンドの信託金の上限は、1,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特 色

1. 主として、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて投資スタイルの分散を図り、わが国の株式に積極的な運用を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

2. 各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額の 50%を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。



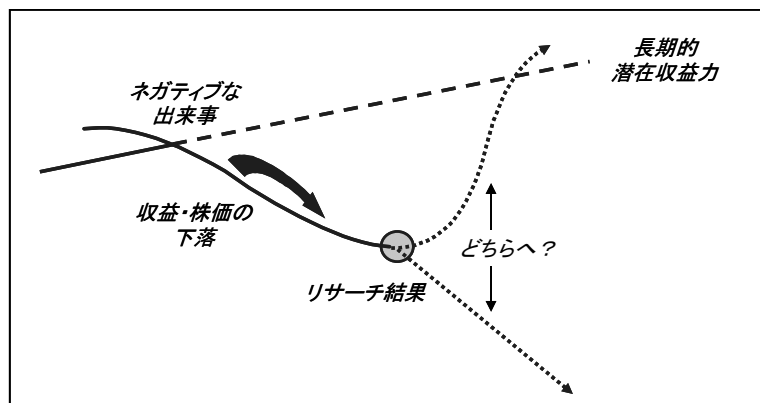
※上記は基本投資割合であり、実際の投資割合は異なる場合があります。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分比率に調整することをいいます。

3. バースタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、長期のキャピタル・ゲイン等を追求します。

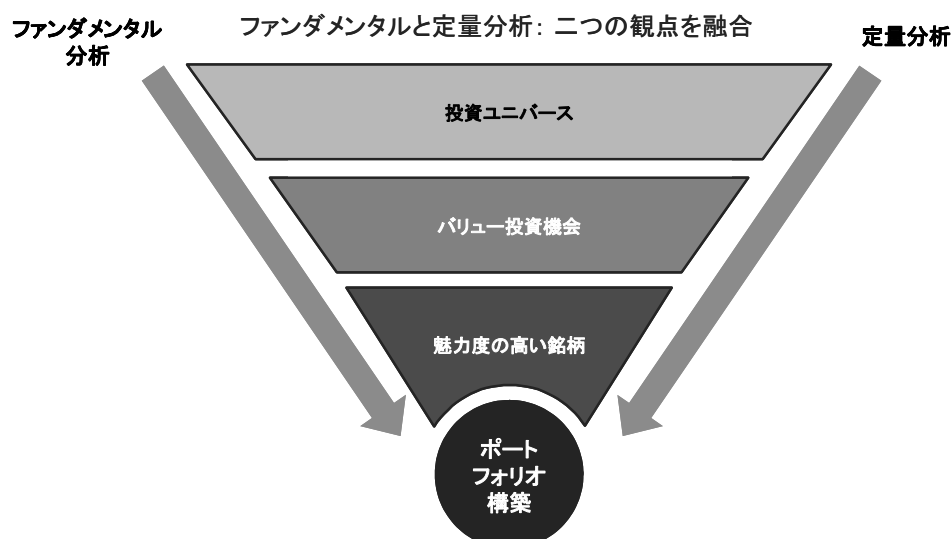
<運用哲学>

本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄(＝割安株)をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。



<運用プロセス> (平成 30 年 3 月末現在)

- TOPIX(東証株価指数)採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会(バリュー投資機会)として抽出します。
- その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心にファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。
- 全てのリサーチ結果は日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て、割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
- 日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーは、ファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して、投資判断を行います。
- 株式の組入れは、通常の状態では、フルインベストメントを基本とします。



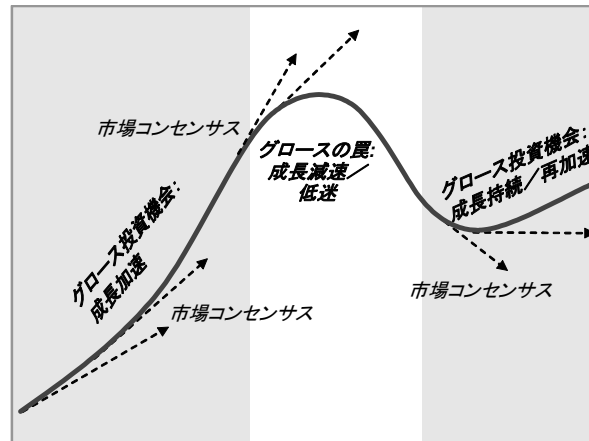
※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

4. アライアンス・日本大型成長株・マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益を目指します。

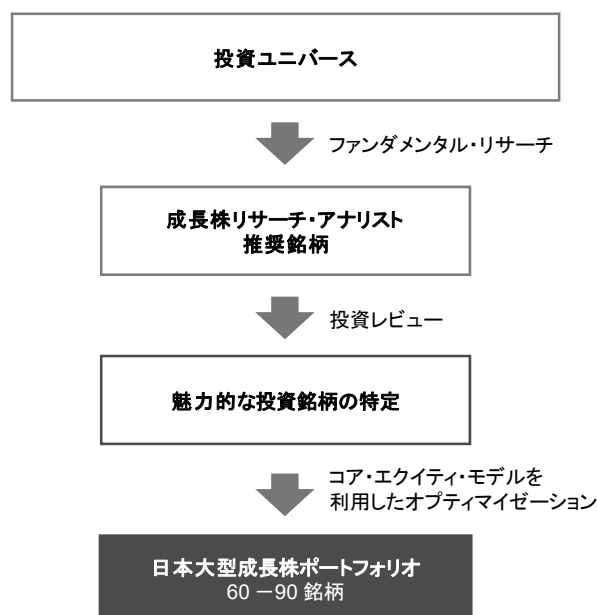
＜運用哲学＞

過小評価されている潜在利益成長力を有する企業を発掘するボトムアップ・アプローチにより、優れた投資リターンの実現を目指します。成長企業は、成長サイクルにおいて以下の図に示す高成長と成長再加速の2つの局面を経験すると考えており、それぞれの局面において、過小評価されていると判断される潜在利益成長力を有する企業に注目したグロース株運用を行います。



＜運用プロセス＞（平成 30 年 3 月末現在）

- グローバルに配置され、業種別に高い専門性を持つ成長株リサーチ・アナリストの徹底した企業調査に基づいたファンダメンタル銘柄選択を行います。
 - ・会社訪問を中心にファンダメンタルズ分析を行います。
 - ・アナリストは同一の業種を長期にわたって分析していることから、担当業種における高い専門性を持っています。
 - ・また、関連性の高いいくつかの業種を担当しており、製品やサービス、競合条件などをグローバルな視点から分析しています。
 - ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーとの綿密な意見交換を通して、銘柄選択を行います。
- ポートフォリオ構築にあたっては、上記のファンダメンタル銘柄選択にクオンツ・ツールによる銘柄選択を加味することにより、ポートフォリオの最適化を図ります。



※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

5. TOPIX(東証株価指数 配当込)をベンチマークとします。

- ◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
- ◆TOPIX(東証株価指数 配当込)は、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化し、配当収益を考慮したインデックスであり、市場全体の動向を反映するものです。TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下(株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止、またはTOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ◆当ファンドは、TOPIX(東証株価指数 配当込)との連動を目指すものではありません。また、TOPIX(東証株価指数 配当込)を上回る運用成果を保証するものではありません。

6. 各マザーファンドでは、運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社は信託財産の運用の指図に関する権限の一部(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

各マザーファンドの投資顧問会社とは、以下の会社です。

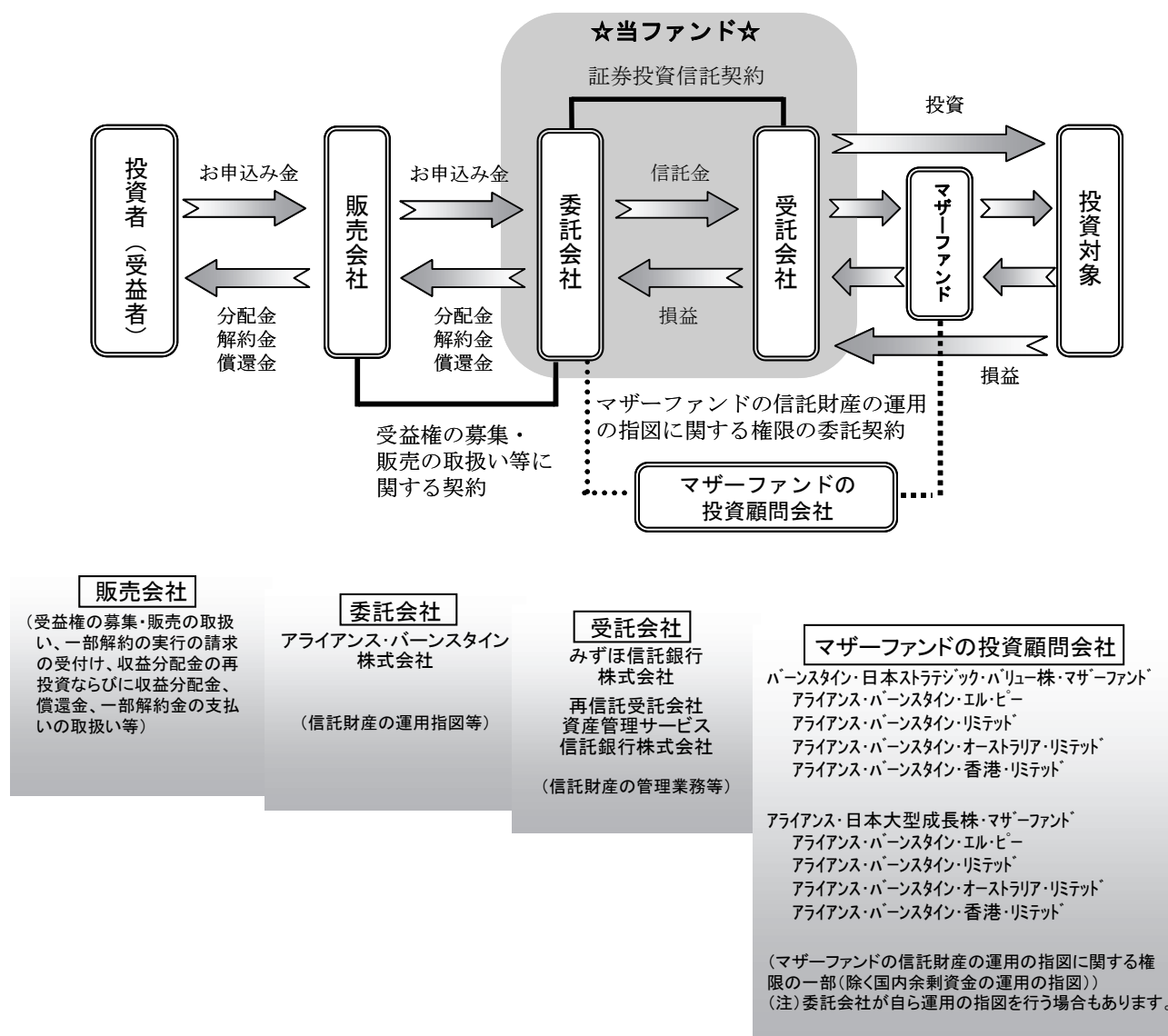
- ◆バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド
 - アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 - アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 - アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 - アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
- ◆アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド
 - アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 - アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 - アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 - アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)^{*1}は、総額約5,495億米ドル(平成30年3月末現在、約58.4兆円^{*2})の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22カ国48都市(平成30年3月末現在)に拠点を有しています。

^{*1} アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

^{*2} 米ドルの邦貨換算レートは 1 米ドル＝106.350 円(平成 30 年 3 月 30 日のWMロイター)を用いております。

4 仕組み



※上記の仕組みは、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。各マザーファンド受益証券への投資配分は50%ずつを基本とします。

- 主として、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて投資スタイルの分散を図り、わが国の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額の50%を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】各マザーファンドの投資方針と主な投資対象

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

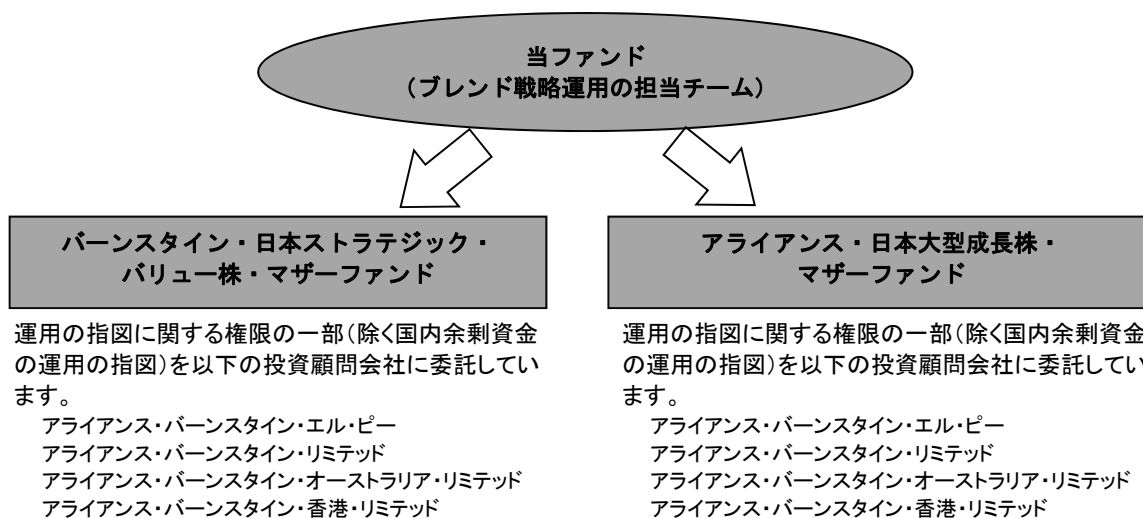
- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）で取引される普通株式等に投資を行い、長期のキャピタル・ゲイン等を追求します。
- 企業のファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択を基本として、アクティブ運用を行います。
- 株式の組入は、通常の状態では、フルインベストメントを基本とします。
- 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

- この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
- 高い成長が期待できる優良株を中心に投資し、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益をめざします。
- 投資判断の重点は、個別株式の選択におかれます。企業の売上高や利益率等の利益成長と株価バリュエーション（株価評価）の比較を行い、最も魅力のある銘柄を選別する、いわゆる“グロース・アット・リーズナブル・プライス（成長株に妥当な水準で投資すること）”を重視します。また、株主利益を重視する企業経営を高く評価します。
- 銘柄選択は、業種別に高い専門性をもつ自社のアナリストによる企業調査と、アライアンス独自の銘柄選択計量モデルにより行います。
- 株価の変動を利用した積極的な組入れ銘柄の比率操作を行い、より高い運用成果を目指します。
- 現物株を中心に、株式組入比率は、原則100%に近い運用を行います。ただし、資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 有価証券等の価格変動リスクを軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めません。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

2 運用体制

当ファンドは委託会社のブレンド戦略運用を担当するチームが、基本投資配分に基づいて、主としてバーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドとアライアンス・日本大型成長株・マザーファンドに投資し、一定の規律に従いリバランスを行います。



※上記の運用体制は、平成30年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、原則として行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの実質投資割合については、それらの合計額が信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、東証株価指数に占める当該同一銘柄の株式の比率が10%を超える比率のときは、10%に代えて当該比率を上限とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】各マザーファンドの主な投資制限

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの合計額が信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、原則として行いません。
- ③ 株主割当により取得する新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 未登録(登録予定を除きます。)、未上場(上場予定を除きます。)の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、原則として行いません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。但し、当該同一銘柄の東証株価指数に占める構成比が10%を超えるときは、10%に代えて当該構成比をその上限とします。
- ⑥ 株主割当により取得する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 株式割当により取得する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

③ 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

④ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、TOPIX(東証株価指数 配当込)をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

ブレンド戦略運用を担当する部門においては、当ファンドの資産配分があらかじめ定められた基本資産配分に沿ったものであるかをモニターし、必要に応じてリバランスを行います。

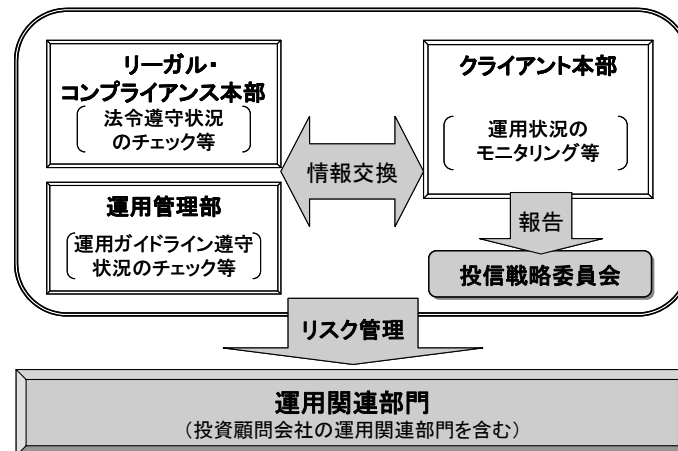
「バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド」は、AB のバリュー株式運用チームのシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。

「アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド」の運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたっては、アナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れています。各アナリストのレーティング結果は運用関連チームがモニターし、評価しています。

加えて、運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の

基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



※上記の投資リスク管理体制は、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド-2の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてバーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券、アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券、および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)(の新株引受権証券を除きます。))
 - f. 特定目的会社に係る特定社債券
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
 - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)(および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k. までの証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券
 - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券
 - o. 外国貸付債権信託受益証券
 - p. オプションを表示する証券または証書
 - q. 預託証券
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 - s. 指定金銭信託の受益証券
 - t. 抵当証券
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で上記 u. の権利の性質を有するもの
- a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものおよび n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)(を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で上記 e. の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 先物取引等の運用指図および範囲

①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)(有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)(および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)(ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)(の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)(に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。)(の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用している額(以下、本 b. において「金融商品運用額等」といいます。)(の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を引いた額。以下、同じ。)(に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少

ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクをおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を

乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本(7)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本(7)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドの投資制限

(1) 信託約款による制限

① 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限は設けません。

② 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記 a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ 新株引受権証券等への投資制限

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券への投資制限

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は、原則として行いません。なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証株価指数に占める当該同一銘柄の株式の比率が 10%を超える比率（以下、本 a.において「当該比率」といいます。）のときは、取得時において信託財産の純資産総額の当該比率を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

るものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

b. 委託者は、上記 a.の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入

金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑤ 信用取引の指図・目的・範囲

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けに係る建玉の時価総額は、信託財産の純資産総額を超えないものとし、建玉の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

※上記は平成 30 年 3 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成30年3月30日現在)

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

2018年3月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,783,872,383	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△4,677,450	△0.04
合計(純資産総額)		10,779,194,933	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】各マザーファンドの投資状況(平成30年3月30日現在)

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

2018年3月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	10,817,422,910	97.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	265,859,253	2.39
合計(純資産総額)		11,083,282,163	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

2018年3月30日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,872,359,090	98.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	118,167,154	1.69
合計(純資産総額)		6,990,526,244	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成30年3月30日現在)

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

(1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2018年3月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・日本大型成長株・ マザーファンド	2,665,166,597	2.0372	5,429,477,392	2.0352	5,424,147,058	50.32
2	日本	親投資信託 受益証券	バーンスタイン・日本ストラテジック・ バリュー株・マザーファンド	2,429,612,568	2.2435	5,450,835,797	2.2060	5,359,725,325	49.72

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年3月30日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】各マザーファンドの投資資産(平成30年3月30日現在)

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2018年3月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	124,500	5,015.00	624,367,500	4,900.00	610,050,000	5.50
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	744,000	732.20	544,756,800	697.00	518,568,000	4.67
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	128,400	3,739.00	480,087,600	3,660.00	469,944,000	4.24
4	日本	株式	任天堂	その他製品	9,200	48,400.00	445,280,000	46,860.00	431,112,000	3.88
5	日本	株式	SUMCO	金属製品	153,600	3,050.00	468,480,000	2,790.00	428,544,000	3.86
6	日本	株式	JXTGホールディングス	石油・石炭製品	629,300	655.20	412,317,360	643.70	405,080,410	3.65
7	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	84,600	4,704.00	397,958,400	4,624.00	391,190,400	3.52
8	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	126,500	3,022.00	382,283,000	3,066.00	387,849,000	3.49
9	日本	株式	日本航空	空運業	85,800	4,243.00	364,049,400	4,282.00	367,395,600	3.31
10	日本	株式	パナソニック	電気機器	225,500	1,679.50	378,727,250	1,521.00	342,985,500	3.09
11	日本	株式	日本触媒	化学	42,900	7,630.00	327,327,000	7,220.00	309,738,000	2.79
12	日本	株式	三菱商事	卸売業	104,700	2,973.50	311,325,450	2,862.00	299,651,400	2.70
13	日本	株式	IHI	機械	90,500	3,635.00	328,967,500	3,305.00	299,102,500	2.69
14	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	63,800	4,560.00	290,928,000	4,480.00	285,824,000	2.57
15	日本	株式	東レ	繊維製品	262,500	1,059.50	278,118,750	1,006.50	264,206,250	2.38
16	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	55,300	4,460.00	246,638,000	4,564.00	252,389,200	2.27
17	日本	株式	富士通	電気機器	382,000	648.50	247,727,000	654.80	250,133,600	2.25
18	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	92,400	2,713.00	250,681,200	2,681.00	247,724,400	2.23
19	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	24,300	9,850.00	239,355,000	9,862.00	239,646,600	2.16
20	日本	株式	オリックス	その他金融業	127,500	1,880.00	239,700,000	1,876.50	239,253,750	2.15
21	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	53,100	4,628.00	245,746,800	4,458.00	236,719,800	2.13
22	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	138,100	1,667.00	230,212,700	1,632.00	225,379,200	2.03
23	日本	株式	SCREENホールディングス	電気機器	22,000	10,300.00	226,600,000	9,760.00	214,720,000	1.93
24	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	425,700	526.00	223,918,200	494.00	210,295,800	1.89
25	日本	株式	ニコン	精密機器	105,900	2,092.00	221,542,800	1,896.00	200,786,400	1.81
26	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	72,400	2,647.00	191,642,800	2,563.00	185,561,200	1.67
27	日本	株式	日立製作所	電気機器	232,000	809.20	187,734,400	770.80	178,825,600	1.61
28	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	187,600	961.00	180,283,600	919.00	172,404,400	1.55
29	日本	株式	テレビ朝日ホールディングス	情報・通信業	74,100	2,226.00	164,946,600	2,321.00	171,986,100	1.55
30	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	105,000	1,651.50	173,407,500	1,623.50	170,467,500	1.53

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年3月30日現在

2018年6月30日現在				
種類	国内／外国	業種	投資比率（％）	
株式	国内	情報・通信業	10.02	
		電気機器	9.10	
		輸送用機器	7.79	
		銀行業	6.81	
		小売業	5.90	
		食料品	5.02	
		その他金融業	4.39	
		医薬品	4.32	
		非鉄金属	4.11	
		その他製品	3.88	
		金属製品	3.86	
		石油・石炭製品	3.65	
		ゴム製品	3.52	
		空運業	3.31	
		化学	2.79	
		卸売業	2.70	
		機械	2.69	
		繊維製品	2.38	
		陸運業	2.16	
		不動産業	1.85	
		精密機器	1.81	
		ガラス・土石製品	1.67	
		パルプ・紙	1.55	
		鉄鋼	1.32	
		電気・ガス業	0.87	
		小計		97.60
		合計		97.60

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2018年3月30日現在

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	KDD I	情報・通信業	125,000	2,700.50	337,562,500	2,716.50	339,562,500	4.85
2	日本	株式	キーエンス	電気機器	5,000	64,890.00	324,450,000	66,040.00	330,200,000	4.72
3	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	116,200	2,425.50	281,843,100	2,644.50	307,290,900	4.39
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	412,700	732.02	302,105,768	697.00	287,651,900	4.11
5	日本	株式	日本電産	電気機器	16,500	17,195.00	283,717,500	16,390.00	270,435,000	3.86
6	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	39,500	6,958.00	274,841,000	6,825.00	269,587,500	3.85
7	日本	株式	ファナック	電気機器	8,400	27,255.00	228,942,000	26,960.00	226,464,000	3.23
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	42,900	5,015.00	215,143,500	4,900.00	210,210,000	3.00
9	日本	株式	コーセー	化学	9,400	20,010.00	188,094,000	22,270.00	209,338,000	2.99
10	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	25,800	8,636.00	222,808,800	7,950.00	205,110,000	2.93
11	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	61,600	3,022.00	186,155,200	3,066.00	188,865,600	2.70
12	日本	株式	ツルハホールディングス	小売業	11,500	15,342.96	176,444,128	15,170.00	174,455,000	2.49
13	日本	株式	パナソニック	電気機器	109,700	1,679.50	184,241,150	1,521.00	166,853,700	2.38
14	日本	株式	カルビー	食料品	47,000	3,555.00	167,085,000	3,520.00	165,440,000	2.36
15	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	53,400	2,946.00	157,316,400	3,029.00	161,748,600	2.31
16	日本	株式	ホシザキ	機械	15,500	9,530.00	147,715,000	9,340.00	144,770,000	2.07
17	日本	株式	大東建託	建設業	7,800	18,095.00	141,141,000	18,390.00	143,442,000	2.05
18	日本	株式	セコム	サービス業	17,400	7,775.00	135,285,000	7,920.00	137,808,000	1.97
19	日本	株式	ディスコ	機械	5,600	26,350.00	147,560,000	22,950.00	128,520,000	1.83
20	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	35,000	3,739.00	130,865,000	3,660.00	128,100,000	1.83
21	日本	株式	堀場製作所	電気機器	15,300	7,970.00	121,941,000	8,240.00	126,072,000	1.80
22	日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	13,500	8,630.00	116,505,000	8,650.00	116,775,000	1.67
23	日本	株式	村田製作所	電気機器	7,600	15,340.00	116,584,000	14,570.00	110,732,000	1.58
24	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	20,000	5,155.00	103,100,000	5,360.00	107,200,000	1.53
25	日本	株式	日本航空	空運業	23,300	4,243.00	98,861,900	4,282.00	99,770,600	1.42
26	日本	株式	エービーシー・マート	小売業	13,000	6,840.00	88,920,000	7,010.00	91,130,000	1.30
27	日本	株式	三菱商事	卸売業	31,800	2,973.50	94,557,300	2,862.00	91,011,600	1.30
28	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	466,800	197.80	92,333,040	191.40	89,345,520	1.27
29	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	4,400	19,859.86	87,383,412	20,130.00	88,572,000	1.26
30	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	49,700	1,548.50	76,960,450	1,614.00	80,215,800	1.14

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年3月30日現在

		2018年3月30日現在		
種類	国内／外国	業種	投資比率（％）	
株式	国内	電気機器	19.98	
		情報・通信業	14.00	
		銀行業	8.12	
		化学	7.55	
		機械	6.75	
		輸送用機器	6.52	
		サービス業	6.36	
		卸売業	6.16	
		食料品	5.06	
		小売業	4.81	
		建設業	2.76	
		陸運業	2.11	
		証券、商品先物取引業	1.64	
		空運業	1.42	
		医薬品	1.39	
		鉄鋼	1.39	
		その他金融業	1.01	
		非鉄金属	0.74	
		ゴム製品	0.44	
		小計		98.30
		合計		

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績(平成30年3月30日現在)

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

(1) 純資産の推移

平成30年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額 (百万円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2009年 3月 10日)	7	7	7,932	7,932
第2期計算期間末 (2010年 3月 10日)	123	123	11,170	11,170
第3期計算期間末 (2011年 3月 10日)	257	257	11,691	11,691
第4期計算期間末 (2012年 3月 12日)	365	365	10,893	10,893
第5期計算期間末 (2013年 3月 11日)	592	592	13,595	13,595
第6期計算期間末 (2014年 3月 10日)	863	863	15,754	15,754
第7期計算期間末 (2015年 3月 10日)	1,616	1,616	20,017	20,017
第8期計算期間末 (2016年 3月 10日)	2,863	2,863	17,428	17,428
第9期計算期間末 (2017年 3月 10日)	6,193	6,193	20,841	20,841
第10期計算期間末 (2018年 3月 12日)	10,907	10,907	23,708	23,708
2017年 3月末日	6,016	—	20,296	—
4月末日	6,453	—	20,588	—
5月末日	6,914	—	21,073	—
6月末日	7,146	—	21,455	—
7月末日	7,690	—	21,565	—
8月末日	7,860	—	21,702	—
9月末日	8,709	—	22,640	—
10月末日	9,353	—	23,964	—
11月末日	9,769	—	24,433	—
12月末日	10,130	—	24,613	—
2018年 1月末日	10,572	—	24,707	—
2月末日	10,547	—	23,898	—
3月末日	10,779	—	23,488	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(2) 分配の推移

期	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	2009年 1月 8日～2009年 3月 10日	0
第2期計算期間	2009年 3月 11日～2010年 3月 10日	0
第3期計算期間	2010年 3月 11日～2011年 3月 10日	0
第4期計算期間	2011年 3月 11日～2012年 3月 12日	0
第5期計算期間	2012年 3月 13日～2013年 3月 11日	0
第6期計算期間	2013年 3月 12日～2014年 3月 10日	0
第7期計算期間	2014年 3月 11日～2015年 3月 10日	0
第8期計算期間	2015年 3月 11日～2016年 3月 10日	0
第9期計算期間	2016年 3月 11日～2017年 3月 10日	0
第10期計算期間	2017年 3月 11日～2018年 3月 12日	0

(3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2009年 1月 8日～2009年 3月 10日	△20.7
第2期計算期間	2009年 3月 11日～2010年 3月 10日	40.8
第3期計算期間	2010年 3月 11日～2011年 3月 10日	4.7
第4期計算期間	2011年 3月 11日～2012年 3月 12日	△6.8
第5期計算期間	2012年 3月 13日～2013年 3月 11日	24.8
第6期計算期間	2013年 3月 12日～2014年 3月 10日	15.9
第7期計算期間	2014年 3月 11日～2015年 3月 10日	27.1
第8期計算期間	2015年 3月 11日～2016年 3月 10日	△12.9
第9期計算期間	2016年 3月 11日～2017年 3月 10日	19.6
第10期計算期間	2017年 3月 11日～2018年 3月 12日	13.8

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

1.貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (平成29年 3月10日現在)	第10期 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	10,000
親投資信託受益証券	6,192,741,866	10,906,264,506
未収入金	23,000,000	44,600,000
流動資産合計	6,215,751,866	10,950,874,506
資産合計	6,215,751,866	10,950,874,506
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,351,591	2,667,352
未払委託者報酬	20,814,412	41,077,141
その他未払費用	108,000	108,000
流動負債合計	22,274,003	43,852,493
負債合計	22,274,003	43,852,493
純資産の部		
元本等		
元本	2,971,747,574	4,600,564,187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,221,730,289	6,306,457,826
(分配準備積立金)	1,031,176,421	2,049,764,276
元本等合計	6,193,477,863	10,907,022,013
純資産合計	6,193,477,863	10,907,022,013
負債純資産合計	6,215,751,866	10,950,874,506

2.損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第9期 (自 平成28年 3月11日 至 平成29年 3月10日)	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	929,613,896	1,104,654,955
営業収益合計	929,613,896	1,104,654,955
営業費用		
支払利息	—	1
受託者報酬	2,276,949	4,606,185
委託者報酬	36,792,148	70,935,081
その他費用	216,000	216,000
営業費用合計	39,285,097	75,757,267
営業利益又は営業損失(△)	890,328,799	1,028,897,688
経常利益又は経常損失(△)	890,328,799	1,028,897,688
当期純利益又は当期純損失(△)	890,328,799	1,028,897,688
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	3,269,682	3,195,205
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,220,468,395	3,221,730,289
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,139,577,299	2,087,493,412
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,139,577,299	2,087,493,412
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,374,522	28,468,358
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,374,522	28,468,358
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,221,730,289	6,306,457,826

3.注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成29年3月11日から平成30年3月12日まで となっております。

特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家
私募＞

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ IM・グローバル(日本除く)株式 マザーファンド(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。

追加型投信・・・一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

海外……………投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式……………投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができません。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

○委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

○委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき

○委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

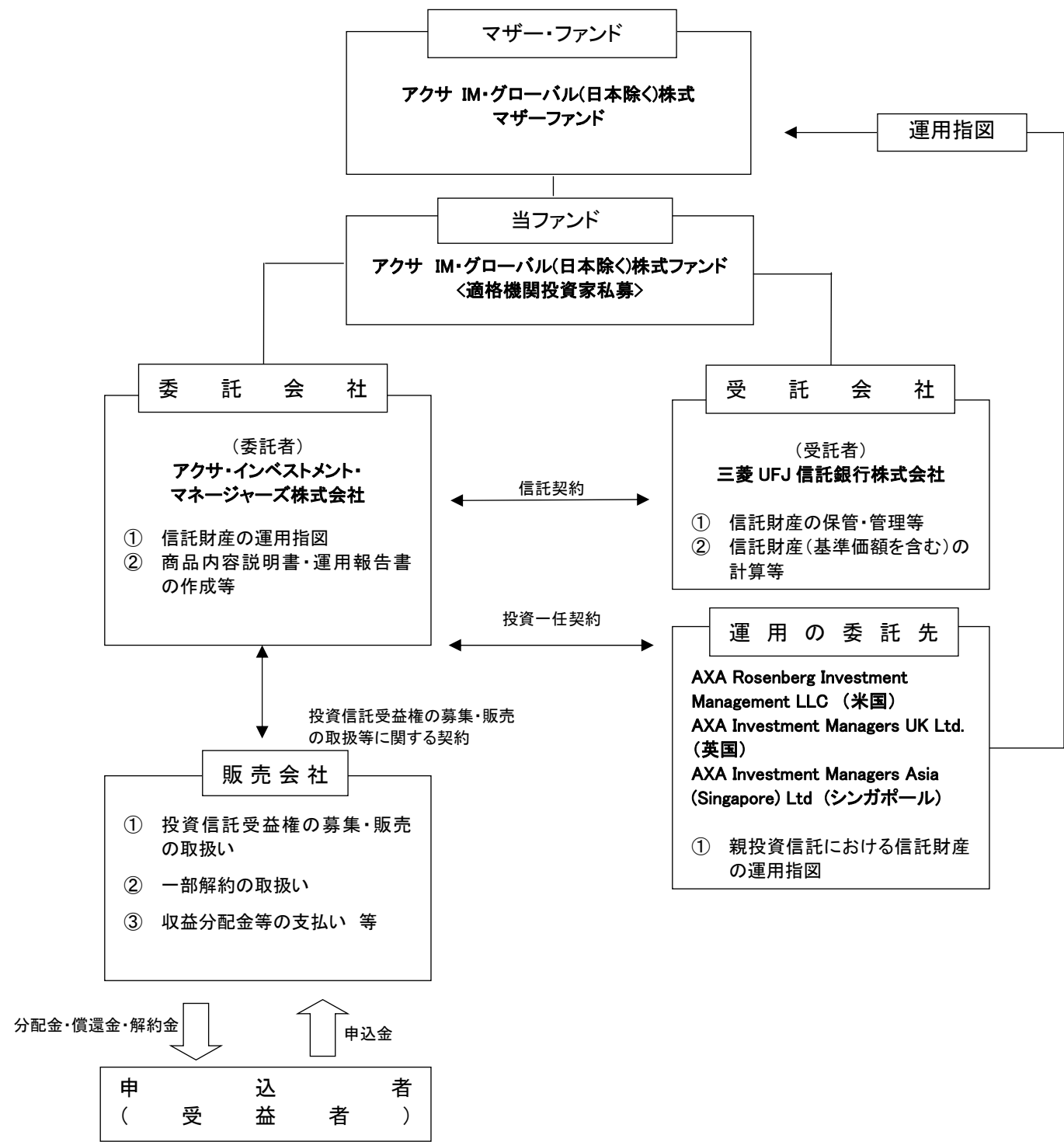
○委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3 特 色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

MSCI コクサイ指数(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

4 仕組み



※運用の仕組みは、平成 30 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※主としてマザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※MSCI コクサイ指数(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

※実質的な外貨建組入れ資産については、原則として為替ヘッジは行わないことを基本とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

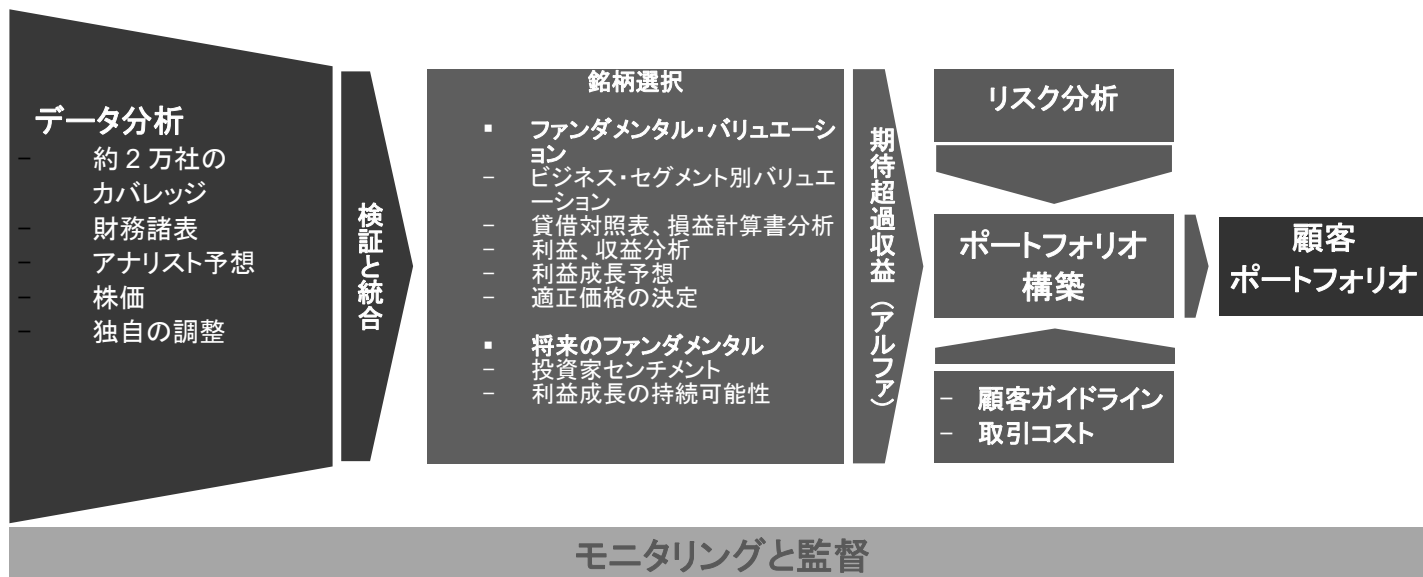
アクサ IM・グローバル(日本除く)株式 マザーファンド

信託財産を、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)への投資を行い、国別配分は概ねベンチマークの国別時価総額構成比から大きく乖離しない範囲内とします。

- ① 投資一任契約に基づいて、AXA Rosenberg Investment Management LLC(米国カリフォルニア州)、AXA Investment Managers UK Ltd. (英国)および AXA Investment Managers Asia (Singapore) Ltd に、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委任します。
- ② MSCI コクサイ指数(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ③ 個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格(「適正価格」といいます。)に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」(バリューストック)を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを中長期的にみて安定的に上回る運用を目指します。
- ④ 銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意思決定プロセスは、主として、委託者が AXA Rosenberg Investment Management LLC(米国カリフォルニア州)と共同して開発した定量分析・評価モデル(「クオンツモデル」といいます。以下同じ。)により行うことを基本とします。
- ⑤ 割安株の選別は、銘柄選択用のクオンツモデル等により、個別企業の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行うことを基本とします。
- ⑥ ポートフォリオの構築は、主として、リスク分析用のクオンツモデルによりベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。
- ⑦ 信用取引は行いません。
- ⑧ デリバティブ取引は行いません。
- ⑨ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑩ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

当ファンドの株式運用は、一貫した投資哲学・信念のもと、リスク管理を含めた全ての運用プロセスを「定量モデル」により実行しています。アクサ IMの一員であるアクサ・ローゼンバーグの運用チームでは世界の株式市場に対し、共通の一貫した枠組みのもとに行います。世界20,000社以上の企業の財務データを収集・分析したデータベースを用い、独自の銘柄選択モデルによる分析を加え、個別銘柄の期待リターン(α 値)を算出します。一方で、独自のリスクモデルを駆使し、個別銘柄のベンチマークに対するリスク特性を算出します。こうして得られたリスク特性と期待リターンをもとにリアルタイムで最適化を行い、常に当ファンドの投資方針に沿った運用を目指します。



※上記の運用体制は平成30年3月31日現在の運用体制を示しています。今後変更になる可能性があります。

■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および今後定める約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

なお、関係法令等の改正内容によっては、今後投資制限等が一部変更になる可能性があります。

- ① マザー・ファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ② MSCI コクサイ指数(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ③ 信用取引は行いません。
- ④ デリバティブ取引は行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額に、マザー・ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式 マザーファンド

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

4 投資リスクについて

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて、株式、公社債などの値動きのある証券(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。

従って、元本が保証されているものではありません。また、マザー・ファンドに生じた利益及び損失は、全てマザー・ファンドの受益者である当該ファンドに帰属することになります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● 証券投資信託の運用において想定されるリスク

① 株価変動リスク

株式は、株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、株価が変化します。当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に株式に投資を行いますので、株価変動等の影響を受けます。

② 為替変動リスク

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に外貨建資産に投資を行います。原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますので、一般に為替リスクがあります。為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動及び分配金に影響を与える要因となります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式及び公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

④ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点

当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、

当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④ ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、MSCI コクサイ指数(配当込み・グロス・日本円換算)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

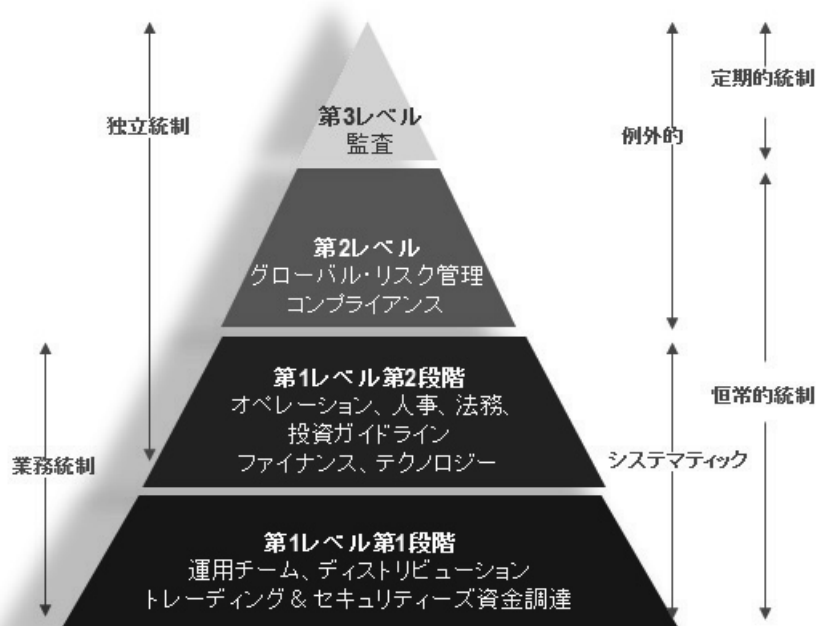
⑤ 法令・税制・会計等の変更に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ(以下、AXA IM)の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク(枠組み)は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。



第1レベル 第1段階 ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

株式ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは株式のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約(顧客の制約、規制当局、等)を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション (第1レベル 第2段階)

第 1 レベルの最初のシステムティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任をもちます(ポートフォリオの純資産価格を含む)。
ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連携をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理 (第2レベル)

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジメント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エグゼパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制 (第2レベル)

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第3レベル: 内部監査 (第3レベル)

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

3. その他詳細情報

1 アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>の投資対象

(1)投資の対象とする資産の範囲

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭信託
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(2)運用の指図範囲等

①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ IM・グローバル(日本除く)株式マザーファンド(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第11項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引

法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
18. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

2 アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>の投資制限

(1) 投資する株式等の範囲

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(2) 同一銘柄の株式等への投資制限

- ① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 有価証券の貸付の指図および範囲

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(4) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

- ① 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(5) 外国為替予約取引の指図および範囲

- ① 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 上記に規定する外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

※上記は、平成 30 年 3 月 31 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

【その他の法令上の投資制限】

- (1) 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社指図することが禁じられています。

- (2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社指図しないものとします。

- (3) 信用リスクの集中の回避のための投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2)

運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。

4. 運用状況

(1)【投資状況】

(平成 30 年 3 月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	29,154,560,576	100.01
内 日本	29,154,560,576	100.01
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	△2,629,777	△0.01
純資産総額	29,151,930,799	100.00

(参考)アクサIM・グローバル(日本除く)株式マザーファンド 投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	51,889,424,458	98.90
内 アメリカ	32,889,545,419	62.69
内 イギリス	3,231,783,814	6.16
内 ドイツ	2,920,334,725	5.57
内 スイス	2,039,345,646	3.89
内 カナダ	1,879,180,385	3.58
内 オランダ	1,811,648,688	3.45
内 フランス	1,475,501,429	2.81
内 オーストラリア	1,404,135,121	2.68
内 スペイン	880,708,886	1.68
内 スウェーデン	488,973,186	0.93
内 ケイマン諸島	421,879,454	0.80
内 デンマーク	386,764,905	0.74
内 イタリア	307,885,049	0.59
内 バミューダ	293,464,281	0.56
内 シンガポール	289,232,560	0.55
内 アイルランド	281,034,337	0.54
内 香港	250,323,186	0.48
内 ベルギー	212,510,894	0.41
内 ジャージー	121,035,873	0.23
内 フィンランド	90,610,898	0.17
内 オランダ領キュラソー	75,016,276	0.14
内 ニュージーランド	65,829,549	0.13
内 ノルウェー	26,981,796	0.05
内 ルクセンブルグ	25,493,166	0.05
内 パナマ	20,204,935	0.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	575,695,951	1.10
純資産総額	52,465,120,409	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成 30 年 3 月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期 限 (年/月/ 日)	投資 比率
1	アクサIM・グローバル(日本 除く)株式マザーファンド	日本・円 日本	親投資 信託受 益証券 —	26,542,753,620	1.1559 30,680,769,133	1.0984 29,154,560,576	— —	100.01%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(平成 30 年 3 月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.01
	小計		100.01
合 計(対純資産総額比)			100.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)アクサIM・グローバル(日本除く)株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期 限 (年/月/ 日)	投資 比率
1	AMAZON.COM INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	7,300	167,741.27 1,224,511,297	153,765.40 1,122,487,431	— —	2.14%
2	APPLE INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェア および機器	62,300	19,121.07 1,191,242,984	17,824.94 1,110,494,210	— —	2.12%
3	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	85,000	10,256.40 871,794,816	9,696.52 824,204,608	— —	1.57%
4	JPMORGAN CHASE & CO.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 銀行	69,300	12,540.56 869,061,473	11,683.21 809,646,647	— —	1.54%
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	6,820	123,327.64 841,094,515	110,185.75 751,466,839	— —	1.43%
6	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフサイ エンス	54,500	14,214.91 774,712,704	13,614.65 741,998,752	— —	1.41%
7	FACEBOOK INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	42,900	19,678.83 844,222,030	16,976.08 728,274,243	— —	1.39%

8	MASTERCARD INCORPORATED	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	27,700	19,467.41 539,247,467	18,608.99 515,469,255	— —	0.98%
9	MERCK & CO.INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ー・ライフサイ エンス	80,000	5,858.07 468,645,888	5,786.89 462,951,424	— —	0.88%
10	ROCHE HOLDING AG	スイス・フラン スイス	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ー・ライフサイ エンス	18,800	25,494.57 479,297,916	24,392.40 458,577,176	— —	0.87%
11	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導 体製造装置	82,400	5,799.64 477,890,467	5,539.35 456,442,736	— —	0.87%
12	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	27,600	16,925.09 467,132,605	16,300.40 449,891,128	— —	0.86%
13	ORACLE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	90,600	5,627.53 509,854,471	4,860.48 440,359,488	— —	0.84%
14	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導 体製造装置	17,400	26,063.85 453,511,150	24,604.12 428,111,715	— —	0.82%
15	ADOBE SYSTEMS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	18,000	23,542.81 423,770,749	22,956.33 413,214,105	— —	0.79%
16	SIEMENS AG	ユーロ ドイツ	株式 資本財	28,400	13,795.96 391,805,377	13,511.43 383,724,623	— —	0.73%
17	PEPSICO INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タ バコ	32,800	11,956.24 392,164,986	11,596.09 380,351,948	— —	0.72%
18	AMERICAN EXPRESS COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	36,000	10,523.07 378,830,592	9,910.06 356,762,419	— —	0.68%
19	ALLIANZ SE	ユーロ ドイツ	株式 保険	14,850	24,801.41 368,300,944	23,937.36 355,469,914	— —	0.68%
20	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス・フラン スイス	株式 保険	9,760	34,439.36 336,128,203	34,890.82 340,534,422	— —	0.65%
21	EBAY INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	79,600	4,654.37 370,488,202	4,275.09 340,297,768	— —	0.65%
22	AXA	ユーロ フランス	株式 保険	119,00 0	2,907.30 345,969,598	2,819.23 335,488,608	— —	0.64%
23	EXXON MOBIL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	42,200	7,921.25 334,276,935	7,926.56 334,501,102	— —	0.64%
24	DAIMLER AG	ユーロ ドイツ	株式 自動車・自動 車部品	36,800	8,864.91 326,228,997	9,001.96 331,272,289	— —	0.63%
25	BOEING CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	9,500	37,175.66 353,168,855	34,833.97 330,922,726	— —	0.63%
26	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ー・ライフサイ エンス	19,000	18,725.86 355,791,385	17,314.99 328,984,908	— —	0.63%
27	ABBVIE INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ー・ライフサイ エンス	32,000	12,673.36 405,547,827	10,055.61 321,779,712	— —	0.61%

28	TELEFONICA SA	ユーロ スペイン	株式 電気通信サ ービス	306,00 0	1,066.34 326,302,610	1,047.81 320,631,255	— —	0.61%
29	APPLIED MATERIALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導 体製造装置	54,200	6,545.44 354,763,194	5,908.00 320,213,946	— —	0.61%
30	VALERO ENERGY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	32,400	10,020.55 324,666,040	9,855.88 319,330,667	— —	0.61%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	5.22
		素材	4.77
		資本財	7.23
		商業サービス・用品	1.82
		運輸	1.98
		自動車・自動車部品	3.63
		耐久消費財・アパレル	2.22
		消費者サービス	2.27
		メディア	1.79
		小売	4.94
		食品・生活必需品小売り	1.75
		食品・飲料・タバコ	3.22
		家庭用品・パーソナル用品	1.57
		ヘルスケア機器・サービス	2.40
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.94
		銀行	7.22
		各種金融	4.59
		保険	5.63
		不動産	2.19
		ソフトウェア・サービス	14.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.66
		電気通信サービス	1.90
		公益事業	2.51
		半導体・半導体製造装置	4.29
	小計		98.90
合 計(対純資産総額比)			98.90

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 30 年 3 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 27 年 3 月 23 日)	2,000,000,000	—	1.0000	—
第 1 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 10 日)	6,809,024,832	6,809,024,832	0.8577	0.8577
第 2 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 10 日)	16,545,040,268	16,545,040,268	1.0104	1.0104
第 3 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 12 日)	30,857,229,721	30,857,229,721	1.1371	1.1371
平成 29 年 3 月末日	16,218,948,701	—	0.9978	—
4 月末日	17,298,208,492	—	1.0013	—
5 月末日	18,250,269,500	—	1.0137	—
6 月末日	19,556,350,373	—	1.0306	—
7 月末日	20,400,853,873	—	1.0393	—
8 月末日	21,352,057,163	—	1.0344	—
9 月末日	23,525,363,601	—	1.0903	—
10 月末日	24,842,740,232	—	1.1198	—
11 月末日	26,181,262,749	—	1.1280	—
12 月末日	28,175,775,988	—	1.1644	—
平成 30 年 1 月末日	29,584,112,043	—	1.1807	—
2 月末日	29,289,070,752	—	1.1314	—
3 月末日	29,151,930,799	—	1.0802	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 1 計算期間	0.0000
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 計算期間	△14.2
第 2 計算期間	17.8
第 3 計算期間	12.5

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド<適格機関投資家私募>

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 (平成29年3月10日現在)	第3期 (平成30年3月12日現在)
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	—	4,601,991
コール・ローン	9,729,822	—
親投資信託受益証券	16,537,545,800	30,853,680,972
未収入金	33,000,000	72,000,000
流動資産合計	16,580,275,622	30,930,282,963
資産合計	16,580,275,622	30,930,282,963
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,842,232	10,182,414
未払委託者報酬	29,745,068	62,549,353
未払利息	25	—
その他未払費用	648,029	321,475
流動負債合計	35,235,354	73,053,242
負債合計	35,235,354	73,053,242
純資産の部		
元本等		
元本	16,374,884,647	27,137,736,586
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	170,155,621	3,719,493,135
(分配準備積立金)	1,470,201,790	4,062,697,342
元本等合計	16,545,040,268	30,857,229,721
純資産合計	16,545,040,268	30,857,229,721
負債純資産合計	16,580,275,622	30,930,282,963

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期 (自 平成28年3月11日 至 平成29年3月10日)	第3期 (自 平成29年3月11日 至 平成30年3月12日)
	金額	金額
営業収益		
有価証券売買等損益	2,364,359,976	2,785,135,172
営業収益合計	2,364,359,976	2,785,135,172
営業費用		
支払利息	8,122	5,134
受託者報酬	8,001,444	17,459,743
委託者報酬	49,151,579	107,252,947
その他費用	650,905	648,523
営業費用合計	57,812,050	125,366,347
営業利益又は営業損失(△)	2,306,547,926	2,659,768,825
経常利益又は経常損失(△)	2,306,547,926	2,659,768,825
当期純利益又は当期純損失(△)	2,306,547,926	2,659,768,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	7,912,789	27,521,818

期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,129,586,619	170,155,621
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,070,295	926,738,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	926,738,073
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,070,295	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,018,963,192	9,647,566
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,018,963,192	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	9,647,566
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	170,155,621	3,719,493,135

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとなっておりますが、平成30年3月10日、11日が休業日のため、当計算期間は平成29年3月11日から平成30年3月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第2期 平成29年3月10日現在	第3期 平成30年3月12日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,938,611,451 円	16,374,884,647 円
期中追加設定元本額	8,573,463,196 円	11,314,161,939 円
期中一部解約元本額	37,190,000 円	551,310,000 円
2. 受益権の総数	16,374,884,647 口	27,137,736,586 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 平成28年3月11日 至 平成29年3月10日	第3期 自 平成29年3月11日 至 平成30年3月12日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額	費用控除後の配当等収益額
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額
収益調整金額	収益調整金額
分配準備積立金額	分配準備積立金額
当ファンドの分配対象収益額	当ファンドの分配対象収益額
当ファンドの期末残存口数	当ファンドの期末残存口数
1万口当たり収益分配対象額	1万口当たり収益分配対象額
1万口当たり分配金額	1万口当たり分配金額
収益分配金金額	収益分配金金額
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用
委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 2 期 自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日	第 3 期 自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 2 期 平成 29 年 3 月 10 日現在	第 3 期 平成 30 年 3 月 12 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第2期(平成29年3月10日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,353,949,250
合計	2,353,949,250

第3期(平成30年3月12日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,753,180,062
合計	2,753,180,062

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第2期 平成29年3月10日現在		第3期 平成30年3月12日現在	
1口当たり純資産額	1.0104円	1口当たり純資産額	1.1371円
(1万口当たり純資産額)	(10,104円)	(1万口当たり純資産額)	(11,371円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

特別勘定の名称：世界株式プラス型

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、キャピタル世界株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、内外の投資信託証券(以下「投資対象ファンド」ということがあります。)に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※ 当ファンドは、追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズです。

3 特 色

- マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

<投資対象ファンド>

- ・ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)」(以下「ニューパースペクティブ・ファンド」ということがあります。)
 - ・追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」
- ※ 実質的な投資割合は、ニューパースペクティブ・ファンドを高位に維持することを基本とします。

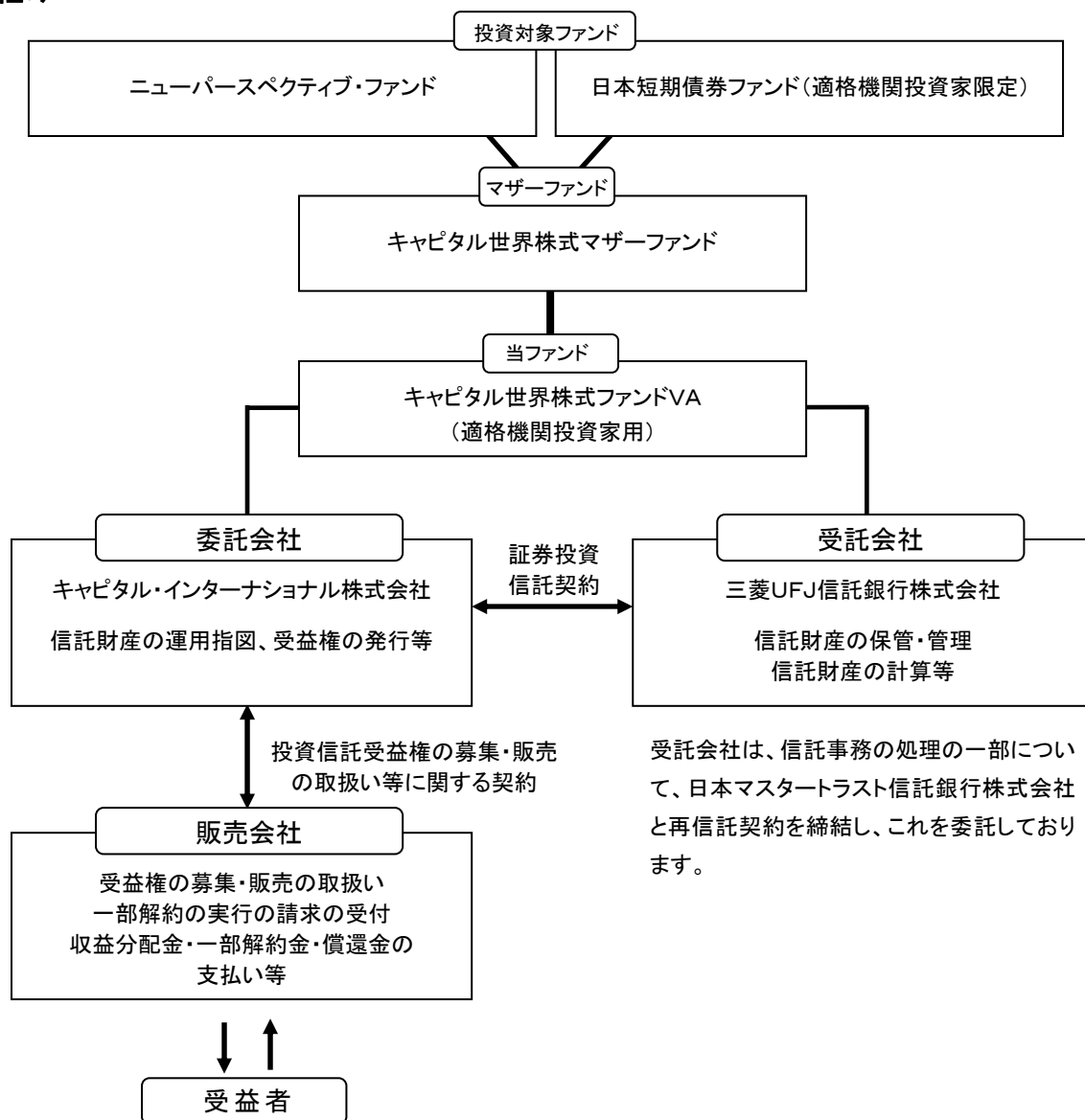
<投資形態>

- ・ファンド・オブ・ファンズ

ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
 - 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。
- ※ 運用にあたっては上記の方針で臨みますが、将来の成果を保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

4 仕組み



※ 上記の仕組みは、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

(1) 投資方針

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②投資態度

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持します。

<参考情報1>マザーファンドの投資態度

- ・主としてニューパースペクティブ・ファンドおよび日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行なうことを基本とします。
- ・投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とするニューパースペクティブ・ファンドを高位に維持することを基本とします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、主要投資対象となる投資信託証券においては、為替ヘッジが行なわれる場合があります。

<参考情報2>投資対象ファンドの投資態度

ニューパースペクティブ・ファンド(運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。)

- ・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。
- ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)(運用は、三菱UFJ国際投信株式会社が行ないます。)

- ・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。
- ・NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
* NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。
- ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

※ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ 投資対象ファンドの投資態度は、今後、運用会社の判断その他理由により変更される場合があります。

(2) 投資対象

キャピタル世界株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

※ 投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

<参考情報1>マザーファンドの投資対象

- ・主としてニューパースペクティブ・ファンドおよび日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)に投資を行ないます。
- ・投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とするニューパースペクティブ・ファンドを高位に維持することを基本とします。

<参考情報2>投資対象ファンドの投資対象

ニューパースペクティブ・ファンド

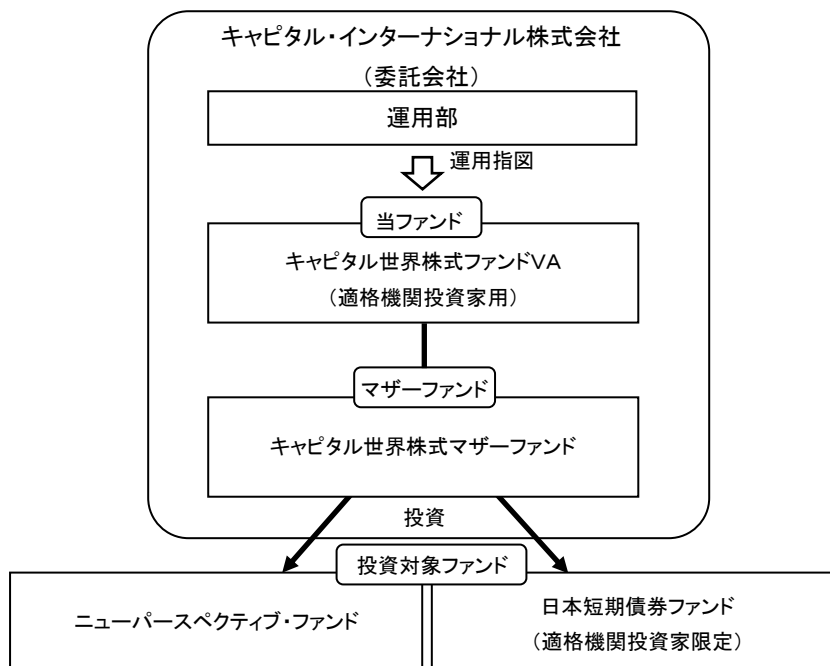
- ・世界各国の株式を主要投資対象とします。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

- ・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品を主要投資対象とします。

2 運用体制

当ファンドの運用にかかる意思決定は、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの配分方針等を決定する体制としております。



当ファンドがマザーファンドを通じて主要投資対象とするルクセンブルク籍円建外国投資信託証券における運用体制等は、次のとおりです。

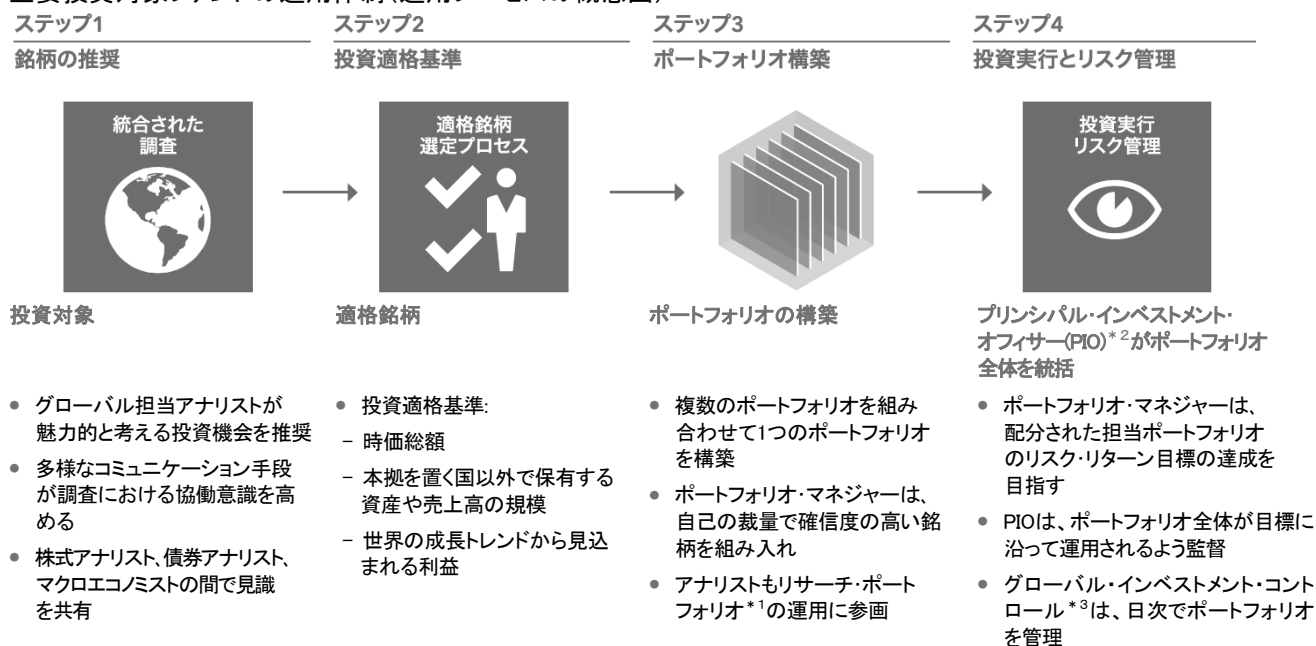
■ キャピタル・グループの投資哲学

『徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる』を運用哲学としています。市場参加者の誰よりも投資対象となる企業を知ること、過小評価されている銘柄をポートフォリオに組み込むことができ、結果として市場をアウトパフォームできるという確信のもとで運用しており、この哲学は 1931 年の創業以来変わっておりません。

■ キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。

■ 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

主要投資対象ファンドの運用体制(運用プロセスの概念図)



*1 リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。

*2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行なう運用統括責任者。

*3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守徹底を図っています。

※ 上記の運用体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ・投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。)には、制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

＜参考情報1＞マザーファンドの主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。

＜参考情報2＞投資対象ファンドの主な投資制限

ニューパースペクティブ・ファンド

- ・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・純資産総額の 10%を超えての借入れは、行ないません。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は、行ないません。
- ・有価証券先物取引等を行なうことができます。
- ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。

※ 上記は、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

4 投資リスクについて

(注: 当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。)

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

(1) 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(2) 為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

(3) 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

(4) 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

(5) 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

(6) カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

リスク管理体制

委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。

- ・投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。
- ・法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行ない、管理徹底を図っております。
- ・オペレーション部は、発注の適正な執行および決済を図り、管理徹底に努めております。

なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。

3. その他詳細情報

1 キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - (ハ) 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形

(2) 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル世界株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券

および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

なお、上記3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記(3)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)の投資制限

(1) 信託約款による制限

1. 信用リスク集中回避のための投資制限

- ① 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(2) その他信託約款に定める取引の方法と条件

1. 公社債の借入れ

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 上記①の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

2. 外国為替予約の指図

- ① 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

4. 再投資の指図

委託者は、上記3. の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

5. 資金の借入れ

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ② 上記の資金借入額は、次の a から c.までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
 - b. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - c. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

※ 上記は平成30年3月30日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)

平成 30 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,248,230,814	99.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,541,016	0.99
合計(純資産総額)		1,260,771,830	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】キャピタル世界株式マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	59,573,876	0.05
投資証券	ルクセンブルク	106,934,627,712	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	18	0.00
合計(純資産総額)		106,994,201,606	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

平成 30 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	米国	146,677,842,896	49.70
	フランス	20,818,085,660	7.05
	日本	16,992,946,433	5.76
	英国	14,272,688,148	4.84
	オランダ	10,172,874,716	3.45
	台湾	8,144,649,966	2.76
	南アフリカ	6,360,704,653	2.16
	スイス	6,009,188,084	2.04
	香港	5,419,699,529	1.84
	デンマーク	4,955,969,099	1.68
	ドイツ	4,261,638,439	1.44
	韓国	4,203,168,976	1.42
	インド	4,141,017,188	1.40
	カナダ	4,024,856,109	1.36
	中国	3,404,010,091	1.15
	ブラジル	3,264,665,209	1.11
	アイルランド	2,464,332,107	0.83
	スウェーデン	2,356,564,771	0.80
	メキシコ	1,805,494,718	0.61
	スペイン	1,720,911,045	0.58
	ノルウェー	1,308,094,606	0.44

	イタリア	1,245,342,779	0.42
	ベルギー	1,201,477,902	0.41
	オーストラリア	1,031,347,202	0.35
	フィンランド	877,362,025	0.30
	シンガポール	410,116,187	0.14
	アラブ首長国連邦	293,357,787	0.10
	ニュージーランド	28,038,135	0.01
銀行預金、その他資産(負債控除後)		17,282,784,099	5.86
純資産総額		295,149,228,559	100.00

(注) 投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

平成 30 年 1 月 24 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	日本	99,978,000	4.15
社債券	日本	2,217,201,000	92.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	90,777,420	3.77
合計(純資産総額)		2,407,956,420	100.00

(注) 投資比率とは、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注) 当該情報は委託会社が入手可能な直近日(平成 30 年 1 月 24 日)現在の情報です。

2 投資資産

(1) 投資有価証券の主要銘柄

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)

a. 上位 30 銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	キャピタル世界株式マザー ファンド	886,527,567	1.3754	1,219,406,381	1.4080	1,248,230,814	99.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.00
合計	99.00

【参考情報】キャピタル世界株式マザーファンド

a. 上位 30 銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)	75,786,412.27	1,325.62	100,464,347,368	1,411	106,934,627,712	99.94
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	56,457,427	1.0538	59,494,836	1.0552	59,573,876	0.05

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.05
投資証券	99.94
合計	99.99

【参考情報】キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

上位 30 銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	銘柄	国／地域	業種	株数	評価単価(現地通貨)(上段) 通貨(下段)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
1	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	77,610	1,447.34 米ドル	11,952,266,948	4.05
2	FACEBOOK INC CL A	米国	情報技術	448,522	159.79 米ドル	7,625,975,099	2.58
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	台湾	情報技術	7,109,700	244.00 台湾ドル	6,330,824,891	2.14
4	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	590,750	91.27 米ドル	5,737,118,455	1.94
5	JPMORGAN CHASE & CO	米国	金融	456,770	109.97 米ドル	5,344,829,225	1.81
6	NASPERS LIMITED N	南アフリカ	一般消費財・サービス	196,196	2,891.84 南アフリカ・ランド	5,099,417,804	1.73
7	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	210,674	160.15 ユーロ	4,417,371,136	1.50
8	CME GROUP INC CL A	米国	金融	247,547	161.74 米ドル	4,260,270,181	1.44
9	PERNOD RICARD SA	フランス	生活必需品	221,122	135.25 ユーロ	3,915,572,165	1.33
10	BROADCOM LTD	米国	情報技術	151,366	235.65 米ドル	3,795,402,284	1.29
11	ALPHABET INC CL C	米国	情報技術	32,627	1,031.79 米ドル	3,582,040,513	1.21
12	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD COM	韓国	情報技術	14,350	2,452,000.00 韓国ウォン	3,512,513,004	1.19
13	AIA GROUP LTD	香港	金融	3,861,276	66.40 香港ドル	3,506,539,668	1.18
14	VISA INC CL A	米国	情報技術	262,128	119.62 米ドル	3,336,408,723	1.13

15	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	英国	生活必需品	525,825	41.31 英ポンド	3,242,769,872	1.10
16	AIRBUS SE (BEARER)	フランス	資本財・サービス	259,798	93.80 ユーロ	3,190,543,328	1.08
17	任天堂	日本	情報技術	68,363	46,660.00 日本円	3,189,817,580	1.08
18	NESTLE SA	スイス	生活必需品	361,036	75.62 スイス・フラン	3,038,724,488	1.03
19	MASTERCARD INC CL A	米国	情報技術	162,875	175.16 米ドル	3,035,647,930	1.03
20	NETFLIX INC	米国	一般消費財・サービス	94,435	295.35 米ドル	2,967,781,996	1.01
21	BOOKING HOLDINGS INC	米国	一般消費財・サービス	73	2,080.39 米ドル	2,818,183,785	0.01
22	VALE SA ON ADR	ブラジル	素材	2,027,722	12.72 米ドル	2,744,464,140	0.93
23	INTUITIVE SURGICAL INC	米国	ヘルスケア	58,796	412.83 米ドル	2,582,742,249	0.88
24	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	1,767,470	882.70 インド・ルピー	2,545,277,271	0.86
25	TESLA INC	米国	一般消費財・サービス	87,999	266.13 米ドル	2,491,917,196	0.84
26	RYANAIR HOLDINGS PLC ADR	アイルランド	資本財・サービス	188,522	122.85 米ドル	2,464,332,107	0.83
27	NIKE INC CL B	米国	一般消費財・サービス	339,251	66.44 米ドル	2,398,351,296	0.81
28	村田製作所	日本	情報技術	157,826	14,490.00 日本円	2,286,898,740	0.77
29	GODADDY INC CL A	米国	情報技術	348,509	61.42 米ドル	2,277,644,011	0.77
30	CHUBB LTD	米国	金融	148,326	136.77 米ドル	2,158,590,036	0.73

(注) 投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

【参考情報】日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細
平成 30 年 1 月 24 日現在

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	
日本	第 41 回東日本高速道路	0.005	2019/6/20	特殊 債券	100,000	99.978	99,978,000	4.15
日本	第 16 回フランス相互信用連合銀行円 貨社債(2015)	0.269	2018/10/15	社債 券	100,000	100.099	100,099,000	4.16
日本	第 1 回バンコ・サンタンデル・エセ・ アー非上位円貨社債(2017)	0.568	2023/1/11	社債 券	100,000	100.063	100,063,000	4.16
日本	第 9 回モルガン・スタンレー円貨社債 (2014)	0.557	2018/5/22	社債 券	100,000	100.139	100,139,000	4.16
日本	第 19 回ルノー円貨社債(2017)	0.36	2020/7/6	社債 券	100,000	100.232	100,232,000	4.16
日本	第 1 回ソシエテ・ジェネラル非上位円 貨社債(2017)	0.448	2022/5/26	社債 券	100,000	100.442	100,442,000	4.17
日本	第 237 回四国電力社債(一般担保付)	2.05	2018/11/22	社債 券	100,000	101.654	101,654,000	4.22
日本	第 316 回北海道電力	1.164	2020/6/25	社債 券	100,000	102.503	102,503,000	4.26
日本	第 5 回ヤフー(社債間限定同順位特 約付)	0.2	2022/12/7	社債 券	100,000	99.837	99,837,000	4.15
日本	第4回富士フイルムホールディングス (社債間限定同順位特約付)	0.005	2020/3/3	社債 券	100,000	99.808	99,808,000	4.14

日本	第 50 回日本電気(社債間限定同順位特約付)	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	100.043	100,043,000	4.15
日本	第 31 回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	100.072	100,072,000	4.16
日本	第 1 回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(社債間限定同順位特約付)	0.12	2020/10/30	社債券	100,000	99.993	99,993,000	4.15
日本	第 66 回クレディセゾン(社債間限定同順位特約付)	0.09	2020/12/22	社債券	100,000	99.904	99,904,000	4.15
日本	第 7 回あおぞら銀行(社債間限定同順位特約付)	0.08	2019/9/9	社債券	100,000	99.941	99,941,000	4.15
日本	第 28 回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	104.01	104,010,000	4.32
日本	第 6 回りそな銀行(劣後特約付)	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	103.917	103,917,000	4.32
日本	第 8 回三井住友信託銀行(社債間限定同順位特約付)	0.234	2019/7/22	社債券	100,000	100.279	100,279,000	4.16
日本	第 23 回三井住友銀行(劣後特約付)	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	104.036	104,036,000	4.32
日本	第 38 回日産フィナンシャルサービス(社債間限定同順位特約付)	0.001	2019/6/20	社債券	100,000	99.726	99,726,000	4.14
日本	第 67 回アコム(特定社債間限定同順位特約付)	0.5	2019/6/6	社債券	100,000	100.221	100,221,000	4.16
日本	第 69 回日立キャピタル(社債間限定同順位特約付)	0.08	2020/12/18	社債券	100,000	99.905	99,905,000	4.15
日本	第 43 回野村ホールディングス	0.454	2019/2/25	社債券	100,000	100.377	100,377,000	4.17

(注) 投資比率とは、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注) 当該情報は委託会社が入手可能な直近日(平成 30 年 1 月 24 日)現在の情報です。

(2) 投資不動産物件

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)

該当事項はありません。

【参考情報】キャピタル世界株式マザーファンド

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)

該当事項はありません。

【参考情報】キャピタル世界株式マザーファンド

該当事項はありません。

3 運用実績

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)

(1) 純資産の推移

期	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (平成 29 年 8 月 21 日)	600,259,308	600,259,308	1.1187	1.1187
平成 29 年 3 月末日	708,462,694	—	1.0609	—
4 月末日	717,922,305	—	1.0870	—
5 月末日	710,820,362	—	1.1251	—
6 月末日	667,491,175	—	1.1475	—

7 月末日	663,460,558	—	1.1605	—
8 月末日	607,307,167	—	1.1522	—
9 月末日	607,907,493	—	1.1901	—
10 月末日	616,763,639	—	1.2449	—
11 月末日	606,806,483	—	1.2424	—
12 月末日	603,958,007	—	1.2604	—
平成 30 年 1 月末日	612,137,691	—	1.2945	—
2 月末日	898,337,245	—	1.2609	—
3 月末日	1,260,771,830	—	1.2102	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

(2) 分配の推移

期	計算期間	1 口当たりの分配金(円)
第 1 期	平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 8 月 21 日	0.00

(3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第 1 期	平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 8 月 21 日	11.9
第 2 中間計算期間末	平成 29 年 8 月 22 日～平成 30 年 2 月 21 日	11.3

(注) 第1期の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

(注) 収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、有限責任監査法人トーマツによる監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

1. 貸借対照表

(単位:円)

第 1 期 平成 29 年 8 月 21 日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,647,837
親投資信託受益証券	599,787,359
流動資産合計	601,435,196
資産合計	601,435,196
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	28,800
未払委託者報酬	1,022,300
未払利息	4
その他未払費用	124,784
流動負債合計	1,175,888
負債合計	1,175,888
純資産の部	
元本等	
元本	536,579,182
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	63,680,126
元本等合計	600,259,308
純資産合計	600,259,308
負債純資産合計	601,435,196

2. 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

第 1 期	
自 平成 28 年 12 月 9 日	
至 平成 29 年 8 月 21 日	
営業収益	
有価証券売買等損益	85,121,119
営業収益合計	85,121,119
営業費用	
支払利息	4,878
受託者報酬	106,822
委託者報酬	3,792,040
その他費用	432,006
営業費用合計	4,335,746
営業利益又は営業損失(△)	80,785,373
経常利益又は経常損失(△)	80,785,373
当期純利益又は当期純損失(△)	80,785,373
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	22,358,303
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,088,283
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	7,088,283
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,835,227
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	1,835,227
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	63,680,126

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までとなっておりますが、第 1 期計算期間は信託約款の定めにより、平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 8 月 21 日までとなっております。

特別勘定の名称：新興国株式型

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とするマザーファンドに主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家(受益者)からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式／インデックス型」に該当します。

追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。

株式…………… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。

インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 2,000 億円とします。

※当ファンドの信託期間は(原則として)無期限です。ただし、信託元本が 20 億円を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

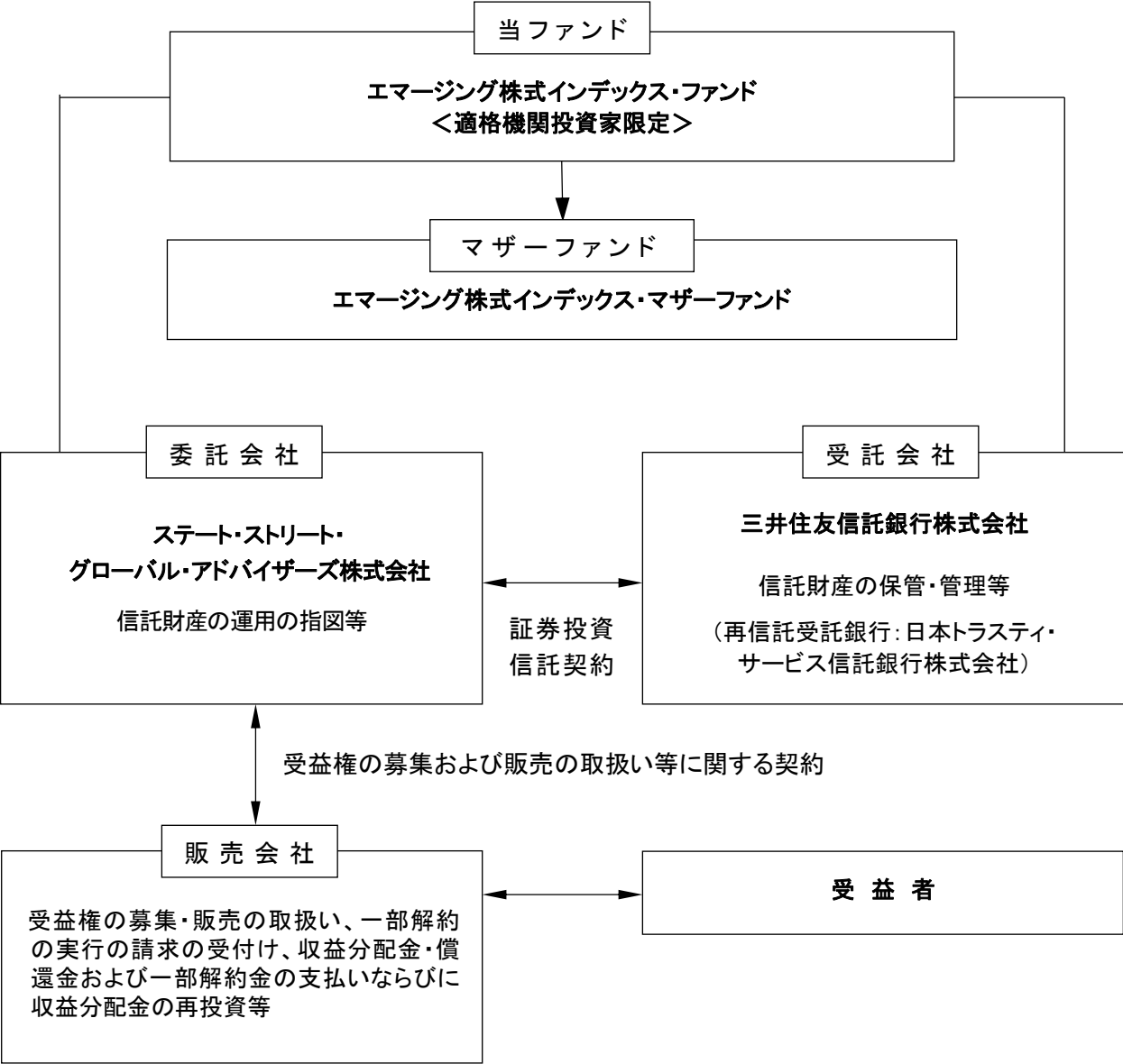
※MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)」に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 特 色

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資を行います。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

4 仕組み



※上記の運用の仕組みは、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とするエマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券に主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

(1)投資方針

①運用方針

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。)への投資を通じて、中長期的な観点から、新興国の株式市場(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

②投資態度

- A. MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。
- B. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- C. 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- D. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、以下同じ。)を行うことができます。
- E. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- F. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。
- G. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)投資対象

当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

エマージング株式インデックス・マザーファンド

- ①MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。)を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、以下同じ。)を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

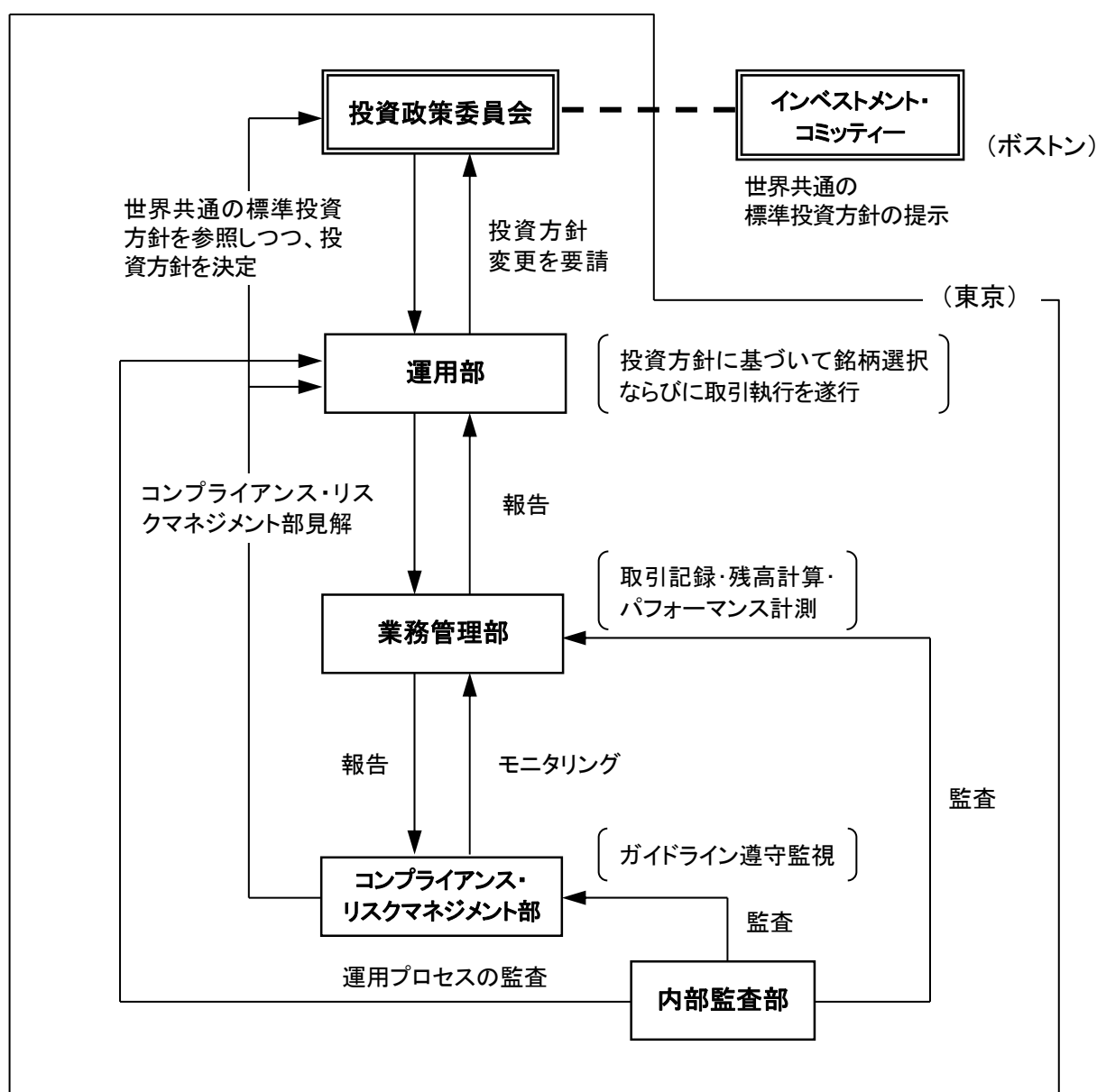
2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することのない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

(運用体制図)



※上記の運用体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

エマージング株式インデックス・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドは、新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を実質的な主要投資対象としていることから、新興国の取引所上場株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である新興国の取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低にかかわらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国(投資対象国)における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク(参考指数)とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、月次で開催される投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、平成 30 年 3 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の投資対象

(1) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り。以下同じ。)
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

(2) ①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「エマージング株式インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)(の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。))および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)(の新株引受権証券を除きます。))
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
- q. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条

第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- u. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
- v. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第a号の証券または証書、第l号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第l号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

③上記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))
- b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の

条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- d. 上記cにおいて、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。な

お、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

- b. 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 第a項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の投資制限

- ①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ②株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

⑥信用取引の指図範囲

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認

めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- b. 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 第b項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. 委託者は、第a項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※上記は、平成30年3月30日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,612,768,042	100.02
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		△664,337	△0.02
純資産総額		3,612,103,705	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

エマージング株式インデックス・マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	中国	1,252,029,097	27.61
	韓国	629,986,979	13.89
	台湾	489,464,438	10.79
	インド	342,092,177	7.54
	ブラジル	314,498,312	6.93
	南アフリカ	265,043,923	5.84
	ロシア	150,998,022	3.33
	メキシコ	120,270,611	2.65
	マレーシア	106,482,902	2.35
	タイ	103,754,805	2.29
	インドネシア	85,051,936	1.88
	チリ	52,498,571	1.16
	ポーランド	48,890,237	1.08
	フィリピン	40,510,346	0.89
	トルコ	39,376,501	0.87
	アラブ首長国連邦	27,387,986	0.60
	カタール	21,442,145	0.47
	コロンビア	17,243,295	0.38
	ペルー	16,127,730	0.36
	ハンガリー	12,915,178	0.29
	ギリシャ	11,907,911	0.26
	チェコ	8,672,207	0.19
	エジプト	5,610,153	0.12
	パキスタン	2,411,117	0.05
	小計	4,164,666,579	91.82
投資証券	南アフリカ	15,800,497	0.35
	メキシコ	3,034,821	0.07
	小計	18,835,318	0.42
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		352,042,102	7.76
純資産総額		4,535,543,999	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

(1)投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式インデックス・ マザーファンド	—	1,312,588,302	2.8534	3,745,339,461	2.7524	3,612,768,042	100.02
投資比率:合計									100.02	

(注 1)投資有価証券は 1 銘柄です。

(注 2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	100.02
合 計		100.02

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄

評価額上位 30 銘柄

平成 30 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域 名	種類	銘柄名	業種	数 量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービ ス	40,840	5,469.28	223,365,455	5,545.98	226,497,986	4.99
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	707	270,541.52	191,272,858	244,954.79	173,183,043	3.82
3	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	ソフトウェア・サービ ス	8,300	19,762.11	164,025,529	19,499.28	161,844,103	3.57
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造 装置	176,086	883.61	155,591,552	888.15	156,392,541	3.45
5	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	3,175	32,066.69	101,811,768	25,968.72	82,450,696	1.82
6	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	604,764	96.82	58,557,868	109.13	65,999,346	1.46
7	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA -H	銀行	527,719	85.92	45,346,207	91.12	48,087,971	1.06
8	中国	株式	BAIDU INC-SPON ADR	ソフトウェア・サービ ス	2,000	25,330.98	50,661,978	23,711.70	47,423,411	1.05
9	中国	株式	CHINA MOBILE LTD/HK	電気通信サービス	45,506	1,070.88	48,731,891	974.20	44,332,081	0.98
10	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	37,406	1,063.78	39,791,779	1,080.49	40,416,883	0.89

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
11	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	23,412	1,398.75	32,747,623	1,657.34	38,801,737	0.86
12	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	114,009	374.19	42,661,305	327.59	37,349,348	0.82
13	ロシア	株式	SBERBANK PAO	銀行	77,251	411.30	31,774,086	467.27	36,097,490	0.80
14	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造 装置	4,286	8,077.88	34,621,825	8,021.96	34,382,163	0.76
15	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	10,874	2,825.30	30,722,336	3,012.23	32,755,097	0.72
16	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	571,752	53.45	30,565,318	57.13	32,669,223	0.72
17	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	23,050	1,137.77	26,225,669	1,351.37	31,149,143	0.69
18	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	18,883	1,489.81	28,132,184	1,456.45	27,502,239	0.61
19	ブラジル	株式	AMBEV SA ADR	食品・飲料・タバコ	34,374	666.01	22,893,544	772.36	26,549,267	0.59
20	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	254,180	96.22	24,459,623	100.91	25,649,939	0.57
21	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	19,619	1,094.88	21,480,545	1,262.13	24,761,752	0.55
22	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	121	220,750.71	26,710,836	202,297.49	24,477,997	0.54
23	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービ ス	12,937	1,623.28	21,000,457	1,867.46	24,159,459	0.53
24	ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	2,963	6,128.57	18,158,973	7,353.93	21,789,702	0.48
25	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SPON ADR	エネルギー	15,433	1,008.40	15,562,656	1,380.05	21,298,428	0.47
26	中国	株式	JD.COM INC-ADR	小売	4,900	4,406.60	21,592,376	4,301.65	21,078,122	0.46
27	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	123,588	151.47	18,720,816	156.52	19,344,290	0.43
28	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	3,106	5,963.21	18,521,735	6,153.83	19,113,827	0.42
29	ロシア	株式	GAZPROM PAO -SPON ADR	エネルギー	36,489	480.50	17,533,210	516.96	18,863,493	0.42
30	韓国	株式	CELLTRION INC	医薬品・バイオテク ノロジー・ライフサイ エンス	593	21,068.75	12,493,771	31,668.29	18,779,301	0.41
投資比率: 合計									34.94	

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 平成 30 年 3 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

平成 30 年 3 月 30 日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	銀行	16.74
	ソフトウェア・サービス	12.64
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.76
	素材	6.89
	エネルギー	6.69
	半導体・半導体製造装置	5.22
	電気通信サービス	4.27
	食品・飲料・タバコ	3.42
	資本財	3.38
	保険	3.00
	自動車・自動車部品	2.67
	各種金融	2.53
	公益事業	2.12
	メディア	2.03
	不動産	2.02
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.93
	小売	1.89
	食品・生活必需品小売り	1.47
	運輸	1.26
	家庭用品・パーソナル用品	1.11
	消費者サービス	1.09
	耐久消費財・アパレル	0.99
	ヘルスケア機器・サービス	0.64
	商業・専門サービス	0.06
	小計	91.82
投資証券	—	0.42
合計		92.24

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2) 平成 30 年 3 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

平成 30 年 3 月 30 日現在

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク先物取引 所	買建	アメリカ・ドル	55	3,326,112.95	3,266,450.00	347,027,648	7.65

(注 1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額(平成 30 年 3 月 30 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています)の比率です。

(注 2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注 3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

3 運用実績(平成 30 年 3 月 30 日現在)

エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

(1) 純資産の推移

平成 30 年 3 月 30 日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項 目		純資産総額(円)		1 口当たりの純資産額(円)	
計算期間・月末					
第1期	(平成22年11月15日)	分配付:	5,103,175,713	分配付:	1.1317
		分配落:	5,012,992,725	分配落:	1.1117
第2期	(平成23年11月15日)	分配付:	909,096	分配付:	0.9091
		分配落:	909,096	分配落:	0.9091
第3期	(平成24年11月15日)	分配付:	969,541	分配付:	0.9695
		分配落:	969,541	分配落:	0.9695
第4期	(平成25年11月15日)	分配付:	1,253,721	分配付:	1.2537
		分配落:	1,253,721	分配落:	1.2537
第5期	(平成26年11月17日)	分配付:	1,491,471	分配付:	1.4915
		分配落:	1,491,471	分配落:	1.4915
第6期	(平成27年11月16日)	分配付:	173,435,211	分配付:	1.2881
		分配落:	172,492,696	分配落:	1.2811
第7期	(平成28年11月15日)	分配付:	849,387,787	分配付:	1.1703
		分配落:	841,404,172	分配落:	1.1593
第8期	(平成29年11月15日)	分配付:	2,412,129,902	分配付:	1.6540
		分配落:	2,378,587,988	分配落:	1.6310
	平成 29 年 3 月 末 日		1,335,021,764		1.3868
	4 月 末 日		1,430,785,137		1.3981
	5 月 末 日		1,563,009,388		1.4417
	6 月 末 日		1,674,714,111		1.4627
	7 月 末 日		1,832,411,716		1.5186
	8 月 末 日		1,977,347,154		1.5590
	9 月 末 日		2,097,723,986		1.5763
	10 月 末 日		2,295,029,737		1.6434
	11 月 末 日		2,422,516,704		1.6411
	12 月 末 日		2,595,909,100		1.6780
	平成 30 年 1 月 末 日		3,422,626,984		1.7447
	2 月 末 日		3,683,773,719		1.6714
	3 月 末 日		3,612,103,705		1.6026

(2) 分配の推移

項 目		1 口当たりの分配金
計算期間		
第1期	(平成22年11月15日)	0.0200円
第2期	(平成23年11月15日)	0.0000円
第3期	(平成24年11月15日)	0.0000円
第4期	(平成25年11月15日)	0.0000円
第5期	(平成26年11月17日)	0.0000円
第6期	(平成27年11月16日)	0.0070円
第7期	(平成28年11月15日)	0.0110円
第8期	(平成29年11月15日)	0.0230円

(3) 収益率の推移

項 目		収益率
計算期間		
第1期	〔 自平成21年11月30日 至平成22年11月15日 〕	13.2%
第2期	〔 自平成22年11月16日 至平成23年11月15日 〕	△18.2%

計算期間		項 目	収益率
第3期		〔 自平成23年11月16日 至平成24年11月15日 〕	6.6%
第4期		〔 自平成24年11月16日 至平成25年11月15日 〕	29.3%
第5期		〔 自平成25年11月16日 至平成26年11月17日 〕	19.0%
第6期		〔 自平成26年11月18日 至平成27年11月16日 〕	△13.6%
第7期		〔 自平成27年11月17日 至平成28年11月15日 〕	△8.6%
第8期		〔 自平成28年11月16日 至平成29年11月15日 〕	42.7%

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は、第8期計算期間(平成28年11月16日から平成29年11月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

1. 貸借対照表

(単位:円)

区 分	第7期 (平成28年11月15日現在)	第8期 (平成29年11月15日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,094	—
コール・ローン	1,804,110	5,374,794
親投資信託受益証券	849,352,412	2,412,214,783
流動資産合計	851,157,616	2,417,589,577
資産合計	851,157,616	2,417,589,577
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,983,615	33,541,914
未払受託者報酬	103,231	317,412
未払委託者報酬	1,617,243	4,972,742
未払利息	5	13
その他未払費用	49,350	169,508
流動負債合計	9,753,444	39,001,589
負債合計	9,753,444	39,001,589
純資産の部		
元本等		
元本	725,783,201	1,458,344,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	115,620,971	920,243,877
(分配準備積立金)	(76,635)	(450,408,128)
元本等合計	841,404,172	2,378,587,988
純資産合計	841,404,172	2,378,587,988
負債純資産合計	851,157,616	2,417,589,577

2. 損益および剰余金計算書

(単位:円)

区 分	第7期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日	第8期 自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,681,762	519,477,371
営業収益合計	△2,681,762	519,477,371
営業費用		
支払利息	286	1,650
受託者報酬	148,417	508,834
委託者報酬	2,325,073	7,971,624
その他費用	49,372	169,537
営業費用合計	2,523,148	8,651,645
営業利益又は営業損失(△)	△5,204,910	510,825,726
経常利益又は経常損失(△)	△5,204,910	510,825,726
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,204,910	510,825,726
期首剰余金又は期首欠損金(△)	37,847,595	115,620,971
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,961,901	327,339,094
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,961,901	327,339,094
分配金	7,983,615	33,541,914
期末剰余金又は期末欠損金(△)	115,620,971	920,243,877

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

特別勘定の名称：世界債券プラス型

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。なお、マザーファンドは、世界各国の投資適格格付けの公社債(以下、「投資適格債」という場合があります。)を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付け機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外……投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、500 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特 色

1. アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。マザーファンドは世界各国の投資適格債に投資します。

◆マザーファンドは、主として米国国債、投資適格社債などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債、事業債などの投資適格債へ投資します。

◆原則として、取得時に格付け機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債に投資します。ただし、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

◎格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付け機関によって格付けがなされています。BBB 一格(S&P)、Baa3格(ムーディーズ)以上の債券を「投資適格債」といいます。

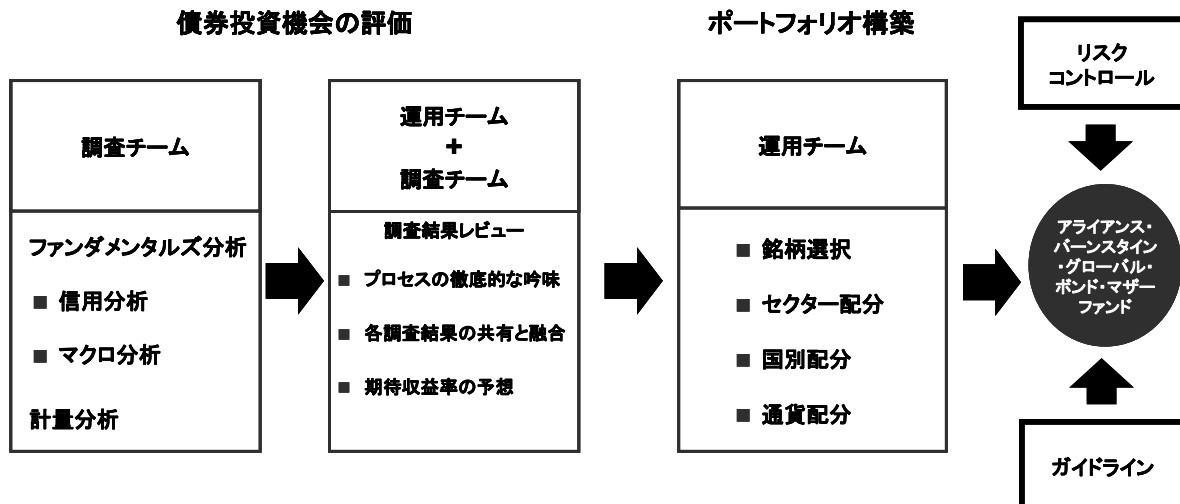
※S&P、ムーディーズは格付け機関の例として提示したもので、その他の格付け機関の格付け情報も採用します。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

- ◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

* 債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

＜債券運用のプロセス＞（平成30年3月末現在）



- ・ ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される国・債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- ・ マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
- ・ 運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
- ・ 運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。

※上記は、平成 30 年 3 月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

- ◆為替の運用は、債券運用とは分離して行います(カレンシー・オーバーレイ運用)。

・ 各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。

- ◆チーム運用を行います。

・ 米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。

・ 情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. FTSE世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

- ◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

◆「FTSE世界国債インデックス(円ベース)」とは、FTSE Fixed Income LLC が算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックス(円ベース)に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4. 実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

* 当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

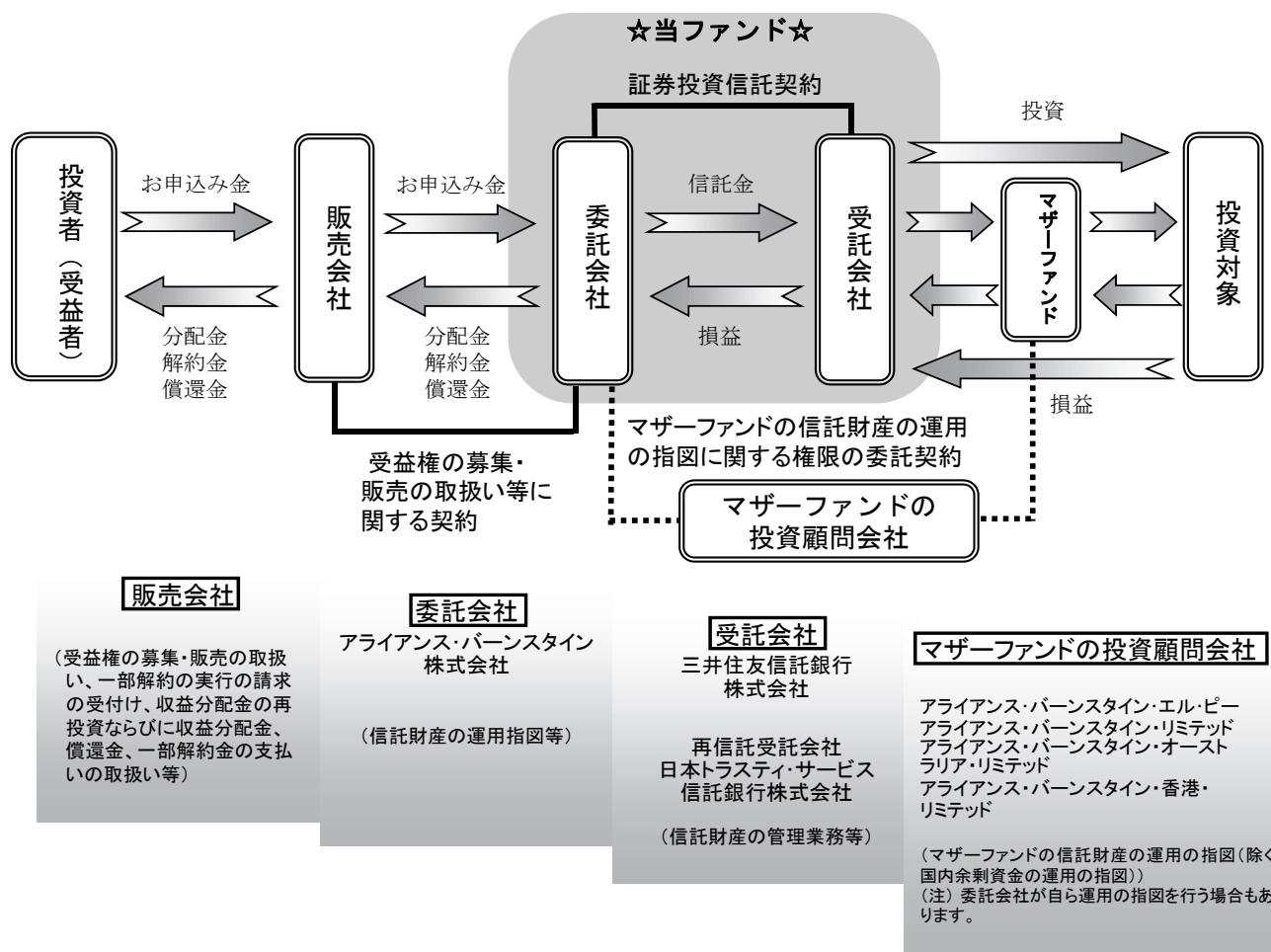
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)^{*1}は、総額約5,495億米ドル(平成30年3月末現在、約58.4兆円^{*2})の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22ヵ国48都市(平成30年3月末現在)に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル＝106.350円(平成30年3月30日の WM ロイター)を用いております。

4 仕組み



※上記の仕組みは、平成30年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

なお、マザーファンドは原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている世界各国の公社債に投資します。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

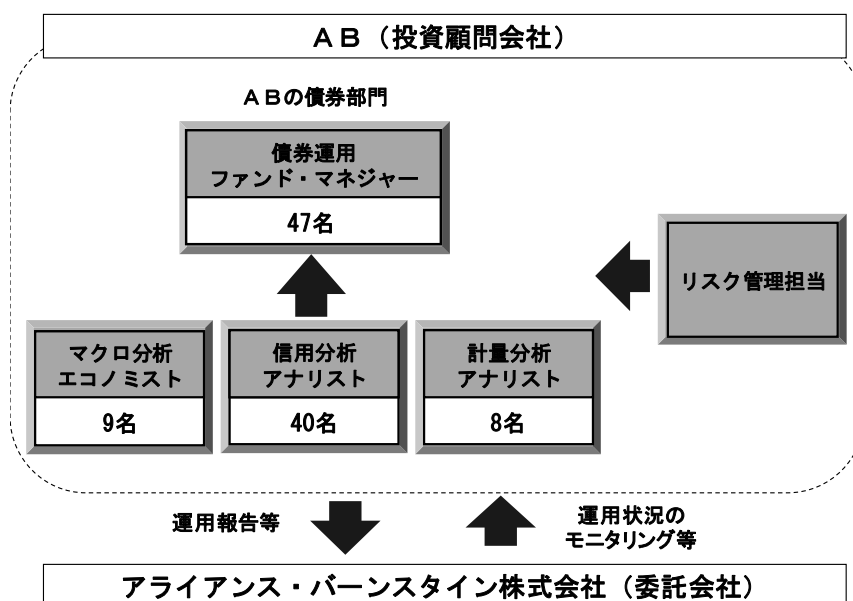
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 世界各国の投資適格債を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

2 運用体制

AB の債券部門は、47名の経験豊富なファンド・マネジャーと57名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当(市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク)がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。



※上記の運用体制は、平成30年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限りします。
- ③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

- ① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限りします。
- ③ 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図については、信託約款に定める範囲内で行います。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ 為替リスク

為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑦ インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

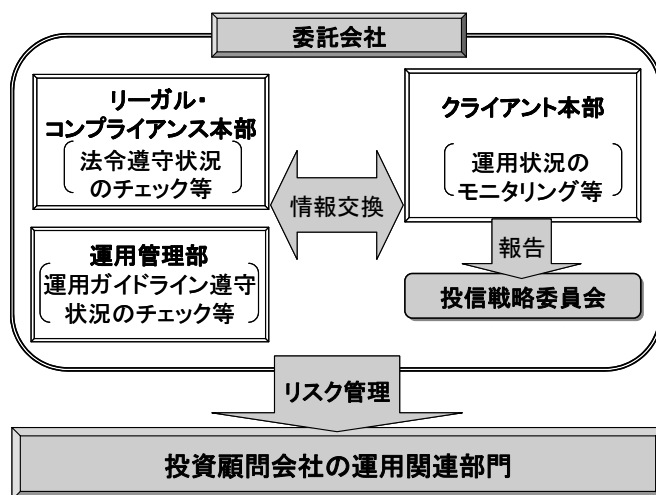
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



※上記の投資リスク管理体制は、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド 3 の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第 20 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限り。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
- q. 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記 u. の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものおよび n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で上記 e. の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 先物取引等の運用指図および範囲

- ①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）。
 - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d.

までに掲げる金融商品で運用している額(以下、本③において、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下、同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、

マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本(7)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本(7)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引と反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド-3の投資制限

(1) 信託約款による制限

① 外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。

③ 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をさせらる。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、上記 a.による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができま

す。なお、この借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は平成 30 年 3 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

2018 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,932,766,775	100.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△6,364,191	△0.21
合計(純資産総額)		2,926,402,584	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2018 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	3,000,162,702	13.99
	アメリカ	5,659,498,950	26.39
	カナダ	693,297,246	3.23
	ドイツ	786,752,762	3.66
	イタリア	1,043,168,383	4.86
	フランス	648,887,335	3.02
	スペイン	731,150,395	3.41
	ベルギー	370,063,111	1.72
	オーストリア	176,327,913	0.82
	イギリス	518,066,280	2.41
	ポーランド	38,708,022	0.18
	ロシア	236,425,078	1.10
	オーストラリア	31,779,834	0.14
	ニュージーランド	148,487,736	0.69
	シンガポール	132,328,122	0.61
	マレーシア	492,569,435	2.29
	カタール	11,022,400	0.05
	サウジアラビア	64,421,280	0.30
	小計	14,783,116,984	68.95
地方債証券	カナダ	41,504,718	0.19
特殊債券	アメリカ	113,147,178	0.52
	カナダ	709,857,939	3.31
	フランス	51,685,241	0.24
	オランダ	43,970,080	0.20
	小計	918,660,438	4.28
社債券	日本	140,536,816	0.65
	アメリカ	1,867,031,093	8.70
	カナダ	181,321,747	0.84
	パナマ	97,972,071	0.45
	イタリア	43,226,891	0.20
	フランス	213,726,327	0.99
	オランダ	143,143,985	0.66
	スペイン	109,120,448	0.50
	フィンランド	26,872,776	0.12
	アイルランド	13,249,085	0.06
	イギリス	397,507,243	1.85
	スイス	33,398,632	0.15
	スウェーデン	346,483,925	1.61
	ノルウェー	63,700,829	0.29
	デンマーク	45,934,367	0.21
	トルコ	15,513,646	0.07
	ケイマン	63,154,180	0.29
	オーストラリア	317,466,064	1.48
	韓国	72,728,590	0.33
	英ヴァージン諸島	57,993,717	0.27

小計		4,250,082,432	19.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,445,818,301	6.74
合計(純資産総額)		21,439,182,873	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

(1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2018 年 3 月 30 日現在

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ グローバル・ボンド・マザーファンド	1,462,653,621	1.9922	2,913,982,453	2.0051	2,932,766,775	100.21

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018 年 3 月 30 日現在

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.21
合計		100.21

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成30年3月30日現在)
 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2018年3月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第2 1 回利付国債 (物価連動・1 0 年)	691,400,000	105.65	726,884,825	105.90	735,231,199	0.1	2026年3月10日	3.42
2	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	9,250,000	7,419.26	686,282,324	7,495.10	693,297,246	1	2027年6月1日	3.23
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY	6,197,900	10,167.03	630,142,709	10,187.41	631,406,070	2.25	2027年8月15日	2.94
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,663,700	10,174.90	576,275,821	10,212.31	578,395,167	2.25	2027年2月15日	2.69
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY	5,625,000	10,358.40	582,660,000	10,175.80	572,388,750	1.125	2021年7月31日	2.66
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,684,500	10,329.76	483,897,842	10,375.00	486,016,875	2	2022年10月31日	2.26
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,184,200	10,516.55	440,033,848	10,338.47	432,582,680	1.875	2022年7月31日	2.01
8	日本	国債証券	第1 5 0 回利付国債 (2 0 年)	370,200,000	116.33	430,672,170	116.80	432,397,302	1.4	2034年9月20日	2.01
9	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,490,000	2,768.38	401,138,978	2,756.39	399,401,627	3.58	2018年9月28日	1.86
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,985,000	10,037.20	399,982,436	9,774.08	389,497,088	1.625	2026年5月15日	1.81
11	カナダ	特殊債券	CANADA HOUSING TRUST	4,400,000	9,071.93	399,165,041	8,668.71	381,423,486	3.8	2021年6月15日	1.77
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,585,000	10,571.71	378,995,804	10,295.32	369,087,222	1.75	2022年6月30日	1.72
13	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,966,000	16,975.70	333,742,316	17,444.66	342,962,087	2.5	2046年8月15日	1.59
14	フランス	国債証券	FRENCH TREASURY	2,425,000	13,699.24	332,206,781	14,087.89	341,631,528	1.75	2039年6月25日	1.59
15	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	3,050,000	10,748.30	340,930,184	10,582.50	341,451,205	0.125	2020年4月15日	1.59
16	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	2,460,000	13,764.26	338,600,812	13,240.95	325,727,464	4.1	2018年7月30日	1.51
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,026,000	15,775.95	319,620,795	15,719.34	318,473,946	4.5	2024年3月1日	1.48
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY	2,775,000	10,703.17	297,012,977	10,283.70	285,372,690	2.25	2025年11月15日	1.33
19	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	2,064,166	13,042.89	269,226,971	13,241.94	273,335,740	0.8	2027年6月22日	1.27
20	日本	国債証券	第1 5 8 回利付国債 (2 0 年)	261,700,000	99.37	260,064,797	100.85	263,929,684	0.5	2036年9月20日	1.23
21	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,715,000	15,516.28	266,104,325	15,139.37	259,640,361	1.5	2026年7月22日	1.21
22	カナダ	特殊債券	CANADA HOUSING TRUST	3,120,000	8,456.30	263,836,778	8,260.18	257,717,770	2	2019年12月15日	1.20
23	日本	国債証券	第3 0 0 回利付国債 (1 0 年)	248,900,000	103.21	256,894,668	101.57	252,817,686	1.5	2019年3月20日	1.17
24	日本	国債証券	第3 4 5 回利付国債 (1 0 年)	242,550,000	100.96	244,880,905	100.87	244,662,610	0.1	2026年12月20日	1.14
25	ロシア	国債証券	RUSSIAN GOVERNMENT	127,417,000	179.22	228,362,988	185.55	236,425,078	6.4	2020年5月27日	1.10
26	日本	国債証券	第3 4 9 回利付国債 (1 0 年)	234,650,000	100.28	235,326,651	100.67	236,240,927	0.1	2027年12月20日	1.10
27	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,645,000	13,067.66	214,963,047	13,629.15	224,199,673	2	2025年12月1日	1.04
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,610,000	13,201.31	212,541,170	13,835.69	222,754,678	2.95	2038年9月1日	1.03
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY	2,125,000	10,697.59	227,323,879	10,438.08	221,809,200	2	2021年12月31日	1.03
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,598,415	12,843.46	205,291,896	12,916.65	206,461,682	0.25	2027年2月15日	0.96

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年3月30日現在

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	13.99
	外国	54.95
地方債証券	外国	0.19
特殊債券	外国	4.28
社債券	国内	0.65
	外国	19.16
合計		93.25

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績(平成 30 年 3 月 30 日現在)

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

(1) 純資産の推移

平成30年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額 (百万円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期計算期間末 (2009 年 5 月 1 日)	4	4	10,313	10,313
第 2 期計算期間末 (2010 年 5 月 6 日)	47	47	10,581	10,581
第 3 期計算期間末 (2011 年 5 月 2 日)	82	82	10,345	10,345
第 4 期計算期間末 (2012 年 5 月 1 日)	184	184	10,619	10,619
第 5 期計算期間末 (2013 年 5 月 1 日)	199	199	12,822	12,822
第 6 期計算期間末 (2014 年 5 月 1 日)	334	334	13,478	13,478
第 7 期計算期間末 (2015 年 5 月 1 日)	623	623	14,783	14,783
第 8 期計算期間末 (2016 年 5 月 2 日)	1,104	1,104	13,958	13,958
第 9 期計算期間末 (2017 年 5 月 1 日)	1,949	1,949	14,113	14,113
2017 年 3 月末日	1,854	—	13,991	—
4 月末日	1,942	—	14,064	—
5 月末日	2,048	—	14,239	—
6 月末日	2,143	—	14,434	—
7 月末日	2,228	—	14,430	—
8 月末日	2,342	—	14,605	—
9 月末日	2,447	—	14,704	—
10 月末日	2,530	—	14,679	—
11 月末日	2,629	—	14,698	—
12 月末日	2,733	—	14,827	—
2018 年 1 月末日	2,780	—	14,539	—
2 月末日	2,820	—	14,243	—
3 月末日	2,926	—	14,288	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(2) 分配の推移

期	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 期計算期間	2009 年 1 月 8 日～2009 年 5 月 1 日	0
第 2 期計算期間	2009 年 5 月 2 日～2010 年 5 月 6 日	0
第 3 期計算期間	2010 年 5 月 7 日～2011 年 5 月 2 日	0
第 4 期計算期間	2011 年 5 月 3 日～2012 年 5 月 1 日	0
第 5 期計算期間	2012 年 5 月 2 日～2013 年 5 月 1 日	0
第 6 期計算期間	2013 年 5 月 2 日～2014 年 5 月 1 日	0
第 7 期計算期間	2014 年 5 月 2 日～2015 年 5 月 1 日	0
第 8 期計算期間	2015 年 5 月 2 日～2016 年 5 月 2 日	0
第 9 期計算期間	2016 年 5 月 3 日～2017 年 5 月 1 日	0

(3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第 1 期計算期間	2009 年 1 月 8 日～2009 年 5 月 1 日	3.1
第 2 期計算期間	2009 年 5 月 2 日～2010 年 5 月 6 日	2.6
第 3 期計算期間	2010 年 5 月 7 日～2011 年 5 月 2 日	△2.2
第 4 期計算期間	2011 年 5 月 3 日～2012 年 5 月 1 日	2.6
第 5 期計算期間	2012 年 5 月 2 日～2013 年 5 月 1 日	20.7
第 6 期計算期間	2013 年 5 月 2 日～2014 年 5 月 1 日	5.1
第 7 期計算期間	2014 年 5 月 2 日～2015 年 5 月 1 日	9.7
第 8 期計算期間	2015 年 5 月 2 日～2016 年 5 月 2 日	△5.6
第 9 期計算期間	2016 年 5 月 3 日～2017 年 5 月 1 日	1.1

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3

1.貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (平成29年 5月 1日現在)	第10期 (平成30年 5月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	233,726	33,443
親投資信託受益証券	1,948,454,481	3,048,387,570
未収入金	5,300,000	8,000,000
流動資産合計	1,953,988,207	3,056,421,013
資産合計	1,953,988,207	3,056,421,013
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	461,615	753,957
未払委託者報酬	4,339,083	7,087,186
その他未払費用	54,000	54,000
流動負債合計	4,854,698	7,895,143
負債合計	4,854,698	7,895,143
純資産の部		
元本等		
元本	1,381,092,010	2,115,682,783
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	568,041,499	932,843,087
(分配準備積立金)	83,573,502	82,190,992
元本等合計	1,949,133,509	3,048,525,870
純資産合計	1,949,133,509	3,048,525,870
負債純資産合計	1,953,988,207	3,056,421,013

2.損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第9期 (自 平成28年 5月 3日 至 平成29年 5月 1日)	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
営業収益		
有価証券売買等損益	35,967,323	46,981,956
営業収益合計	35,967,323	46,981,956
営業費用		
支払利息	17	—
受託者報酬	816,371	1,373,012
委託者報酬	8,084,026	12,906,279
その他費用	108,000	108,000
営業費用合計	9,008,414	14,387,291
営業利益又は営業損失(△)	26,958,909	32,594,665
経常利益又は経常損失(△)	26,958,909	32,594,665
当期純利益又は当期純損失(△)	26,958,909	32,594,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	1,322,087	680,790
期首剰余金又は期首欠損金(△)	313,240,304	568,041,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	243,698,543	345,369,232
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	243,698,543	345,369,232
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,534,170	12,481,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,534,170	12,481,519
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	568,041,499	932,843,087

3.注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成29年5月2日から平成30年5月1日までとなっております。

特別勘定の名称：オーストラリア債券型

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」という場合があります。)の受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。

3 特 色

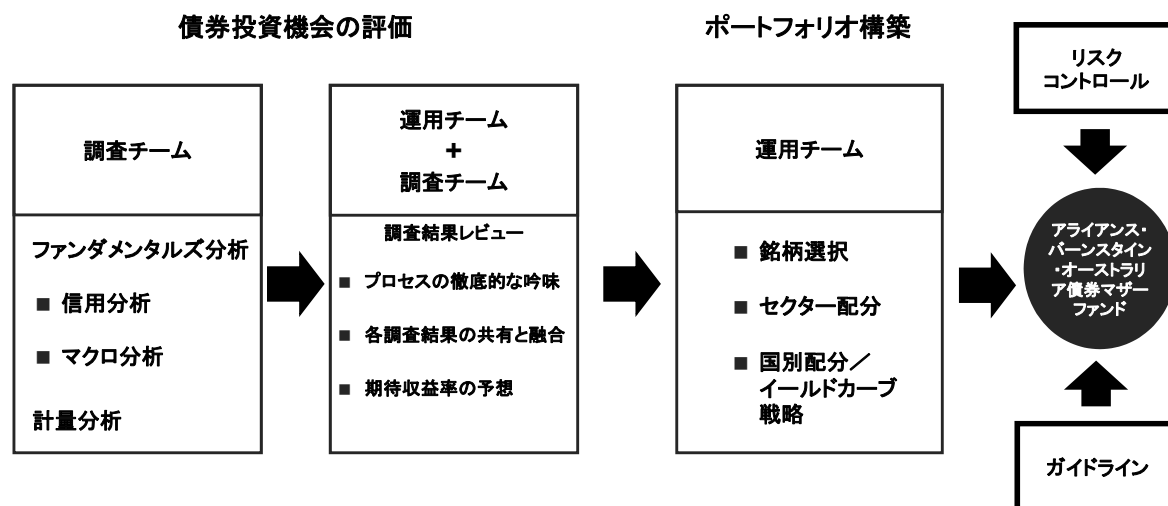
1. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分／イールドカーブ戦略、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

*債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

<債券運用のプロセス> (平成30年3月末現在)



- ・ ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される年限(イールドカーブ)、債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
 - ・ マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、年限別、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
 - ・ 運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
 - ・ 運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。
- ※上記は、平成30年3月末現在の状況であり、今後変更となる場合があります。

◆チーム運用を行います。

- ・ 米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
- ・ 情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. ブルームバーク・オーストラリア国債インデックス(円換算)をベンチマークとします。

- ◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
- ◆ブルームバーク・オーストラリア国債インデックスは、ブルームバークが算出・公表する指数で、オーストラリアの債券市場の値動きを表す指数です。当該インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利はブルームバーク エル・ピーに帰属します。

4. 実質組入外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

- * 当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

- ◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

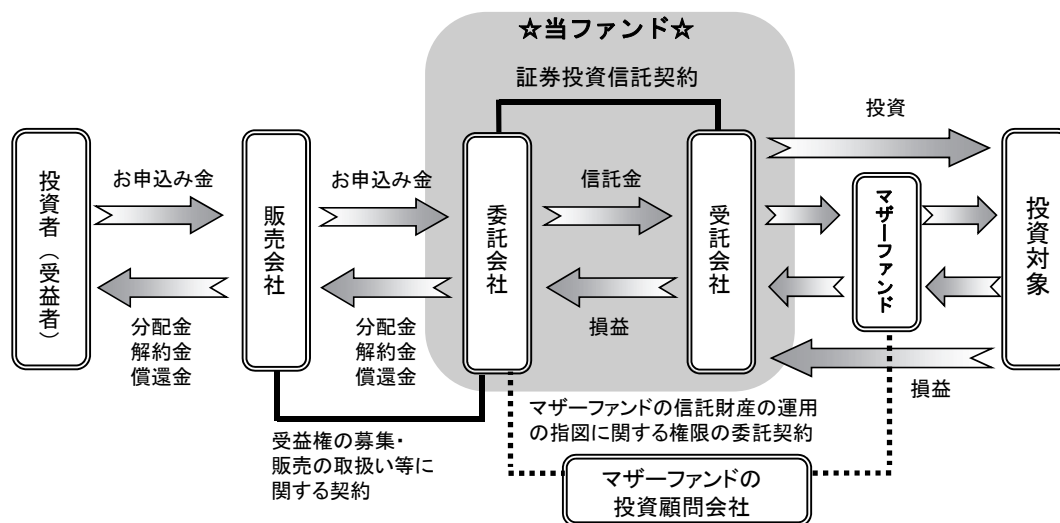
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン(AB)*¹は、総額約5,495億米ドル(平成30年3月末現在、約58.4兆円*²)の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22カ国48都市(平成30年3月末現在)に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは 1 米ドル=106.350 円(平成 30 年 3 月 30 日の WM ロイター)を用いております。

4 仕組み



販売会社

（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等）

委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社
（信託財産の運用指図等）

受託会社

三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
（信託財産の管理業務等）

マザーファンドの投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図））
（注）委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※上記の仕組みは、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- デリバティブ取引等の直接利用は行いません。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを原則とします。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

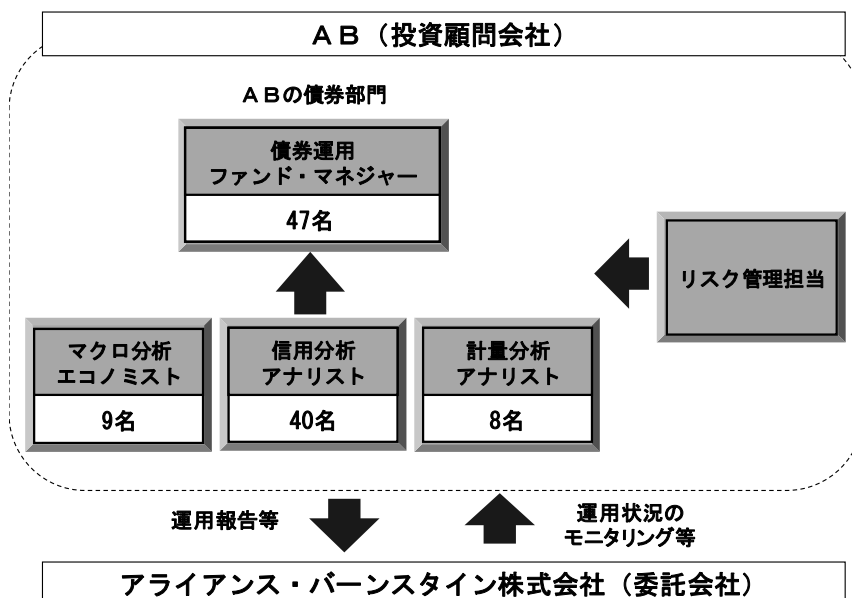
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

- この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- 主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- デリバティブ取引等の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

AB の債券部門は、47 名の経験豊富なファンド・マネジャーと 57 名のアナリストを中心に構成されています。リスク管理は、各リスク管理担当(市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク)がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。



※上記の運用体制は、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

- ① 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

- ① 金利変動リスク
一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。
- ② 信用リスク
金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。
- ③ カントリー・リスク
金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
- ④ 流動性リスク
金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。
- ⑤ 為替リスク
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。
- ⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。
- ⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス（円換算）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。
- ⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

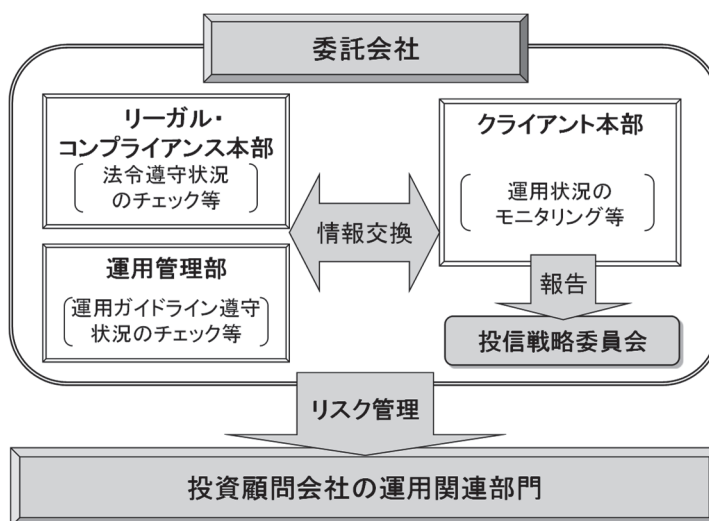
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



※上記の投資リスク管理体制は、平成 30 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま

す。)に係る権利

c. 金銭債権

d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。))および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま

す。)

q. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま

す。)

t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記 u. の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものおよび n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で上記 e. の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 信用取引の指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②上記①の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- b. 株式分割により取得する株券
- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売出しにより取得する株券
- e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま

す。))の行使により取得可能な株券

- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記 e. に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券。

(6) 選択権付取引の運用指図

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

(7) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が

可能なものについては、この限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(8) 市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(9) 店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

④上記③の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。

⑤委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

2 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の投資制限

(1) 信託約款による制限

① 外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 株式への投資制限

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、

③ 株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記 a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額と

は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの(「上場投資信託証券等」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えるこ

ととなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

①外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

b.上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。

d. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日に

おける信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※上記は平成30年3月末現在における信託約款等からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

2018 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,855,241,326	100.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△3,334,305	△0.18
合計(純資産総額)		1,851,907,021	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

2018 年 3 月 30 日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	オーストラリア	1,304,310,560	70.30
特殊債券	ドイツ	32,942,787	1.77
	ノルウェー	26,409,334	1.42
	国際機関	74,204,360	3.99
	小計	133,556,481	7.19
社債券	日本	16,438,974	0.88
	アメリカ	49,202,273	2.65
	オーストラリア	173,773,987	9.36
	韓国	16,426,726	0.88
	中国	24,583,008	1.32
	小計	280,424,968	15.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	136,931,027	7.38
合計(純資産総額)		1,855,223,036	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

(1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2018 年 3 月 30 日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ オーストラリア債券マザーファンド	1,955,767,791	0.9970	1,949,946,030	0.9486	1,855,241,326	100.18

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018 年 3 月 30 日現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.18
合計		100.18

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位 30 銘柄

2018 年 3 月 30 日現在

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000	9,247.14	157,201,477	9,170.62	155,900,576	4.25	2026 年 4 月 21 日	8.40
2	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,400,000	9,502.55	133,035,752	9,331.38	130,639,407	5.75	2022 年 7 月 15 日	7.04
3	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,300,000	9,236.79	120,078,286	9,055.53	117,722,003	5.75	2021 年 5 月 15 日	6.34
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000	9,510.57	114,126,857	9,392.15	112,705,891	5.5	2023 年 4 月 21 日	6.07
5	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,360,000	7,849.58	106,754,340	7,910.20	107,578,721	2.25	2028 年 5 月 21 日	5.79
6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000	8,610.14	103,321,703	8,559.87	102,718,448	3.25	2025 年 4 月 21 日	5.53
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	950,000	9,788.02	92,986,259	9,852.14	93,595,409	4.5	2033 年 4 月 21 日	5.04
8	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	8,601.65	86,016,561	8,419.25	84,192,522	5.25	2019 年 3 月 15 日	4.53
9	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000	8,099.51	72,895,596	8,102.47	72,922,290	1.75	2020 年 11 月 21 日	3.93
10	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000	8,576.14	68,609,140	8,646.85	69,174,839	3.25	2029 年 4 月 21 日	3.72
11	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	750,000	8,857.90	66,434,272	9,057.74	67,933,076	3.75	2037 年 4 月 21 日	3.66
12	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000	8,263.42	57,843,942	8,263.40	57,843,828	2.75	2028 年 11 月 21 日	3.11
13	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA I/L	500,000	11,525.90	57,629,503	11,520.47	57,602,351	3.6276	2025 年 9 月 20 日	3.10
14	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	415,000	7,440.67	30,878,806	7,846.87	32,564,522	3	2047 年 3 月 21 日	1.75
15	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING CORP	400,000	8,155.26	32,621,046	8,141.01	32,564,048	3.125	2022 年 10 月 27 日	1.75
16	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	370,000	8,216.01	30,399,262	8,197.43	30,330,525	3	2021 年 5 月 12 日	1.63
17	ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN AS	300,000	8,834.06	26,502,181	8,803.11	26,409,334	4.5	2023 年 4 月 17 日	1.42
18	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	300,000	8,263.22	24,789,673	8,240.22	24,720,687	2.8	2022 年 1 月 12 日	1.33
19	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000	8,310.94	24,932,840	8,224.89	24,674,680	3.25	2018 年 10 月 21 日	1.33
20	中国	社債券	BK OF COMMUNICATIONS/SYD	300,000	8,196.62	24,589,868	8,194.33	24,583,008	3.045	2019 年 12 月 12 日	1.32
21	オーストラリア	社債券	ANZ BANKING GROUP	300,000	8,145.83	24,437,490	8,126.64	24,379,920	3.1	2023 年 1 月 18 日	1.31
22	オーストラリア	社債券	ANZ BANKING GROUP	250,000	8,509.38	21,273,450	8,408.58	21,021,468	4.75	2019 年 8 月 6 日	1.13
23	国際機関	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK	200,000	8,348.28	16,696,563	8,341.65	16,683,301	3.4	2027 年 9 月 10 日	0.89
24	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000	8,182.65	16,365,317	8,270.99	16,541,997	2.75	2027 年 11 月 21 日	0.89
25	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	200,000	8,201.84	16,403,697	8,252.31	16,504,629	3.3	2028 年 2 月 3 日	0.88
26	ドイツ	特殊債券	KFW	200,000	8,277.13	16,554,278	8,242.84	16,485,684	2.8	2021 年 2 月 17 日	0.88
27	オーストラリア	社債券	ANZ BANKING GROUP	200,000	8,240.96	16,481,928	8,237.12	16,474,252	3.3	2022 年 3 月 7 日	0.88
28	ドイツ	特殊債券	RENTENBANK	200,000	8,187.64	16,375,280	8,228.55	16,457,103	3.25	2028 年 4 月 12 日	0.88
29	アメリカ	社債券	MET LIFE GLOB FUNDING I	200,000	8,232.14	16,464,290	8,225.61	16,451,224	4	2027 年 7 月 13 日	0.88
30	日本	社債券	MIZUHO BANK LTD	200,000	8,228.46	16,456,939	8,219.48	16,438,974	2.875	2019 年 8 月 23 日	0.88

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018 年 3 月 30 日現在

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	70.30
特殊債券	外国	7.19
社債券	国内	0.88
	外国	14.22
合計		92.61

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

(1) 純資産の推移

平成30年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額 (百万円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期計算期間末 (2015 年 9 月 7 日)	967	967	8,970	8,970
第 2 期計算期間末 (2016 年 9 月 5 日)	1,314	1,314	9,061	9,061
第 3 期計算期間末 (2017 年 9 月 5 日)	1,500	1,500	9,902	9,902
2017 年 3 月末日	1,147	—	9,598	—
4 月末日	1,162	—	9,359	—
5 月末日	1,219	—	9,454	—
6 月末日	1,324	—	9,775	—
7 月末日	1,398	—	9,937	—
8 月末日	1,444	—	9,904	—
9 月末日	1,570	—	9,942	—
10 月末日	1,636	—	9,868	—
11 月末日	1,686	—	9,775	—
12 月末日	1,800	—	10,046	—
2018 年 1 月末日	1,837	—	9,958	—
2 月末日	1,834	—	9,572	—
3 月末日	1,851	—	9,402	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(2) 分配の推移

期	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 期計算期間	2015 年 4 月 10 日～2015 年 9 月 7 日	0
第 2 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 5 日	0
第 3 期計算期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 9 月 5 日	0

(3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第 1 期計算期間	2015 年 4 月 10 日～2015 年 9 月 7 日	△10.3
第 2 期計算期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 9 月 5 日	1.0
第 3 期計算期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 9 月 5 日	9.3

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

1. 貸借対照表

	(単位：円)	
	第2期 (平成28年 9月 5日現在)	第3期 (平成29年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	—	52,500
親投資信託受益証券	1,313,502,071	1,500,353,259
未収入金	4,500,000	5,200,000
流動資産合計	1,318,002,071	1,505,605,759
資産合計	1,318,002,071	1,505,605,759
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	602,969	732,557
未払委託者報酬	3,135,322	3,809,172
その他未払費用	216,000	108,000
流動負債合計	3,954,291	4,649,729
負債合計	3,954,291	4,649,729
純資産の部		
元本等		
元本	1,450,221,782	1,515,819,906
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△136,174,002	△14,863,876
(分配準備積立金)	52,733,341	85,331,229
元本等合計	1,314,047,780	1,500,956,030
純資産合計	1,314,047,780	1,500,956,030
負債純資産合計	1,318,002,071	1,505,605,759

2. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第2期 (自 平成27年 9月 8日 至 平成28年 9月 5日)	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	12,031,951	132,415,479
営業収益合計	12,031,951	132,415,479
営業費用		
受託者報酬	602,969	732,557
委託者報酬	3,135,322	3,809,172
その他費用	216,000	108,000
営業費用合計	3,954,291	4,649,729
営業利益又は営業損失(△)	8,077,660	127,765,750
経常利益又は経常損失(△)	8,077,660	127,765,750
当期純利益又は当期純損失(△)	8,077,660	127,765,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	—	24,249,508
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△111,128,019	△136,174,002
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	45,772,008
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	45,772,008
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,123,643	27,978,124
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,123,643	27,978,124
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△136,174,002	△14,863,876

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成28年9月6日から平成29年9月5日までとなっております。

特別勘定の名称：金融市場型

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券」に該当します。

「追加型投信」……一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

「国内」……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

○委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

○委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき

○委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

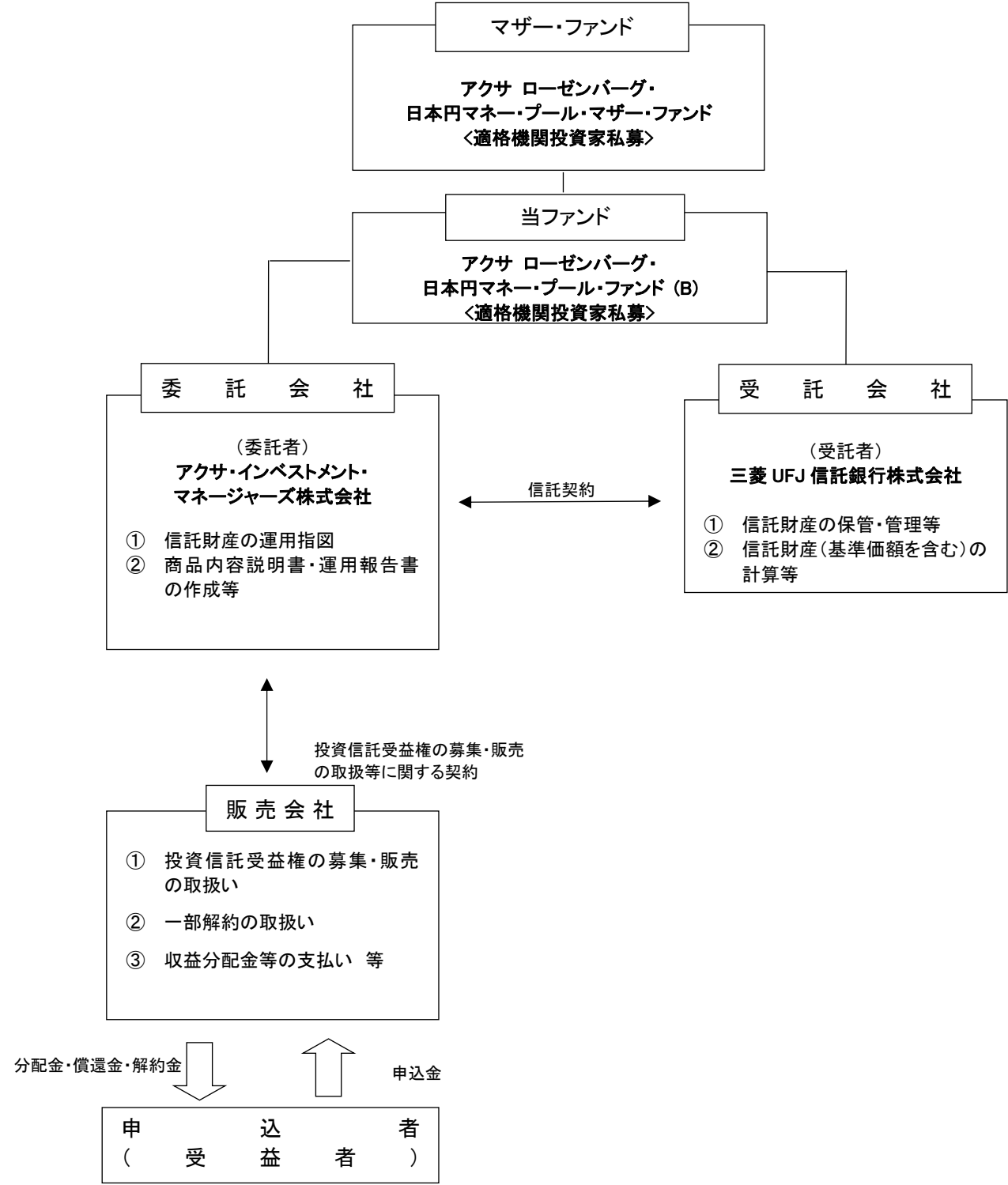
○委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3 特 色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

4 仕組み



※運用の仕組みは、平成 30 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

- ※ 主としてマザー・ファンドの受益証券に投資を行い、安定した収益の確保を図ります。
- ※ 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ※ マザー・ファンドの受益証券の組み入れは原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては公社債および株式等に直接投資する場合があります。
- ※ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 日本の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ※ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ※ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ※ 投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

- ① 本邦通貨表示の公社債に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。
- ② 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ③ 投資に際しては、原則として内外いずれかの評価機関から長期格付け A3 あるいは A-格相当以上または短期格付け P-2 あるいは A-2 格相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。
- ④ 格付けを取得していない公社債については、委託者が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
- ⑤ 原則として本邦通貨表示の公社債に投資するファンドですが、本邦通貨表示の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国通貨表示の公社債に投資することがあります。この場合、為替はフルヘッジとします。
- ⑥ 日本の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 原則として残存年数が2年以内の銘柄に投資します。また、原則としてファンドの平均残存年数は1年以内を維持します。

2 運用体制

当ファンドの運用は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の債券運用部の中で、円貨建て債券運用に特化した経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが担当しています。また、当部は、各運用戦略や市場に特化した運用専門家チームの集合体の形態をとっているアクサ・インベストメント・マネージャーズの一部門となっており、グローバルベースでのリサーチ及び運用戦略に貢献すると同時に、それらの幅広い調査分析リソースを享受しています。



※上記の運用体制は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- 当ファンドに関わる日本経済見通しおよび投資・運用方針は、グローバルのマクロ・ストラテジー・グループが策定するグローバル投資環境見通し(月次)に基づき、債券運用部により行われる投資戦略会議(週次)において策定されます。また、この会議では、過去に行われた投資行動やパフォーマンスについてもレビューされます。当ファンドにおける有価証券売買等の最終意思決定は、運用方針に基づき、原則として運用担当者によって行われます。

■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ マザー・ファンドの受益証券以外の国内籍投資信託の受益権及び外国籍投資信託の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額に、マザー・ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

4 投資リスクについて

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて主に公社債等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込む恐れがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● 証券投資信託の運用において想定されるリスク

① 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、当ファンドがマザー・ファンドを通じて投資している債券の価格は下落し、それに伴い当ファンドの基準価額が下落することがあります。

② 信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品の発行体や取引先等が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。投資対象とするマザー・ファンドが実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

③ 債券の流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に、主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

④ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となり、強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点

当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場

実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④ ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

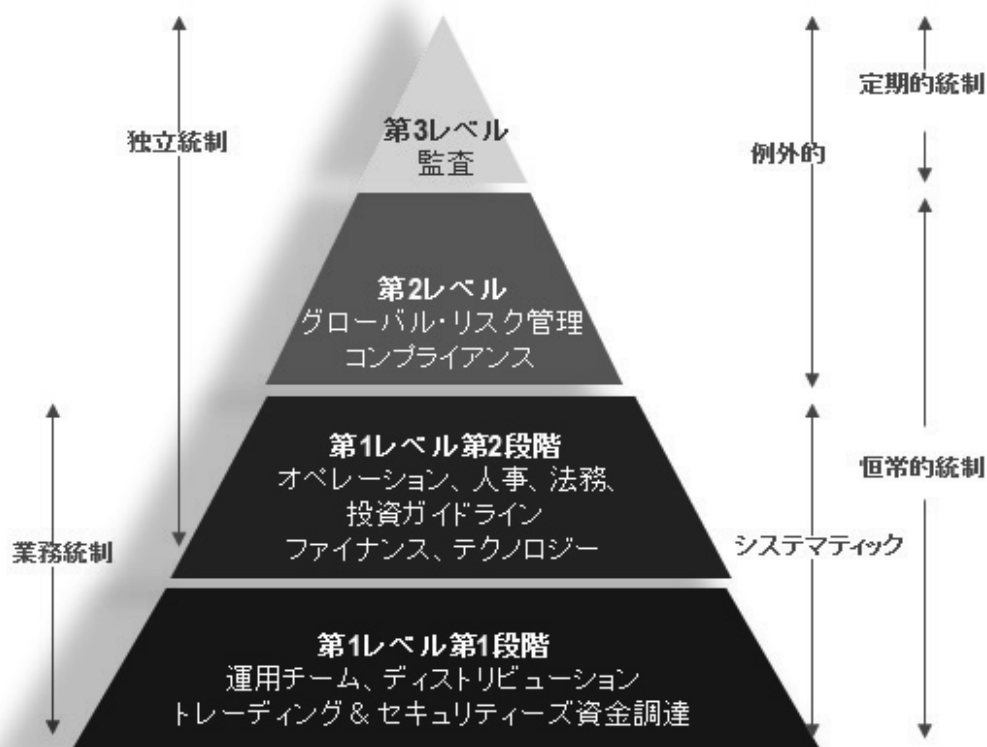
⑤ 法令・税制・会計等の変更に关わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ(以下、AXA IM)の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク(枠組み)は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。



第1レベル 第1段階 ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステムティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

債券ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは債券のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約(顧客の制約、規制当局、等)を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション (第1レベル 第2段階)

第 1 レベルの最初のシステムティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任を担います(ポートフォリオの純資産価格を含む)。
ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連絡をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理 (第2レベル)

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジメント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エグゼパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制 (第2レベル)

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第3レベル: 内部監査 (第3レベル)

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、平成 30 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

3. その他詳細情報

1 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の範囲

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限(4)、(5)、及び(6)に定めるものに限りま

す。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(2) 運用の指図範囲等

①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 金融商品取引法第2条第1項第10号で定める国内籍投資信託の受益証券または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)

14. 金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券(振替投資口を含みます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま

す。)

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示さ

れるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を

有するもの

22. なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図がで

きます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券以外の第1項13号及び14号に定める投資信託証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限

(1) 投資する株式等の範囲

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(2) 同一銘柄の株式等への投資制限

- ① 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 信用取引の指図範囲

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に

占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(4) 先物取引等の運用指図

- ① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。)におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(5) スワップ取引の運用指図

- ① 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(6) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- ① 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときには、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- (7) 有価証券の貸付の指図および範囲① 委託者は、投資信託

財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときには、担保の受入れの指図を行うものとします。

(8) 公社債の空売りの指図範囲

- ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(9) 公社債の借入れ

- ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときには、担保の提供の指図をするものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返却するための指図をするものとします。
- ④①の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(10) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

- ①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(11) 外国為替予約取引の指図および範囲

- ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

- ②前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザー・ファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザー・ファンドの時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

※上記は、平成 30 年 3 月 31 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

【その他の法令上の投資制限】

- (1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- (2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）
委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- (3) 信用リスクの集中の回避のための投資制限（金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）
運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することになる取引を行うことを内容とした運用を行いません。

4. 運用状況

(1)【投資状況】

(平成 30 年 3 月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	988,937,715	100.00
内 日本	988,937,715	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△41,420	△0.00
純資産総額	988,896,295	100.00

(参考) アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	804,815,168	30.14
内 日本	804,815,168	30.14
社債券	1,807,362,313	67.69
内 日本	1,205,132,657	45.14
内 フランス	402,076,456	15.06
内 アメリカ	200,153,200	7.50
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	57,864,102	2.17
純資産総額	2,670,041,583	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成 30 年 3 月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率
1	アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	日本・円 日本	親投資 信託受 益証券 —	950,993,091	1.0401 989,127,915	1.0399 988,937,715	— —	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(平成 30 年 3 月末日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合 計(対純資産総額比)			100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)アクサローゼンバーク・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

① 投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	44 道路機構	日本・円 日本	特殊債券 —	200,000,000	101.14 202,281,500	101.14 202,281,500	1.620000 2018/12/20	7.58%
2	4 クレディ・アグリコル	日本・円 フランス	社債券 —	200,000,000	100.64 201,280,000	100.50 201,008,400	0.425000 2019/11/28	7.53%
3	15 NTTドコモ	日本・円 日本	社債券 —	200,000,000	100.40 200,814,376	100.40 200,814,376	1.960000 2018/06/20	7.52%
4	2-1 財政マスター特定	日本・円 日本	社債券 —	200,000,000	100.40 200,802,471	100.40 200,802,471	1.980000 2018/06/20	7.52%
5	298 信金中金	日本・円 日本	特殊債券 —	200,000,000	100.27 200,546,000	100.27 200,540,400	0.200000 2019/09/27	7.51%
6	9 モルガン・スタンレー	日本・円 アメリカ	社債券 —	200,000,000	100.07 200,153,200	100.07 200,153,200	0.557000 2018/05/22	7.50%
7	70 鉄道建設・運	日本・円 日本	特殊債券 —	200,000,000	100.06 200,123,300	100.06 200,123,300	0.126000 2018/12/20	7.50%
8	10 セブンアンドアイ	日本・円 日本	社債券 —	200,000,000	99.99 199,993,206	99.99 199,993,206	0.150000 2018/06/20	7.49%
9	8 中日本高速道路	日本・円 日本	特殊債券 —	100,000,000	101.69 101,693,790	101.69 101,693,790	1.730000 2019/03/20	3.81%
10	6 成田国際空港	日本・円 日本	社債券 —	100,000,000	101.60 101,600,628	101.60 101,600,628	1.800000 2019/02/20	3.81%
11	17 豊田自動織機	日本・円 日本	社債券 —	100,000,000	100.81 100,813,157	100.81 100,813,157	1.720000 2018/09/20	3.78%
12	5 BPCE S. A.	日本・円 フランス	社債券 —	100,000,000	100.53 100,539,856	100.53 100,539,856	0.793000 2018/12/13	3.77%
13	13フランス相互信用BK	日本・円 フランス	社債券 —	100,000,000	100.60 100,608,000	100.52 100,528,200	0.410000 2019/10/16	3.77%
14	26 東日本高速道	日本・円 日本	社債券 —	100,000,000	100.38 100,383,000	100.34 100,340,300	0.305000 2019/06/20	3.76%
15	23 太平洋セメント	日本・円 日本	社債券 —	100,000,000	100.33 100,334,900	100.33 100,334,900	0.790000 2018/09/10	3.76%
16	28 王子製紙	日本・円 日本	社債券 —	100,000,000	100.26 100,262,054	100.26 100,262,054	0.856000 2018/07/27	3.76%
17	い759 利付農林債	日本・円 日本	特殊債券 —	100,000,000	100.17 100,176,178	100.17 100,176,178	0.400000 2018/08/27	3.75%
18	48 日立キャピタル	日本・円 日本	社債券 —	100,000,000	100.17 100,171,565	100.17 100,171,565	0.442000 2018/09/20	3.75%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	特殊債券	30.14
		社債券	45.14
	小計		75.28
	外国	社債券	22.56
	小計		22.56
合 計(対純資産総額比)			97.83

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 30 年 3 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 12 年 12 月 21 日)	2,000,000,000	—	1.0000	—
第 16 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 10 日)	487,989,749	487,989,749	1.0215	1.0215
第 17 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 10 日)	429,329,169	429,329,169	1.0232	1.0232
第 18 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 12 日)	1,005,929,205	1,005,929,205	1.0226	1.0226
平成 29 年 3 月末日	443,784,134	—	1.0224	—
4 月末日	547,862,999	—	1.0226	—
5 月末日	549,956,249	—	1.0224	—
6 月末日	617,229,755	—	1.0228	—
7 月末日	752,190,862	—	1.0229	—
8 月末日	729,399,725	—	1.0229	—
9 月末日	630,938,835	—	1.0228	—
10 月末日	640,840,962	—	1.0228	—
11 月末日	958,457,373	—	1.0227	—
12 月末日	1,062,096,474	—	1.0226	—
平成 30 年 1 月末日	1,045,318,615	—	1.0226	—
2 月末日	1,005,860,037	—	1.0226	—
3 月末日	988,896,295	—	1.0224	—

④ 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 1 計算期間	0.0000
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000
第 4 計算期間	0.0000
第 5 計算期間	0.0000
第 6 計算期間	0.0000
第 7 計算期間	0.0000
第 8 計算期間	0.0000
第 9 計算期間	0.0000
第 10 計算期間	0.0000

第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
第 18 計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 計算期間	0.1
第 2 計算期間	0.1
第 3 計算期間	△0.0
第 4 計算期間	△0.0
第 5 計算期間	△0.0
第 6 計算期間	△0.0
第 7 計算期間	0.2
第 8 計算期間	0.4
第 9 計算期間	0.5
第 10 計算期間	0.1
第 11 計算期間	0.2
第 12 計算期間	0.0
第 13 計算期間	0.4
第 14 計算期間	0.2
第 15 計算期間	0.1
第 16 計算期間	△0.2
第 17 計算期間	0.2
第 18 計算期間	△0.1

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 17 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 18 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	429,895,990	1,006,321,900
流動資産合計	429,895,990	1,006,321,900
資産合計	429,895,990	1,006,321,900
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	6,228	11,505
未払委託者報酬	74,593	138,806
その他未払費用	486,000	242,384
流動負債合計	566,821	392,695
負債合計	566,821	392,695
純資産の部		
元本等		
元本	419,612,912	983,650,293
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,716,257	22,278,912
(分配準備積立金)	47,981	19,217
元本等合計	429,329,169	1,005,929,205
純資産合計	429,329,169	1,005,929,205
負債純資産合計	429,895,990	1,006,321,900

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 17 期 (自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日)	第 18 期 (自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,491,199	531,830
営業収益合計	1,491,199	531,830
営業費用		
受託者報酬	13,669	19,564
委託者報酬	163,937	235,508
その他費用	486,000	486,000
営業費用合計	663,606	741,072
営業利益又は営業損失(△)	827,593	△209,242
経常利益又は経常損失(△)	827,593	△209,242
当期純利益又は当期純損失(△)	827,593	△209,242
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	829,105	△75,671
期首剰余金又は期首欠損金(△)	10,276,263	9,716,257
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,900,574	26,452,620
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,900,574	26,452,620
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,459,068	13,756,394
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,459,068	13,756,394
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,716,257	22,278,912

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとなっておりますが、平成30年3月10日、11日が休業日のため、当計算期間は平成29年3月11日から平成30年3月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 (平成29年3月10日現在)	第18期 (平成30年3月12日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	477,713,486 円	419,612,912 円
期中追加設定元本額	1,063,099,426 円	1,165,847,381 円
期中一部解約元本額	1,121,200,000 円	601,810,000 円
2. 受益権の総数	419,612,912 口	983,650,293 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 (自 平成28年3月11日 至 平成29年3月10日)	第18期 (自 平成29年3月11日 至 平成30年3月12日)
分配金の計算過程	分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 ー円	費用控除後の配当等収益額 ー円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額 ー円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額 ー円
収益調整金額 9,668,276 円	収益調整金額 22,295,358 円
分配準備積立金額 47,981 円	分配準備積立金額 19,217 円
当ファンドの分配対象収益額 9,716,257 円	当ファンドの分配対象収益額 22,314,575 円
当ファンドの期末残存口数 419,612,912 口	当ファンドの期末残存口数 983,650,293 口
1 万口当たり収益分配対象額 231.54 円	1 万口当たり収益分配対象額 226.85 円
1 万口当たり分配金額 ー円	1 万口当たり分配金額 ー円
収益分配金金額 ー円	収益分配金金額 ー円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 17 期 自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日	第 18 期 自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 商品の時価等に関する事項

	第 17 期 平成 29 年 3 月 10 日現在	第 18 期 平成 30 年 3 月 12 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第 17 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 18 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	324,787	438,514
合計	324,787	438,514

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 17 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 18 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
1 口当たり純資産額	1.0232 円	1.0226 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,232 円)	(10,226 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

保険契約の保有件数

○当該保険契約の保有件数

2018年3月31日時点の保有件数は、245,853件です。

資産の運用に関する重要な事項

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

- 日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞
- 外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞
- ※「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2」については240ページ、
「アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞」については248ページ
をご覧ください。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成21年1月8日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

平成28年5月31日 「ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>」から「日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>」に名称変更

2. マザーファンドの沿革

日本債券インデックス・マザーファンド

平成15年5月20日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

平成28年5月31日 「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」から「日本債券インデックス・マザーファンド」に名称変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第9期計算期間(平成29年3月7日から平成30年3月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月18日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 成

当監査法人は、日本債券インデックス・ファンドV A 2＜適格機関投資家限定＞の平成29年3月7日から平成30年3月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本債券インデックス・ファンドV A 2＜適格機関投資家限定＞の平成30年3月5日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

(1) 貸借対照表

(単位:円)

区 分	注記 番号	第 8 期 (平成 29 年 3 月 6 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 3 月 5 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		8,571	—
コール・ローン		5,950,576	9,615,945
親投資信託受益証券		3,674,211,373	6,335,020,507
未収入金		—	1,765,000
流動資産合計		3,680,170,520	6,346,401,452
資産合計		3,680,170,520	6,346,401,452
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		627,680	1,201,389
未払委託者報酬		4,393,670	8,409,671
未払利息		17	23
その他未払費用		267,763	528,080
流動負債合計		5,289,130	10,139,163
負債合計		5,289,130	10,139,163
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,182,915,854	5,462,094,675
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		491,965,536	874,167,614
(分配準備積立金)		(128,828,202)	(163,791,938)
元本等合計		3,674,881,390	6,336,262,289
純資産合計		3,674,881,390	6,336,262,289
負債純資産合計		3,680,170,520	6,346,401,452

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記 番号	第8期 (自 平成28年 3月 8日 至 平成29年 3月 6日)	第9期 (自 平成29年 3月 7日 至 平成30年 3月 5日)
		金 額	金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		△38,061,708	47,158,609
営業収益合計		△38,061,708	47,158,609
営業費用			
支払利息		2,009	4,053
受託者報酬		1,071,536	2,112,771
委託者報酬		7,500,640	14,789,306
その他費用		267,832	528,105
営業費用合計		8,842,017	17,434,235
営業利益又は営業損失(△)		△46,903,725	29,724,374
経常利益又は経常損失(△)		△46,903,725	29,724,374
当期純利益又は当期純損失(△)		△46,903,725	29,724,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		141,922	188,113
期首剰余金又は期首欠損金(△)		249,686,809	491,965,536
剰余金増加額又は欠損金減少額		290,741,592	363,091,186
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		290,741,592	363,091,186
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,417,218	10,425,369
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		1,417,218	10,425,369
分配金	1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		491,965,536	874,167,614

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 平成 29 年 3 月 5 日が休日のため、当計算期間は平成 29 年 3 月 7 日から平成 30 年 3 月 5 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 8 期 (平成 29 年 3 月 6 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 3 月 5 日現在)
1 期首元本額	1,478,817,441 円	3,182,915,854 円
期中追加設定元本額	1,712,458,413 円	2,346,608,821 円
期中一部解約元本額	8,360,000 円	67,430,000 円
2 受益権の総数	3,182,915,854 口	5,462,094,675 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 8 期 (自 平成 28 年 3 月 8 日 至 平成 29 年 3 月 6 日)	第 9 期 (自 平成 29 年 3 月 7 日 至 平成 30 年 3 月 5 日)
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(20,444,865 円)、収益調整金(363,137,334 円)及び分配準備積立金(108,383,337 円)より分配対象収益は 491,965,536 円(1 万口当たり 1,545 円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(36,551,338 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(710,375,676 円)及び分配準備積立金(127,240,600 円)より分配対象収益は 874,167,614 円(1 万口当たり 1,600 円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 8 期 (平成 29 年 3 月 6 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 3 月 5 日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	第 8 期 (平成 29 年 3 月 6 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 3 月 5 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	△37,456,944	48,032,610
合計	△37,456,944	48,032,610

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 8 期 (平成 29 年 3 月 6 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 3 月 5 日現在)
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.1546 円 (11,546 円)	1.1600 円 (11,600 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成 30 年 3 月 5 日現在

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	日本債券インデックス・マザーファンド	4,992,529,362	6,335,020,507	
合計		4,992,529,362	6,335,020,507	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

純資産額計算書(平成 30 年 3 月 30 日現在)

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	6,283,328,664 円
II 負債総額	1,544,946 円
III 純資産総額(I - II)	6,281,783,718 円
IV 発行済数量	5,413,074,675 口
V 1 口当たり純資産総額(III / IV)	1.1605 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 30 年 3 月 30 日現在)

日本債券インデックス・マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	138,534,443,386 円
II 負債総額	2,571,270,803 円
III 純資産総額(I - II)	135,963,172,583 円
IV 発行済数量	107,082,600,562 口
V 1 口当たり純資産総額(III / IV)	1.2697 円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

(単位:口)

計算期間	項 目	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	〔 自平成21年 1月 8日 至平成22年 3月 5日 〕	83,103,567	10,200,015	72,903,552
第2期	〔 自平成22年 3月 6日 至平成23年 3月 7日 〕	82,808,033	2,140,000	153,571,585
第3期	〔 自平成23年 3月 8日 至平成24年 3月 5日 〕	90,482,015	24,130,000	219,923,600
第4期	〔 自平成24年 3月 6日 至平成25年 3月 5日 〕	123,801,551	10,570,000	333,155,151
第5期	〔 自平成25年 3月 6日 至平成26年 3月 5日 〕	210,848,340	23,540,000	520,463,491
第6期	〔 自平成26年 3月 6日 至平成27年 3月 5日 〕	382,060,554	5,930,000	896,594,045
第7期	〔 自平成27年 3月 6日 至平成28年 3月 7日 〕	616,673,396	34,450,000	1,478,817,441
第8期	〔 自平成28年 3月 8日 至平成29年 3月 6日 〕	1,712,458,413	8,360,000	3,182,915,854
第9期	〔 自平成29年 3月 7日 至平成30年 3月 5日 〕	2,346,608,821	67,430,000	5,462,094,675

(注 1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注 2) 第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成21年1月8日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

平成28年5月31日 「ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>」から「外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>」に名称変更

2. マザーファンドの沿革

外国債券インデックス・マザー・ファンド

平成13年3月14日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

平成28年5月31日 「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」から「外国債券インデックス・マザー・ファンド」に名称変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第 9 期計算期間(平成 29 年 2 月 21 日から平成 30 年 2 月 20 日まで)の財務諸表について、PwCあたら有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月4日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 茂

当監査法人は、外国債券インデックス・ファンドV A 2 <適格機関投資家限定>の平成29年2月21日から平成30年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国債券インデックス・ファンドV A 2 <適格機関投資家限定>の平成30年2月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

(1) 貸借対照表

(単位:円)

区 分	注記 番号	第 8 期 (平成 29 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 2 月 20 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		3,268	—
コール・ローン		6,158,597	11,858,796
親投資信託受益証券		3,317,295,026	6,158,715,744
流動資産合計		3,323,456,891	6,170,574,540
資産合計		3,323,456,891	6,170,574,540
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		610,802	1,192,419
未払委託者報酬		5,039,058	9,837,359
未払利息		17	29
その他未払費用		257,311	513,644
流動負債合計		5,907,188	11,543,451
負債合計		5,907,188	11,543,451
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,404,388,957	4,353,422,706
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		913,160,746	1,805,608,383
(分配準備積立金)		(290,277,534)	(398,041,903)
元本等合計		3,317,549,703	6,159,031,089
純資産合計		3,317,549,703	6,159,031,089
負債純資産合計		3,323,456,891	6,170,574,540

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記 番号	第8期 (自 平成28年 2月23日 至 平成29年 2月20日)	第9期 (自 平成29年 2月21日 至 平成30年 2月20日)
		金 額	金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		△46,939,147	34,908,709
営業収益合計		△46,939,147	34,908,709
営業費用			
支払利息		2,186	4,540
受託者報酬		1,029,710	2,055,053
委託者報酬		8,494,994	16,954,057
その他費用		257,426	513,682
営業費用合計		9,784,316	19,527,332
営業利益又は営業損失(△)		△56,723,463	15,381,377
経常利益又は経常損失(△)		△56,723,463	15,381,377
当期純利益又は当期純損失(△)		△56,723,463	15,381,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		—	—
期首剰余金又は期首欠損金(△)		485,302,725	913,160,746
剰余金増加額又は欠損金減少額		484,581,484	877,066,260
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		484,581,484	877,066,260
剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		913,160,746	1,805,608,383

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 8 期 (平成 29 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 2 月 20 日現在)
1 期首元本額	1,121,370,434 円	2,404,388,957 円
期中追加設定元本額	1,283,018,523 円	1,949,033,749 円
期中一部解約元本額	— 円	— 円
2 受益権の総数	2,404,388,957 口	4,353,422,706 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 8 期 (自 平成 28 年 2 月 23 日 至 平成 29 年 2 月 20 日)	第 9 期 (自 平成 29 年 2 月 21 日 至 平成 30 年 2 月 20 日)
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(56,525,108 円)、収益調整金(1,120,409,188 円)及び分配準備積立金(233,752,426 円)より分配対象収益は 1,410,686,722 円(1 万口当たり 5,867 円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(107,764,369 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(2,269,625,385 円)及び分配準備積立金(290,277,534 円)より分配対象収益は 2,667,667,288 円(1 万口当たり 6,127 円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 8 期 (平成 29 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 2 月 20 日現在)
1 貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差 額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の 算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等 に関する事項につい ての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	第 8 期 (平成 29 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 2 月 20 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	△46,183,990	34,822,775
合計	△46,183,990	34,822,775

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 8 期 (平成 29 年 2 月 20 日現在)	第 9 期 (平成 30 年 2 月 20 日現在)
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.3798 円 (13,798 円)	1.4148 円 (14,148 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成 30 年 2 月 20 日現在

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	外国債券インデックス・マザー・ファンド	2,756,934,395	6,158,715,744	
合計		2,756,934,395	6,158,715,744	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

外国債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>

純資産額計算書(平成 30 年 3 月 30 日現在)

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	6,352,371,247 円
II 負債総額	2,678,207 円
III 純資産総額(I - II)	6,349,693,040 円
IV 発行済数量	4,466,429,162 口
V 1 口当たり純資産総額(III / IV)	1.4216 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 30 年 3 月 30 日現在)

外国債券インデックス・マザー・ファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	174,519,965,611 円
II 負債総額	2,565,100,761 円
III 純資産総額(I - II)	171,954,864,850 円
IV 発行済数量	76,565,831,882 口
V 1 口当たり純資産総額(III / IV)	2.2458 円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

(単位:口)

計算期間	項 目	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	〔 自平成21年 1月 8日 至平成22年 2月22日 〕	78,300,636	10,000,507	68,300,129
第2期	〔 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日 〕	93,358,129	420,000	161,238,258
第3期	〔 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月20日 〕	91,783,340	24,830,000	228,191,598
第4期	〔 自平成24年 2月21日 至平成25年 2月20日 〕	90,109,611	20,280,000	298,021,209
第5期	〔 自平成25年 2月21日 至平成26年 2月20日 〕	140,272,683	25,730,000	412,563,892
第6期	〔 自平成26年 2月21日 至平成27年 2月20日 〕	215,129,878	7,330,000	620,363,770
第7期	〔 自平成27年 2月21日 至平成28年 2月22日 〕	504,846,664	3,840,000	1,121,370,434
第8期	〔 自平成28年 2月23日 至平成29年 2月20日 〕	1,283,018,523	—	2,404,388,957
第9期	〔 自平成29年 2月21日 至平成30年 2月20日 〕	1,949,033,749	—	4,353,422,706

(注 1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注 2) 第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

特別勘定の名称：日本株式型

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革

平成18年4月25日	ファンドおよびマザーファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始
平成21年12月2日	ファンド名称の変更(旧名称「バークレイズ・グローバル・インベスターズ インデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用)」)
平成29年5月18日	ファンドおよびマザーファンド名称の変更(旧名称「ブラックロック・インデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用)」,「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド国内株式」)

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、当監査対象期間(平成 28 年 8 月 23 日から平成 29 年 8 月 21 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月1日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

辻村和之

当監査法人は、JDFインデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用) (旧ファンド名 ブラックロック・インデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用)) の平成28年8月23日から平成29年8月21日までの監査対象期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JDFインデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用) (旧ファンド名 ブラックロック・インデックス・ファンド国内株式F(適格機関投資家専用)) の平成29年8月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する監査対象期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

区 分	前監査対象期間末 (平成 28 年 8 月 22 日現在)	当監査対象期間末 (平成 29 年 8 月 21 日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,854,881,606	14,340,782,042
流動資産合計	11,854,881,606	14,340,782,042
資産合計	11,854,881,606	14,340,782,042
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	136,505,355	160,418,986
未払受託者報酬	1,152,182	1,370,785
未払委託者報酬	6,529,269	7,767,965
その他未払費用	114,300	114,300
流動負債合計	144,301,106	169,672,036
負債合計	144,301,106	169,672,036
純資産の部		
元本等		
元本	15,167,261,701	14,992,428,624
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△ 3,456,681,201	△ 821,318,618
(分配準備積立金)	4,393,434,131	4,309,865,668
元本等合計	11,710,580,500	14,171,110,006
純資産合計	11,710,580,500	14,171,110,006
負債純資産合計	11,854,881,606	14,340,782,042

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 (自 平成 27 年 8 月 21 日 至 平成 28 年 8 月 22 日)	当監査対象期間 (自 平成 28 年 8 月 23 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)
	金 額(円)	金 額(円)
営 業 収 益		
有価証券売買等損益	△ 2,609,688,177	2,937,681,052
営 業 収 益 合 計	△ 2,609,688,177	2,937,681,052
営 業 費 用		
受 託 者 報 酬	2,477,527	2,629,720
委 託 者 報 酬	14,039,724	14,902,209
そ の 他 費 用	228,600	228,600
営 業 費 用 合 計	16,745,851	17,760,529
営業利益又は営業損失(△)	△ 2,626,434,028	2,919,920,523
経常利益又は経常損失(△)	△ 2,626,434,028	2,919,920,523
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,626,434,028	2,919,920,523
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6,268,075	25,782,750
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△ 560,105,552	△ 3,456,681,201
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,532,539	56,707,292
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,532,539	56,707,292
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,350,777	24,116,131
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,350,777	24,116,131
分配金	250,055,308	291,366,351
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△ 3,456,681,201	△ 821,318,618

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

監査対象期間の取り扱い

当監査対象期間は当監査対象期間末日が休業日であったため、平成28年8月23日から平成29年8月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間末 (平成28年8月22日現在)	当監査対象期間末 (平成29年8月21日現在)
1 当該監査対象期間の末日における受益権総数	15,167,261,701口	14,992,428,624円
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 3,456,681,201円	元本の欠損 821,318,618円
3 1口当たり純資産額	0.7721円	0.9452円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前監査対象期間 (自 平成27年8月21日 至 平成28年8月22日)	当監査対象期間 (自 平成28年8月23日 至 平成29年8月21日)
分配金の計算過程	第20期計算期間(平成27年8月21日～平成28年2月22日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(115,552,089円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,675,611,073円)、分配準備積立金(4,462,209,480円)により、分配対象収益は7,253,372,642円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、113,549,953円(1万口当り75円)を分配に充てる事と決定いたしました。 第21期計算期間(平成28年2月23日～平成28年8月22日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(134,835,202円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,757,896,749円)、分配準備積立金(4,395,104,284円)により、分配対象収益は7,287,836,235円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、136,505,355円(1万口当り90円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第22期計算期間(平成28年8月23日～平成29年2月20日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(134,690,722円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,765,457,730円)、分配準備積立金(4,331,391,101円)により、分配対象収益は7,231,539,553円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、130,947,365円(1万口当り87円)を分配に充てる事と決定いたしました。 第23期計算期間(平成29年2月21日～平成29年8月21日) 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(160,730,230円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,763,397,177円)、分配準備積立金(4,309,554,424円)により、分配対象収益は7,233,681,831円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、160,418,986円(1万口当り107円)を分配に充てる事と決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「先物等の投資手法のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットにて配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

前監査対象期間末 (平成28年8月22日現在)	当監査対象期間末 (平成29年8月21日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法	2 時価の算定方法
(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の監査対象期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の監査対象期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前監査対象期間末 (平成28年8月22日現在)	当監査対象期間末 (平成29年8月21日現在)
期首元本額	15,099,325,388円	15,167,261,701円
期中追加設定元本額	361,700,777円	130,116,131円
期中一部解約元本額	293,764,464円	304,949,208円

2 有価証券関係

前監査対象期間末(平成 28 年 8 月 22 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	166,663,494
合 計	166,663,494

当監査対象期間末(平成 29 年 8 月 21 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	595,122,665
合 計	595,122,665

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 29 年 8 月 21 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 29 年 8 月 21 日現在)

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	インデックス・マザー・ファンド国内株式	12,413,037,343	14,340,782,042	
親投資信託受益証券 合計		12,413,037,343	14,340,782,042	
合計		12,413,037,343	14,340,782,042	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

(平成 30 年 3 月末現在)

I 資産総額	15,358,019,125 円
II 負債総額	572,616,169 円
III 純資産総額(I - II)	14,785,402,956 円
IV 発行済数量	14,401,615,881 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.0266 円

【参考情報】マザーファンドの現況

インデックス・マザー・ファンド国内株式

(平成 30 年 3 月末現在)

I 資産総額	39,556,957,144 円
II 負債総額	1,909,487,605 円
III 純資産総額(I - II)	37,647,469,539 円
IV 発行済数量	29,702,338,669 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.2675 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 1 期	平成 18 年 4 月 25 日～平成 18 年 8 月 21 日	1,187,399,031	0	1,187,399,031
第 2 期	平成 18 年 8 月 22 日～平成 19 年 2 月 20 日	0	0	1,187,399,031
第 3 期	平成 19 年 2 月 21 日～平成 19 年 8 月 20 日	1,035,753,412	89,856,231	2,133,296,212
第 4 期	平成 19 年 8 月 21 日～平成 20 年 2 月 20 日	0	0	2,133,296,212
第 5 期	平成 20 年 2 月 21 日～平成 20 年 8 月 20 日	0	0	2,133,296,212
第 6 期	平成 20 年 8 月 21 日～平成 21 年 2 月 20 日	8,505,352,982	4,609,939,220	6,028,709,974
第 7 期	平成 21 年 2 月 21 日～平成 21 年 8 月 20 日	5,975,561,342	1,752,425,799	10,251,845,517
第 8 期	平成 21 年 8 月 21 日～平成 22 年 2 月 22 日	54,024,852	451,486,283	9,854,384,086
第 9 期	平成 22 年 2 月 23 日～平成 22 年 8 月 20 日	5,251,170,580	0	15,105,554,666
第 10 期	平成 22 年 8 月 21 日～平成 23 年 2 月 21 日	103,434,010	1,829,204,484	13,379,784,192
第 11 期	平成 23 年 2 月 22 日～平成 23 年 8 月 22 日	42,941,493	3,822,695,451	9,600,030,234
第 12 期	平成 23 年 8 月 23 日～平成 24 年 2 月 20 日	0	0	9,600,030,234
第 13 期	平成 24 年 2 月 21 日～平成 24 年 8 月 20 日	8,274,665,759	0	17,874,695,993
第 14 期	平成 24 年 8 月 21 日～平成 25 年 2 月 20 日	0	9,370,556,255	8,504,139,738
第 15 期	平成 25 年 2 月 21 日～平成 25 年 8 月 20 日	4,381,757,700	3,744,782,069	9,141,115,369
第 16 期	平成 25 年 8 月 21 日～平成 26 年 2 月 20 日	27,364,765	297,395,308	8,871,084,826
第 17 期	平成 26 年 2 月 21 日～平成 26 年 8 月 20 日	724,637,682	28,630,842	9,567,091,666
第 18 期	平成 26 年 8 月 21 日～平成 27 年 2 月 20 日	4,054,533,197	18,079,779	13,603,545,084
第 19 期	平成 27 年 2 月 21 日～平成 27 年 8 月 20 日	2,136,464,315	640,684,011	15,099,325,388
第 20 期	平成 27 年 8 月 21 日～平成 28 年 2 月 22 日	97,943,989	57,275,511	15,139,993,866
第 21 期	平成 28 年 2 月 23 日～平成 28 年 8 月 22 日	263,756,788	236,488,953	15,167,261,701
第 22 期	平成 28 年 8 月 23 日～平成 29 年 2 月 20 日	100,010,205	215,850,540	15,051,421,366
第 23 期	平成 29 年 2 月 21 日～平成 29 年 8 月 21 日	30,105,926	89,098,668	14,992,428,624
第 24 期	平成 29 年 8 月 22 日～平成 30 年 2 月 20 日	50,473,873	102,381,700	14,940,520,797

特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2009年1月8日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 各マザーファンドの沿革

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

2002年7月9日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

2005年7月1日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第10期（平成29年3月11日から平成30年3月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

新日本有限責任監査法人


当監査法人は、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2の平成29年3月11日から平成30年3月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2の平成30年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド 2

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (平成29年 3月10日現在)	第10期 (平成30年 3月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	10,000
親投資信託受益証券	6,192,741,866	10,906,264,506
未収入金	23,000,000	44,600,000
流動資産合計	6,215,751,866	10,950,874,506
資産合計	6,215,751,866	10,950,874,506
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,351,591	2,667,352
未払委託者報酬	20,814,412	41,077,141
その他未払費用	108,000	108,000
流動負債合計	22,274,003	43,852,493
負債合計	22,274,003	43,852,493
純資産の部		
元本等		
元本	2,971,747,574	4,600,564,187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,221,730,289	6,306,457,826
(分配準備積立金)	1,031,176,421	2,049,764,276
元本等合計	6,193,477,863	10,907,022,013
純資産合計	6,193,477,863	10,907,022,013
負債純資産合計	6,215,751,866	10,950,874,506

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第9期 (自 平成28年 3月11日 至 平成29年 3月10日)	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
営業収益		
有価証券売買等損益	929,613,896	1,104,654,955
営業収益合計	929,613,896	1,104,654,955
営業費用		
支払利息	—	1
受託者報酬	2,276,949	4,606,185
委託者報酬	36,792,148	70,935,081
その他費用	216,000	216,000
営業費用合計	39,285,097	75,757,267
営業利益又は営業損失 (△)	890,328,799	1,028,897,688
経常利益又は経常損失 (△)	890,328,799	1,028,897,688
当期純利益又は当期純損失 (△)	890,328,799	1,028,897,688
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額 (△)	3,269,682	3,195,205
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,220,468,395	3,221,730,289
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,139,577,299	2,087,493,412
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,139,577,299	2,087,493,412
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,374,522	28,468,358
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,374,522	28,468,358
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,221,730,289	6,306,457,826

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成29年3月11日から平成30年3月12日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (平成29年 3月10日現在)	第10期 (平成30年 3月12日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,971,747,574口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,600,564,187口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0841円 (10,000口当たり純資産額 20,841円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3708円 (10,000口当たり純資産額 23,708円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 (自 平成28年 3月11日 至 平成29年 3月10日)	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する ために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 一円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する ために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 一円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第9期 (自 平成28年 3月11日 至 平成29年 3月10日)	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成29年 3月10日現在)	第10期 (平成30年 3月12日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 (自 平成28年 3月11日 至 平成29年 3月10日)	第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第10期 (自 平成29年 3月11日 至 平成30年 3月12日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第9期 (平成29年 3月10日現在)		第10期 (平成30年 3月12日現在)	
期首元本額	1,643,104,851円	期首元本額	2,971,747,574円
期中追加設定元本額	1,362,922,723円	期中追加設定元本額	1,654,506,613円
期中一部解約元本額	34,280,000円	期中一部解約元本額	25,690,000円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第9期 (平成29年 3月10日現在)	第10期 (平成30年 3月12日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	922,162,228	1,096,970,268
合計	922,162,228	1,096,970,268

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (平成30年 3月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成30年 3月12日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド	2,669,571,323	5,438,450,699	
		バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド	2,437,180,213	5,467,813,807	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：100.0%	5,106,751,536	10,906,264,506 100.0%	
合計				10,906,264,506	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンダー・ファンドー2

純資産額計算書(平成30年3月30日現在)

平成30年 3月30日現在

I 資産総額	10,783,882,383 円
II 負債総額	4,687,450 円
III 純資産総額 (I - II)	10,779,194,933 円
IV 発行済口数	4,589,304,187 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.3488 円

【参考情報】各マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成30年3月30日現在)

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

平成30年 3月30日現在

I 資産総額	12,725,079,876 円
II 負債総額	1,641,797,713 円
III 純資産総額 (I - II)	11,083,282,163 円
IV 発行済口数	5,024,165,764 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.2060 円

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

平成30年 3月30日現在

I 資産総額	6,990,526,244 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	6,990,526,244 円
IV 発行済口数	3,434,780,937 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.0352 円

3. 設定及び解約の実績

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンダー・ファンドー2

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期計算期間	2009年 1月 8日～2009年 3月 10日	9,752,825	10,090	9,742,735
第2期計算期間	2009年 3月 11日～2010年 3月 10日	101,692,487	620,000	110,815,222
第3期計算期間	2010年 3月 11日～2011年 3月 10日	117,221,555	8,100,000	219,936,777
第4期計算期間	2011年 3月 11日～2012年 3月 12日	140,277,084	25,040,000	335,173,861
第5期計算期間	2012年 3月 13日～2013年 3月 11日	146,138,921	45,570,000	435,742,782
第6期計算期間	2013年 3月 12日～2014年 3月 10日	197,958,303	85,630,000	548,071,085
第7期計算期間	2014年 3月 11日～2015年 3月 10日	276,736,009	17,280,000	807,527,094
第8期計算期間	2015年 3月 11日～2016年 3月 10日	857,357,757	21,780,000	1,643,104,851
第9期計算期間	2016年 3月 11日～2017年 3月 10日	1,362,922,723	34,280,000	2,971,747,574
第10期計算期間	2017年 3月 11日～2018年 3月 12日	1,654,506,613	25,690,000	4,600,564,187

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家
私募＞

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成 27 年 3 月 23 日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2. マザー・ファンドの沿革

平成 27 年 3 月 23 日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成 27 年 6 月 30 日 運用委託先の営業譲渡に伴う約款変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第 2 期計算期間(平成 29 年 3 月 11 日から平成 30 年 3 月 12 日まで)の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月16日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

大畑 成

当監査法人は、アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド（適格機関投資家私募）の平成29年3月11日から平成30年3月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド（適格機関投資家私募）の平成30年3月12日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド <適格機関投資家私募>

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 2 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 3 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	—	4,601,991
コール・ローン	9,729,822	—
親投資信託受益証券	16,537,545,800	30,853,680,972
未収入金	33,000,000	72,000,000
流動資産合計	16,580,275,622	30,930,282,963
資産合計	16,580,275,622	30,930,282,963
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,842,232	10,182,414
未払委託者報酬	29,745,068	62,549,353
未払利息	25	—
その他未払費用	648,029	321,475
流動負債合計	35,235,354	73,053,242
負債合計	35,235,354	73,053,242
純資産の部		
元本等		
元本	16,374,884,647	27,137,736,586
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	170,155,621	3,719,493,135
(分配準備積立金)	1,470,201,790	4,062,697,342
元本等合計	16,545,040,268	30,857,229,721
純資産合計	16,545,040,268	30,857,229,721
負債純資産合計	16,580,275,622	30,930,282,963

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 2 期 (自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日)	第 3 期 (自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日)
	金 額	金 額
営業収益		
有価証券売買等損益	2,364,359,976	2,785,135,172
営業収益合計	2,364,359,976	2,785,135,172
営業費用		
支払利息	8,122	5,134
受託者報酬	8,001,444	17,459,743
委託者報酬	49,151,579	107,252,947
その他費用	650,905	648,523
営業費用合計	57,812,050	125,366,347
営業利益又は営業損失(△)	2,306,547,926	2,659,768,825
経常利益又は経常損失(△)	2,306,547,926	2,659,768,825
当期純利益又は当期純損失(△)	2,306,547,926	2,659,768,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	7,912,789	27,521,818
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,129,586,619	170,155,621
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,070,295	926,738,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	926,738,073
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,070,295	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,018,963,192	9,647,566
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,018,963,192	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	9,647,566

分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	170,155,621	3,719,493,135

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとなっておりますが、平成30年3月10日、11日が休業日のため、当計算期間は平成29年3月11日から平成30年3月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第2期 平成29年3月10日現在	第3期 平成30年3月12日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,938,611,451 円	16,374,884,647 円
期中追加設定元本額	8,573,463,196 円	11,314,161,939 円
期中一部解約元本額	37,190,000 円	551,310,000 円
2. 受益権の総数	16,374,884,647 口	27,137,736,586 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 平成28年3月11日 至 平成29年3月10日	第3期 自 平成29年3月11日 至 平成30年3月12日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 ー円	費用控除後の配当等収益額 ー円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,470,201,790 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 2,632,244,212 円
収益調整金額 ー円	収益調整金額 1,006,076,866 円
分配準備積立金額 ー円	分配準備積立金額 1,430,453,130 円
当ファンドの分配対象収益額 1,470,201,790 円	当ファンドの分配対象収益額 5,068,774,208 円
当ファンドの期末残存口数 16,374,884,647 口	当ファンドの期末残存口数 27,137,736,586 口
1 万口当たり収益分配対象額 897.83 円	1 万口当たり収益分配対象額 1,867.80 円
1 万口当たり分配金額 ー円	1 万口当たり分配金額 ー円
収益分配金金額 ー円	収益分配金金額 ー円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用
委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 2 期 自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日	第 3 期 自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 2 期 平成 29 年 3 月 10 日現在	第 3 期 平成 30 年 3 月 12 日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第2期(平成29年3月10日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,353,949,250
合計	2,353,949,250

第3期(平成30年3月12日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,753,180,062
合計	2,753,180,062

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第2期 平成29年3月10日現在		第3期 平成30年3月12日現在	
1口当たり純資産額	1.0104円	1口当たり純資産額	1.1371円
(1万口当たり純資産額)	(10,104円)	(1万口当たり純資産額)	(11,371円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アクサ IM・グローバル(日本除く)株式 マザーファンド	26,692,344,470	30,853,680,972	
合計		26,692,344,470	30,853,680,972	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現状

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド <適格機関投資家私募>

【純資産額計算書】

(平成 30 年 3 月末日現在)

I 資産総額	29,159,897,868 円
II 負債総額	7,967,069 円
III 純資産総額 (I - II)	29,151,930,799 円
IV 発行済数量	26,987,296,586 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0802 円

(参考)アクサIM・グローバル(日本除く)株式マザーファンド
純資産額計算書

I 資産総額	52,753,324,260 円
II 負債総額	288,203,851 円
III 純資産総額 (I - II)	52,465,120,409 円
IV 発行済数量	47,766,026,104 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0984 円

3. 設定及び解約の実績

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド <適格機関投資家私募>

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 1 計算期間	9,996,171,451	2,057,560,000	7,938,611,451
第 2 計算期間	8,573,463,196	137,190,000	16,374,884,647
第 3 計算期間	11,314,161,939	551,310,000	27,137,736,586

(注)第 1 計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(注)本邦外における設定および解約はございません。

特別勘定の名称：世界株式プラス型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

・平成 28 年 12 月 9 日 当ファンドの当初設定ならびに当ファンドの運用開始。

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)「キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)」(以下「当ファンド」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 1 期計算期間(平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 8 月 21 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月16日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中島紀子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、キャピタル世界株式ファンドV A（適格機関投資家用）の平成28年12月9日から平成29年8月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドV A（適格機関投資家用）の平成29年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(単位:円)

第 1 期 平成 29 年 8 月 21 日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,647,837
親投資信託受益証券	599,787,359
流動資産合計	601,435,196
資産合計	601,435,196
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	28,800
未払委託者報酬	1,022,300
未払利息	4
その他未払費用	124,784
流動負債合計	1,175,888
負債合計	1,175,888
純資産の部	
元本等	
元本	536,579,182
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	63,680,126
元本等合計	600,259,308
純資産合計	600,259,308
負債純資産合計	601,435,196

(2)損益及び剰余金計算書

(単位:円)

第 1 期 自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日	
営業収益	
有価証券売買等損益	85,121,119
営業収益合計	85,121,119
営業費用	
支払利息	4,878
受託者報酬	106,822
委託者報酬	3,792,040
その他費用	432,006
営業費用合計	4,335,746
営業利益又は営業損失(△)	80,785,373
経常利益又は経常損失(△)	80,785,373

当期純利益又は当期純損失(△)	80,785,373
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	22,358,303
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,088,283
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	7,088,283
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,835,227
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	1,835,227
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	63,680,126

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投 資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までとな っておりますが、第 1 期計算期間は信託約款の定めにより、平成 28 年 12 月 9 日 から平成 29 年 8 月 21 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 1 期 平成 29 年 8 月 21 日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	536,579,182 口
2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資 産の額	1 口当たり純資産額 1.1187 円 (1 万口当たり純資産額) (11,187 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	— 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	58,430,774 円
収益調整金額	C	5,249,481 円
分配準備積立金額	D	— 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,680,255 円
当ファンドの期末残存口数	F	536,579,182 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,186.77 円
1 万口当たり分配金額	H	— 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	— 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 1 期 自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 1 期 平成 29 年 8 月 21 日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	61,059,516
合計	61,059,516

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第 1 期
	自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日
設定元本額	403,966,216 円
期中追加設定元本額	383,372,934 円
期中一部解約元本額	250,759,968 円

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド	461,872,293	599,787,359	
合 計		461,872,293	599,787,359	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

キャピタル世界株式マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル世界株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります
が、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位:円)

平成 29 年 8 月 21 日現在	
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	59,494,836
投資証券	79,737,673,988
未収入金	434,520,000
流動資産合計	80,231,688,824
資産合計	80,231,688,824
負債の部	
流動負債	
未払金	434,520,000
流動負債合計	434,520,000
負債合計	434,520,000
純資産の部	
元本等	
元本	61,447,261,773
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	18,349,907,051
元本等合計	79,797,168,824
純資産合計	79,797,168,824
負債純資産合計	80,231,688,824

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成 29 年 8 月 21 日現在
1. 計算日における受益権の総数	61,447,261,773 口
2. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2986 円 (1 万口当たり純資産額) (12,986 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成 28 年 12 月 9 日 至 平成 29 年 8 月 21 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成 29 年 8 月 21 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	158,081
投資証券	7,553,196,498
合計	7,553,354,579

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	平成 29 年 8 月 21 日現在
同計算期間の期首元本額	19,989,690,186 円
同計算期間の追加設定元本額	41,700,842,551 円
同計算期間の一部解約元本額	243,270,964 円
計算日の元本額※	61,447,261,773 円
※元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンド	59,671,354,563 円
キャピタル世界株式ファンドF	1,084,664,456 円
キャピタル世界株式ファンド(DC年金用)	229,370,461 円
キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)	461,872,293 円

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	56,457,427.00	59,494,836	
投資信託受益証券 合計		56,457,427.00	59,494,836	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)	61,242,453.14	79,737,673,988	
投資証券 合計		61,242,453.14	79,737,673,988	
合計		117,699,880.14	79,797,168,824	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

「キャピタル世界株式マザーファンド」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)」(ルクセンブルク籍外国投資法人(以下、当外国投資法人といいます。))の発行する外国投資証券を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド(CIF)については、2016年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」「純資産価額計算書」「損益および純資産変動計算書」および「投資証券口数変動計算書」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
株式				
オーストラリア				
CSL Ltd.	AUD	13,734	996,860	0.12
Newcrest Mining Ltd.	AUD	113,441	1,660,562	0.19
Oil Search Ltd.	AUD	406,361	2,106,160	0.25
			4,763,582	0.56
ベルギー				
UCB SA	EUR	17,222	1,111,432	0.13
			1,111,432	0.13
ブラジル				
Petroleo Brasileiro SA, ADR	USD	180,737	1,854,361	0.22
Vale SA, ADR Preference	USD	630,482	4,482,727	0.52
Vale SA Preference	BRL	141,105	1,011,888	0.12
			7,348,976	0.86
カナダ				
Alimentation Couche-Tard, Inc. 'B'	CAD	25,288	1,150,858	0.13
Barrick Gold Corp.	USD	26,401	441,953	0.05
Canadian National Railway Co.	USD	21,072	1,437,953	0.17
Canadian Natural Resources Ltd.	CAD	195,397	6,276,992	0.74
Enbridge, Inc.	CAD	143,297	6,058,454	0.71
First Quantum Minerals Ltd.	CAD	47,216	490,361	0.06
Potash Corp. of Saskatchewan, Inc.	USD	30,281	554,748	0.06
			16,411,319	1.92
中国				
AAC Technologies Holdings, Inc.	HKD	359,896	3,269,529	0.38
CNOOC Ltd.	HKD	570,000	712,974	0.08
Yum! China Holdings, Inc.	USD	8,927	232,013	0.03
			4,214,516	0.49
デンマーク				
Carlsberg A/S 'B'	DKK	28,108	2,443,151	0.29
Chr Hansen Holding A/S	DKK	26,769	1,485,711	0.17
Novo Nordisk A/S 'B'	DKK	459,849	16,542,739	1.94
			20,471,601	2.40
フィンランド				
Kone OYJ 'B'	EUR	110,096	4,924,907	0.58
Nokia OYJ	EUR	158,734	765,159	0.09
Sampo OYJ 'A'	EUR	32,741	1,467,362	0.17
			7,157,428	0.84
フランス				
Airbus Group SE	EUR	82,962	5,468,660	0.64
AXA SA	EUR	31,185	787,810	0.09
BNP Paribas SA	EUR	46,713	2,971,774	0.35
Christian Dior SE	EUR	5,187	1,087,637	0.13
Danone SA	EUR	20,093	1,273,395	0.15
Edenred	EUR	75,451	1,494,135	0.17
Hermes International	EUR	5,915	2,435,645	0.29

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
Kering	EUR	5,282	1,189,753	0.14
L'Oreal SA	EUR	12,701	2,307,447	0.27
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	19,111	3,642,353	0.43
Pernod Ricard SA	EUR	92,082	10,045,139	1.18
Peugeot SA	EUR	16,736	273,681	0.03
Publicis Groupe SA	EUR	5,350	370,383	0.04
Safran SA	EUR	67,984	4,890,892	0.57
SES SA	EUR	66,801	1,473,661	0.17
			39,712,365	4.65
ドイツ				
adidas AG	EUR	23,349	3,698,744	0.43
Bayer AG	EUR	57,390	6,002,083	0.70
Fresenius SE & Co. KGaA	EUR	14,065	1,101,933	0.13
Linde AG	EUR	4,137	681,317	0.08
SAP SE	EUR	5,463	477,282	0.06
			11,961,359	1.40
香港				
AIA Group Ltd.	HKD	1,589,076	8,964,991	1.05
Cheung Kong Infrastructure Holdings Ltd.	HKD	156,867	1,248,084	0.15
Jardine Matheson Holdings Ltd.	USD	26,485	1,463,296	0.17
Wynn Macau Ltd.	HKD	495,139	787,898	0.09
			12,464,269	1.46
インド				
ICICI Bank Ltd.	INR	260,990	981,379	0.12
ICICI Bank Ltd., ADR	USD	412,996	3,126,380	0.37
Larsen & Toubro Ltd.	INR	23,397	464,907	0.05
Lupin Ltd.	INR	113,317	2,481,725	0.29
Mahindra & Mahindra Ltd.	INR	87,502	1,526,823	0.18
Reliance Industries Ltd.	INR	126,396	2,015,038	0.24
Sun Pharmaceutical Industries Ltd.	INR	22,909	212,573	0.02
United Spirits Ltd.	INR	6,820	195,153	0.02
			11,003,978	1.29
アイルランド				
Ryanair Holdings plc, ADR	USD	74,923	6,282,294	0.74
			6,282,294	0.74
日本				
Asahi Kasei Corp.	JPY	438,202	3,827,018	0.45
Denso Corp.	JPY	68,256	2,960,381	0.35
FANUC Corp.	JPY	13,894	2,358,415	0.28
Hoshizaki Corp.	JPY	20,359	1,613,233	0.19
Japan Tobacco, Inc.	JPY	71,672	2,360,108	0.28
Kao Corp.	JPY	57,189	2,714,561	0.32
Keyence Corp.	JPY	2,200	1,511,458	0.18
Koito Manufacturing Co. Ltd.	JPY	11,500	609,800	0.07
Komatsu Ltd.	JPY	106,500	2,415,375	0.28
Kubota Corp.	JPY	50,881	727,245	0.09
Mitsubishi Electric Corp.	JPY	194,000	2,708,040	0.32
Murata Manufacturing Co. Ltd.	JPY	75,426	10,111,936	1.18
Nintendo Co. Ltd.	JPY	33,463	7,034,583	0.82

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
ORIX Corp.	JPY	48,284	754,444	0.09
Rohm Co. Ltd.	JPY	10,665	614,858	0.07
Ryohin Keikaku Co. Ltd.	JPY	2,073	406,840	0.05
Seven & i Holdings Co. Ltd.	JPY	62,650	2,389,861	0.28
Shiseido Co. Ltd.	JPY	64,100	1,624,533	0.19
SoftBank Group Corp.	JPY	72,859	4,846,448	0.57
Suzuki Motor Corp.	JPY	32,658	1,150,940	0.13
TDK Corp.	JPY	16,401	1,129,602	0.13
Toyota Motor Corp.	JPY	16,400	966,284	0.11
Trend Micro, Inc.	JPY	68,405	2,434,769	0.28
Unicharm Corp.	JPY	81,700	1,789,932	0.21
			59,060,664	6.92
メキシコ				
America Movil SAB de CV, ADR 'L'	USD	166,764	2,114,567	0.25
Cemex SAB de CV, ADR	USD	111,036	891,619	0.10
Fomento Economico Mexicano SAB de CV	MXN	70,370	542,229	0.06
			3,548,415	0.41
オランダ				
Altice NV 'A'	EUR	105,896	2,093,119	0.25
ASML Holding NV	EUR	89,839	10,032,668	1.17
ASML Holding NV, NYRS	USD	39,251	4,379,234	0.51
Coca-Cola European Partners plc	USD	46,251	1,449,507	0.17
Gemalto NV	EUR	9,617	560,675	0.07
ING Groep NV	EUR	206,959	2,905,092	0.34
Koninklijke DSM NV	EUR	40,103	2,413,755	0.28
Unilever NV, CVA	EUR	87,118	3,589,593	0.42
			27,423,643	3.21
ノルウェー				
DNB ASA	NOK	86,902	1,290,930	0.15
			1,290,930	0.15
シンガポール				
Singapore Telecommunications Ltd.	SGD	339,421	857,782	0.10
			857,782	0.10
南アフリカ				
MTN Group Ltd.	ZAR	113,170	1,042,307	0.12
Naspers Ltd. 'N'	ZAR	96,073	14,124,991	1.65
Shoprite Holdings Ltd.	ZAR	173,345	2,169,612	0.26
Steinhoff International Holdings NV	ZAR	107,935	561,614	0.07
			17,898,524	2.10
韓国				
Amorepacific Corp.	KRW	8,365	2,234,995	0.26
LG Chem Ltd.	KRW	5,255	1,139,837	0.13
NAVER Corp.	KRW	4,844	3,119,863	0.37
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	3,788	5,672,761	0.66
			12,167,456	1.42

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
スペイン				
Amadeus IT Group SA	EUR	16,355	748,170	0.09
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	EUR	91,061	612,454	0.07
Banco Santander SA	EUR	124,462	644,469	0.07
Grifols SA Preference 'B'	EUR	53,266	851,099	0.10
Industria de Diseno Textil SA	EUR	68,894	2,344,440	0.27
International Consolidated Airlines Group SA	GBP	182,271	995,219	0.12
			6,195,851	0.72
スウェーデン				
Assa Abloy AB 'B'	SEK	276,398	5,157,995	0.61
Electrolux AB	SEK	35,478	885,374	0.10
			6,043,369	0.71
スイス				
Credit Suisse Group AG	CHF	36,398	519,767	0.06
Geberit AG	CHF	6,200	2,496,341	0.29
LafargeHolcim Ltd.	CHF	60,655	3,206,340	0.38
Nestle SA	CHF	141,648	10,204,284	1.19
Novartis AG	CHF	41,055	2,989,893	0.35
Roche Holding AG	CHF	9,348	2,138,419	0.25
Swatch Group AG (The)	CHF	16,584	1,013,666	0.12
UBS Group AG	CHF	20,011	312,131	0.04
			22,880,841	2.68
台湾				
MediaTek, Inc.	TWD	89,000	594,487	0.07
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	2,688,000	15,052,203	1.76
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR	USD	44,810	1,296,801	0.15
			16,943,491	1.98
アラブ首長国連邦				
DP World Ltd.	USD	44,933	786,777	0.09
			786,777	0.09
英国				
Aggreko plc	GBP	141,561	1,609,338	0.19
Associated British Foods plc	GBP	244,690	8,318,011	0.97
AstraZeneca plc	GBP	79,158	4,350,049	0.51
British American Tobacco plc	GBP	199,680	11,428,216	1.34
Burberry Group plc	GBP	160,529	2,976,023	0.35
Coca-Cola HBC AG	GBP	82,957	1,818,391	0.21
Diageo plc	GBP	49,192	1,285,399	0.15
Glencore plc	GBP	169,384	581,784	0.07
Halma plc	GBP	79,362	882,080	0.10
Henderson Group plc	GBP	357,344	1,042,612	0.12
HSBC Holdings plc	GBP	67,718	550,889	0.06
Pagegroup plc	GBP	203,222	982,772	0.12
Prudential plc	GBP	291,371	5,872,571	0.69
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	13,589	1,158,819	0.14
Rio Tinto plc	GBP	33,375	1,305,458	0.15
Royal Dutch Shell plc 'A'	GBP	3,242	90,034	0.01
Royal Dutch Shell plc 'B'	GBP	115,379	3,363,521	0.39
Unilever plc	GBP	9,844	401,382	0.05

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
Vodafone Group plc	GBP	849,439	2,102,312	0.25
			50,119,661	5.87
米国				
Accenture plc 'A'	USD	34,598	4,051,080	0.48
AES Corp.	USD	223,129	2,602,800	0.31
Agios Pharmaceuticals, Inc.	USD	29,723	1,270,956	0.15
Akamai Technologies, Inc.	USD	22,823	1,516,588	0.18
Alphabet, Inc. 'A'	USD	6,852	5,454,603	0.64
Alphabet, Inc. 'C'	USD	11,704	9,078,910	1.06
Amazon.com, Inc.	USD	42,089	31,941,342	3.74
American Tower Corp., REIT	USD	12,726	1,351,628	0.16
Amphenol Corp. 'A'	USD	45,791	3,079,903	0.36
Apple, Inc.	USD	28,639	3,328,425	0.39
Autodesk, Inc.	USD	13,091	968,734	0.11
Baker Hughes, Inc.	USD	20,215	1,309,730	0.15
Bank of America Corp.	USD	39,884	877,448	0.10
Berkshire Hathaway, Inc. 'B'	USD	7,375	1,203,010	0.14
BlackRock, Inc.	USD	8,101	3,077,327	0.36
Boston Scientific Corp.	USD	210,972	4,567,544	0.54
Bristol-Myers Squibb Co.	USD	14,615	857,170	0.10
Broadcom Ltd.	USD	67,336	12,034,963	1.41
Caterpillar, Inc.	USD	23,551	2,177,761	0.26
CBS Corp. (Non-Voting) 'B'	USD	21,902	1,401,728	0.16
Cerner Corp.	USD	52,742	2,512,101	0.29
CF Industries Holdings, Inc.	USD	9,142	290,716	0.03
CH Robinson Worldwide, Inc.	USD	15,168	1,112,725	0.13
Chevron Corp.	USD	13,237	1,556,142	0.18
Chubb Ltd.	USD	63,369	8,384,352	0.98
CME Group, Inc.	USD	100,129	11,568,905	1.36
Cobalt International Energy, Inc.	USD	94,098	116,682	0.01
Coca-Cola Co. (The)	USD	137,050	5,726,634	0.67
Colgate-Palmolive Co.	USD	22,955	1,506,537	0.18
ConocoPhillips	USD	17,082	862,812	0.10
Core Laboratories NV	USD	5,629	675,874	0.08
Costco Wholesale Corp.	USD	12,103	1,943,863	0.23
Coty, Inc. 'A'	USD	26,255	480,729	0.06
Cummins, Inc.	USD	4,269	582,462	0.07
Danaher Corp.	USD	20,588	1,608,540	0.19
Domino's Pizza, Inc.	USD	10,064	1,620,304	0.19
Dow Chemical Co. (The)	USD	22,320	1,275,811	0.15
Eaton Corp. plc	USD	43,836	2,962,875	0.35
EI du Pont de Nemours & Co.	USD	56,291	4,125,005	0.48
Eli Lilly & Co.	USD	13,674	1,002,304	0.12
Ensco plc 'A'	USD	52,778	517,752	0.06
EOG Resources, Inc.	USD	40,564	4,116,435	0.48
Facebook, Inc. 'A'	USD	112,933	13,051,667	1.53
FedEx Corp.	USD	7,808	1,458,456	0.17
Flex Ltd.	USD	74,679	1,066,416	0.13
FLIR Systems, Inc.	USD	52,704	1,908,939	0.22
FMC Corp.	USD	33,341	1,888,434	0.22
General Electric Co.	USD	153,450	4,874,339	0.57
Gilead Sciences, Inc.	USD	3,000	215,610	0.03

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	USD	14,147	3,366,420	0.39
Halliburton Co.	USD	50,229	2,697,297	0.32
Hexcel Corp.	USD	25,586	1,317,679	0.15
Home Depot, Inc. (The)	USD	35,458	4,774,420	0.56
IDEX Corp.	USD	46,673	4,182,368	0.49
Illumina, Inc.	USD	1,307	168,080	0.02
Incyte Corp.	USD	56,157	5,671,857	0.66
Ingersoll-Rand plc	USD	10,750	812,055	0.10
Intel Corp.	USD	155,528	5,659,664	0.66
Intercontinental Exchange, Inc.	USD	38,411	2,169,837	0.25
Intuitive Surgical, Inc.	USD	5,670	3,602,264	0.42
J.P. Morgan Chase & Co.	USD	153,386	13,171,256	1.54
Johnson Controls International plc	USD	136,003	5,665,885	0.66
Juniper Networks, Inc.	USD	58,717	1,655,819	0.19
Las Vegas Sands Corp.	USD	900	48,312	0.01
Liberty Global plc 'A'	USD	40,159	1,226,456	0.14
Liberty Global plc	USD	36,160	1,072,506	0.13
Lululemon Athletica, Inc.	USD	21,578	1,392,428	0.16
Mastercard, Inc. 'A'	USD	66,247	6,837,353	0.80
McDonald's Corp.	USD	14,401	1,769,163	0.21
Mead Johnson Nutrition Co.	USD	24,670	1,740,469	0.20
Medtronic plc	USD	87,009	6,219,403	0.73
MercadoLibre, Inc.	USD	4,722	743,148	0.09
Merck & Co., Inc.	USD	56,247	3,297,199	0.39
MetLife, Inc.	USD	6,632	357,200	0.04
MGM Resorts International	USD	38,563	1,094,804	0.13
Microsoft Corp.	USD	265,089	16,515,045	1.93
Mondelez International, Inc. 'A'	USD	60,797	2,710,938	0.32
Monsanto Co.	USD	9,958	1,048,976	0.12
Moody's Corp.	USD	43,521	4,087,492	0.48
Morgan Stanley	USD	19,988	839,296	0.10
NetApp, Inc.	USD	17,157	610,103	0.07
Netflix, Inc.	USD	32,741	4,076,582	0.48
Newell Brands, Inc.	USD	42,405	1,909,921	0.22
Nielsen Holdings plc	USD	52,473	2,212,262	0.26
NIKE, Inc. 'B'	USD	73,923	3,771,551	0.44
Noble Energy, Inc.	USD	33,654	1,289,285	0.15
Norwegian Cruise Line Holdings Ltd.	USD	132,636	5,655,599	0.66
Occidental Petroleum Corp.	USD	26,107	1,869,783	0.22
ON Semiconductor Corp.	USD	263,599	3,384,611	0.40
PayPal Holdings, Inc.	USD	7,090	281,331	0.03
PepsiCo, Inc.	USD	10,888	1,141,280	0.13
Philip Morris International, Inc.	USD	58,315	5,363,814	0.63
Praxair, Inc.	USD	46,868	5,482,150	0.64
Priceline Group, Inc. (The)	USD	9,474	13,936,254	1.63
Regeneron Pharmaceuticals, Inc.	USD	30,981	11,520,904	1.35
Royal Caribbean Cruises Ltd.	USD	39,123	3,236,255	0.38
Sabre Corp.	USD	49,658	1,232,512	0.14
Samsonite International SA	HKD	642,137	1,834,124	0.22
Schlumberger Ltd.	USD	110,558	9,282,450	1.09
Sempra Energy	USD	25,067	2,535,276	0.30
Sherwin-Williams Co. (The)	USD	6,056	1,638,269	0.19

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

投資銘柄	通貨	数量/ 額面	評価額 (USD)	投資比率 (%)
Starbucks Corp.	USD	130,496	7,299,946	0.86
Symantec Corp.	USD	67,121	1,621,643	0.19
TE Connectivity Ltd.	USD	14,024	972,845	0.11
Tesla Motors, Inc.	USD	12,272	2,633,448	0.31
Texas Instruments, Inc.	USD	93,245	6,867,494	0.80
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	10,681	1,508,691	0.18
Tiffany & Co.	USD	7,700	596,596	0.07
TransDigm Group, Inc.	USD	6,512	1,623,572	0.19
Trimble, Inc.	USD	35,289	1,061,846	0.12
Twenty-First Century Fox, Inc. 'A'	USD	33,068	927,888	0.11
Ultragenyx Pharmaceutical, Inc.	USD	6,903	484,453	0.06
United Technologies Corp.	USD	11,024	1,218,703	0.14
VeriSign, Inc.	USD	57,777	4,382,385	0.51
Vertex Pharmaceuticals, Inc.	USD	43,464	3,232,418	0.38
Visa, Inc. 'A'	USD	113,987	8,906,944	1.04
Walgreens Boots Alliance, Inc.	USD	40,782	3,387,353	0.40
Walt Disney Co. (The)	USD	27,367	2,853,283	0.33
Weyerhaeuser Co., REIT	USD	22,220	668,600	0.08
Whirlpool Corp.	USD	4,835	885,820	0.10
Wynn Resorts Ltd.	USD	17,318	1,498,180	0.18
Yum! Brands, Inc.	USD	8,676	550,579	0.07
			412,527,163	48.31
株式合計			780,647,686	91.41
公的な市場に上場している譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			780,647,686	91.41
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品				
転換社債型新株予約権付社債				
米国				
Cobalt International Energy, Inc. 2.625% 01/12/2019	USD	29,000	11,674	—
Cobalt International Energy, Inc. 3.125% 15/05/2024	USD	522,000	151,380	0.02
Weatherford International Ltd. 5.875% 01/07/2021	USD	716,000	767,910	0.09
			930,964	0.11
転換社債型新株予約権付社債合計			930,964	0.11
その他の規制のある市場で取引されている譲渡可能な有価証券と短期金融商品の合計			930,964	0.11
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業				
集団投資スキーム- UCITS				
ルクセンブルク				
JPMorgan US Dollar Treasury Liquidity - Institutional (dist.)	USD	56,238,308	56,238,308	6.59
			56,238,308	6.59
集団投資スキーム合計- UCITS			56,238,308	6.59
UCITS準拠ファンド、もしくは他の譲渡可能証券への集合投資事業合計			56,238,308	6.59
投資総額			837,816,958	98.11
銀行預金			14,484,767	1.70
その他の純資産／(負債)			1,669,541	0.19
純資産総額			853,971,266	100.00

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)

投資明細表

2016 年 12 月 31 日現在

先物為替予約

買通貨	購入総額	売通貨	売却総額	決済日	カウンター ・パーティ	未実現利益 ／ (損失) (USD)	投資比率 (%)
USD	734,035	JPY	78,300,000	06/01/2017	J.P. Morgan	63,099	0.01
USD	656,815	JPY	74,940,000	13/01/2017	Bank of America	14,333	—
USD	383,914	JPY	43,536,000	19/01/2017	J.P. Morgan	10,553	—
USD	1,433,768	JPY	162,894,000	20/01/2017	J.P. Morgan	36,734	—
USD	461,726	JPY	53,020,000	17/02/2017	J.P. Morgan	6,454	—
USD	119,324	JPY	13,700,000	17/02/2017	UBS	1,685	—
先物為替予約の未実現益						132,858	0.01
CHF hedged share class							
CHF	12,659	DKK	87,689	20/01/2017	J.P. Morgan	9	—
CHF	49,495	EUR	46,145	20/01/2017	J.P. Morgan	6	—
CHF	29,576	GBP	23,185	20/01/2017	J.P. Morgan	399	—
CHF	304,674	USD	296,776	20/01/2017	J.P. Morgan	3,266	—
DKK	14	CHF	2	20/01/2017	J.P. Morgan	—	—
EUR	8	CHF	8	20/01/2017	J.P. Morgan	—	—
EUR hedged share class							
EUR	24,210	CHF	25,920	20/01/2017	J.P. Morgan	44	—
EUR	3,197	DKK	23,753	20/01/2017	J.P. Morgan	1	—
EUR	1,149,469	GBP	966,990	20/01/2017	J.P. Morgan	15,849	—
EUR	97,485	JPY	11,938,038	20/01/2017	J.P. Morgan	572	—
EUR	12,238,525	USD	12,784,443	20/01/2017	J.P. Morgan	141,139	0.02
SGD hedged share class							
SGD	17,114	GBP	9,521	20/01/2017	J.P. Morgan	52	—
SGD	176,293	USD	121,827	20/01/2017	J.P. Morgan	223	—
ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現益						161,560	0.02
先物為替予約の未実現益合計						294,418	0.03
USD	779,257	JPY	91,285,000	26/01/2017	J.P. Morgan	(3,872)	—
先物為替予約の未実現損						(3,872)	—
AUD hedged share class							
AUD	19,043	CHF	14,290	20/01/2017	J.P. Morgan	(313)	—
AUD	18,142	DKK	94,350	20/01/2017	J.P. Morgan	(297)	—
AUD	70,933	EUR	49,624	20/01/2017	J.P. Morgan	(1,159)	—
AUD	42,387	GBP	24,942	20/01/2017	J.P. Morgan	(279)	—
AUD	47,330	JPY	4,083,119	20/01/2017	J.P. Morgan	(821)	—
AUD	436,642	USD	319,164	20/01/2017	J.P. Morgan	(3,676)	—
CHF hedged share class							
CHF	33,025	JPY	3,795,154	20/01/2017	J.P. Morgan	(25)	—
GBP	4	CHF	5	20/01/2017	J.P. Morgan	—	—
JPY	622	CHF	5	20/01/2017	J.P. Morgan	—	—
USD	49	CHF	50	20/01/2017	J.P. Morgan	—	—
EUR hedged share class							
CHF	940	EUR	879	20/01/2017	J.P. Morgan	(3)	—
EUR	509,540	CHF	546,558	20/01/2017	J.P. Morgan	(104)	—
EUR	505,295	DKK	3,756,410	20/01/2017	J.P. Morgan	(22)	—
EUR	38,579	GBP	32,904	20/01/2017	J.P. Morgan	(25)	—
EUR	1,229,111	JPY	151,506,645	20/01/2017	J.P. Morgan	(1,260)	—
DKK	6,223	EUR	837	20/01/2017	J.P. Morgan	—	—
GBP	1,641	EUR	1,956	20/01/2017	J.P. Morgan	(33)	—
JPY	267,728	EUR	2,184	20/01/2017	J.P. Morgan	(11)	—
USD	21,055	EUR	20,152	20/01/2017	J.P. Morgan	(229)	—

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(続き)
投資明細表
2016年12月31日現在

買通貨	購入総額	売通貨	売却総額	決済日	カウンター・パーティ	未実現利益 ／ (損失) (USD)	投資比率 (%)
GBP hedged share class							
GBP	26,773	CHF	34,154	20/01/2017	J.P. Morgan	(461)	—
GBP	25,506	DKK	225,518	20/01/2017	J.P. Morgan	(436)	—
GBP	99,728	EUR	118,608	20/01/2017	J.P. Morgan	(1,699)	—
GBP	66,543	JPY	9,758,714	20/01/2017	J.P. Morgan	(1,243)	—
GBP	613,897	USD	762,875	20/01/2017	J.P. Morgan	(2,227)	—
SGD hedged share class							
SGD	7,689	CHF	5,455	20/01/2017	J.P. Morgan	(49)	—
SGD	7,325	DKK	36,014	20/01/2017	J.P. Morgan	(46)	—
SGD	28,639	EUR	18,955	20/01/2017	J.P. Morgan	(193)	—
SGD	19,109	JPY	1,558,555	20/01/2017	J.P. Morgan	(137)	—
ヘッジ・シェアクラスの先物為替予約の未実現損						(14,748)	—
先物為替予約の未実現損合計						(18,620)	—
先物為替予約の未実現損益総額						275,798	0.03

国名はCIF Annual Report原本に基づき投資国を表示している。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(続き)

純資産価額計算書

2016 年 12 月 31 日現在

(USD)

資産	
投資有価証券(時価)(注記 2b)	837,816,958
TBA 取引に係る投資有価証券(時価)(注記 2f)	—
銀行預金	14,484,767
投資証券引受に係る未収入金	11,534,731
未収配当金および未収利息(源泉徴収税額控除後)(注記 2d,5b)	1,034,597
前払費用およびその他未収入金	506,058
ヘッジ・エクイバレント・クラスの為替予約取引に係る未実現益(注記 7)	146,812
投資有価証券売却に係る未収入金	135,573
先物為替予約取引に係る未実現益(注記 6)	128,986
スワップ取引に係る未実現益(注記 8,9)	—
TBA 取引に係る未収入金(注記 2f)	—
先物為替予約取引に係る未収入金	—
資産合計	865,788,482
負債	
投資有価証券買入に係る未払金	11,308,839
TBA 取引に係る未払金(注記 2f)	—
未払費用およびその他未払金	226,994
未払運用報酬(注記 3a)	249,531
投資証券買戻に係る未払金	31,852
ヘッジ・エクイバレント・クラスの為替予約取引に係る未実現損(注記 7)	—
当座貸越 ¹	—
先物為替予約取引に係る未実現損(注記 6)	—
先物為替予約取引に係る未払金	—
負債合計	11,817,216
純資産合計	853,971,266
投資簿価金額	825,920,015

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

¹ 当座貸越は会計通貨の決済時に、利用可能な現金が準備されていないことで生じ得る。当ファンドは、通常、JP モルガン流動性ファンドが保有する現金で十分にカバーされており、この当座貸越残高とは、基準日における正味現金や保有している現金の計上遅延によるものである。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX) (続き)
 損益および純資産変動計算書
 2016 年 12 月 31 日現在

(USD)

収益 (注記 2d)

受取配当金 (源泉徴収税額控除後) (注記 5b)	6,072,419
債券および転換社債に係る利息 (源泉徴収税額控除後) (注記 5b)	92,854
その他収益 (注記 5b)	—
銀行預金利息	17
収益小計	6,165,290

費用

運用報酬 (注記 3a)	1,853,984
管理手数料 (注記 3b)	335,858
専門家サービス	311,494
年次税 (注記 5a)	144,141
デポジタリー・カस्टディ費用およびファンド管理手数料(注記 3b)	90,252
印刷費用	54,799
その他費用	46,552
スワップ取引 (注記 8、9)	—
費用小計	2,837,080

費用の払戻し (注記 3d)	402,588
投資純利益／(損失) (a)	3,730,798

実現純利益／(損失)	
投資有価証券の売却取引に係る実現純(損)益 (注記 2e)	(3,510,440)
為替取引に係る実現純(損)益 (注記 2c)	(1,182,673)
スワップ取引に係る実現純(損)益 (注記 8)	—
当期実現純利益／(損失) (b)	(4,693,113)

未実現評価利益／(損失)の増減	
投資有価証券に係る未実現評価(損)益の増減	12,558,523
為替取引に係る未実現評価(損)益の増減 (注記 2c)	263,405
当期未実現評価利益／(損失)の増減:(c)	12,821,928

当期損益 (a+b+c)	11,859,613
配当金の分配 (注記 4)	(232,331)

当期投資証券の差引増減額	684,308,086
期首純資産総額	158,035,898
期末純資産総額	853,971,266

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(続き)
投資証券口数変動計算書
2016 年 12 月 31 日現在

クラスA4		クラスBh-SGD	
期首投資証券口数	663,026	期首投資証券口数	9,992
引受投資証券口数	508,669	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	(3,696)	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	1,167,999	期末投資証券口数	9,992
クラスA7		クラスC	
期首投資証券口数	—	期首投資証券口数	4,350,685
引受投資証券口数	11,786,110	引受投資証券口数	31,367,890
買戻し投資証券口数	(139,807)	買戻し投資証券口数	(111,021)
期末投資証券口数	11,646,303	期末投資証券口数	35,607,554
クラスB		クラスCad	
期首投資証券口数	377,373	期首投資証券口数	105,108
引受投資証券口数	1,499,374	引受投資証券口数	3,010,756
買戻し投資証券口数	(434,493)	買戻し投資証券口数	(346)
期末投資証券口数	1,442,254	期末投資証券口数	3,115,518
クラスBd		クラスCadH-AUD	
期首投資証券口数	5,000	期首投資証券口数	50,324
引受投資証券口数	1,449	引受投資証券口数	2,307
買戻し投資証券口数	—	買戻し投資証券口数	(194)
期末投資証券口数	6,449	期末投資証券口数	52,437
クラスBgd		クラスN	
期首投資証券口数	5,000	期首投資証券口数	—
引受投資証券口数	1,350	引受投資証券口数	112,377
買戻し投資証券口数	—	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	6,350	期末投資証券口数	112,377
クラスBh-CHF		クラスT	
期首投資証券口数	10,008	期首投資証券口数	6,047
引受投資証券口数	—	引受投資証券口数	20,337
買戻し投資証券口数	—	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	10,008	期末投資証券口数	26,384
クラスBh-EUR		クラスTgd	
期首投資証券口数	14,239	期首投資証券口数	5,000
引受投資証券口数	2,743,552	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	(978,347)	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	1,779,444	期末投資証券口数	5,000
クラスBh-GBP		クラスTgdH-EUR	
期首投資証券口数	9,969	期首投資証券口数	10,039
引受投資証券口数	—	引受投資証券口数	5,959
買戻し投資証券口数	—	買戻し投資証券口数	(5,959)
期末投資証券口数	9,969	期末投資証券口数	10,039

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(続き)
投資証券口数変動計算書
2016年12月31日現在

クラスクラスTh-EUR		クラスZL	
期首投資証券口数	10,039	期首投資証券口数	4,951
引受投資証券口数	8,833	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	(1,311)	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	17,561	期末投資証券口数	4,951
クラスZ		クラスZLd	
期首投資証券口数	9,905,561	期首投資証券口数	10,201
引受投資証券口数	5,860,241	引受投資証券口数	22,034,743
買戻し投資証券口数	(7,762,146)	買戻し投資証券口数	(1,162,179)
期末投資証券口数	8,003,656	期末投資証券口数	20,882,765
クラスZd		クラスZLgd	
期首投資証券口数	267,320	期首投資証券口数	4,951
引受投資証券口数	389,534	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	(124,309)	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	532,545	期末投資証券口数	4,951
クラスZgd		クラスZLh-CHF	
期首投資証券口数	5,000	期首投資証券口数	9,805
引受投資証券口数	—	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	—	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	5,000	期末投資証券口数	9,805
クラスZh-CHF		クラスZLh-EUR	
期首投資証券口数	10,008	期首投資証券口数	9,861
引受投資証券口数	20,016	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	(144)	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	29,880	期末投資証券口数	9,861
クラスZh-EUR		クラスZLh-GBP	
期首投資証券口数	51,792	期首投資証券口数	9,915
引受投資証券口数	305,933	引受投資証券口数	—
買戻し投資証券口数	(7,479)	買戻し投資証券口数	—
期末投資証券口数	350,246	期末投資証券口数	9,915
クラスZh-GBP		期末投資証券口数 総合計	
期首投資証券口数	19,227	85,010,361	
引受投資証券口数	111,929		
買戻し投資証券口数	—		
期末投資証券口数	131,156		
クラスZh-SGD			
期首投資証券口数	9,992		
引受投資証券口数	—		
買戻し投資証券口数	—		
期末投資証券口数	9,992		

キャピタル・インターナショナル・ファンド
財務書類に関する注記
2016 年 12 月 31 日現在

1) キャピタル・インターナショナル・ファンド(以下「CIF」という。)の概要

a. 法制

CIF は、ルクセンブルク籍外国投資法人の投資証券(Societe d'Investissement a Capital Variable (以下「SICAV」という。))であり、2010 年 12 月 17 日付ルクセンブルク法第 1 部にに基づき UCITS として設立された。
また、2013 年 2 月 1 日から、CIF は自らが管理会社となる SICAV より、キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・S.a.r.l (以下「管理会社」という。)という名称のマネジメントカンパニーが管理会社となる SICAV へ変更となった。
尚、運営は 1969 年 12 月 30 日より開始されている。

b. ファンド

CIF はアンプレラ形式を採用しており、現在以下のファンド(以下「ファンド」という。)で構成されている。

キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・ジャパン・エクイティ・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・アジア・パシフィック(除く日本)・エクイティ・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)
キャピタル・グループ・グローバル・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・ヨーロッパ・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)
キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)
キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー(LUX)(設定日 2016 年 4 月 1 日)
キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ(LUX)(設定日 2016 年 6 月 17 日)
キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(設定日 2016 年 10 月 28 日)
キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド(設定日 2016 年 10 月 13 日)

2016 年 1 月 25 日付で、キャピタル・グループ・ユーロ・クレジット・ファンド(LUX)はキャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)に名称変更された。

2016 年 3 月 31 日付で、キャピタル・インターナショナル・ポートフォリオ 2-キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー(LUX)は定款第 26 条および目論見書に従い、キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー(LUX)へ統合された。

2016 年 6 月 17 日付で、キャピタル・グループ・US・グロース・アンド・インカム・ファンド(LUX)はキャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ(LUX)に統合された。

c. 投資証券クラスおよび通貨

各ファンドは、A、A2、A4、A7、A9、A11、B、C、N、T、X、Z、ZLのクラスに分かれる。また、いくつかのクラスはエクイバレント・クラスにさらに分かれる。

純資産価額の発表、投資証券の取引の申込および報告書の作成は各支払通貨で行なわれている。ただし、ヘッジ・エクイバレント・クラス、分配型ヘッジ・エクイバレント・クラスに関しては特定通貨のみ。当期末時点に残高のある全てのクラスを開示している。また、残高のある全てのクラス並びに可能な支払通貨については管理会社のホームページ thecapitalgroup.com/emea より入手可能となっている。

ファンドの会計通貨(財務会計用の通貨であり、基準通貨とは異なることもある)は、米ドルであるキャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド、キャピタル・グループ・グローバル・アブソリュート・インカム・グロワー、キャピタル・グループ・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド、およびキャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンドを除き、ユーロである。基準通貨はファンドが投資目的に保有する現金の通貨である。

連結純資産価額計算書、並びに連結損益および純資産変動計算書は、各サブ・ファンドの純資産価額計算書、並びに損益および純資産変動計算書を、2016 年 12 月 31 日現在の為替レートで会計通貨に換算し合計したものである。

d. 配当方針

・クラスA、A2、A4、A7、A9、A11、B、C、N、T、X、Z、ZL並びにヘッジ・エクイバレント・クラスは、現在配当金の分配を行なわないクラスである。

・分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラスは、取締役会により配当金を分配するよう推奨されているクラスである。

“d” または “dh” 表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス
配当金は、一般に純投資収益(源泉徴収税額および費用を控除した後の投資収益)相当である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

“gd” または “gdh” 表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス
配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額控除後、但し費用控除前の投資収益)の実質相当部分である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

“ad” または “adh” 表示のある分配型エクイバレント・クラス、並びに分配型ヘッジ・エクイバレント・クラス
配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額および費用を控除した後の投資収益)および各クラスの為替取引にかかる実現損益相当額である。特定のクラスはいかなる計算期間においても純投資収益が小額あるいは発生しない場合には分配を行なわないことがある。

“fd” 表示のある分配型エクイバレント・クラス
配当金は、一般に総投資収益(源泉徴収税額控除後、但し費用控除前の投資収益)の実質相当部分であり、取締役会により毎月分配するよう推奨されているクラスである。配当金は、純投資収益を超過して分配することがある。また、元本の一部からも分配を行うことがある。

詳細については、財務書類に関する注記 4 に開示している。

e. 会計年度

CIF の会計年度は1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2) 重要な会計方針

a. 基本事項

当財務書類は、定款、目論見書、およびルクセンブルク法の規定、市場慣行および規制上の要件に準拠して作成されている。

b. 投資有価証券の評価

- i 下記(v)に該当する場合を除き、公的な証券取引所に上場している有価証券またはその他の規制のある市場で取引されている有価証券は、ファンドの純資産計算日における各有価証券の主要取引市場で発表される直近の相場もしくはその時点で入手可能な価格、または取締役会が承認した価格情報会社より提供される直近の相場もしくはその時点で入手可能な価格を用いて評価される。また、その他の有価証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格情報会社から提供された価格、もしくは同等の利回り相当額により評価される。
- ii UCITS、あるいは UCIs として発行されている有価証券は、適用する純資産価額計算日において入手し得る直近の基準価額で評価されるが、当該有価証券が上場されている場合には上記の項目(i)に従って評価される場合がある。
- iii 短期金融市場商品は、額面に経過利息を加算した額、または取締役会により承認された手続きに従い誠実に決定された公正な価値で評価されることが保証される場合には償却原価法を使用して評価される。
- iv OTC デリバティブの清算価格は取締役会により承認された清算機関からの情報に基づいて決定されることとする。
- v 上記(i)から(iv)に記述した価格情報元からの適正な時価提供が間に合わない場合、または純資産価額算出前に発生した事象により、上記(i)に準じて評価されたポートフォリオの評価精度が著しく影響される場合は、取締役会において、またはその指示により決定された理論価格で評価を行う。係る理論価格の適用は、より適正な純資産額の評価を行い、また結果として起こりうる短期転売を目的とする投資家による潜在的な裁定機会を排除、あるいは大幅に軽減することを意図している。

c. 外貨

ユーロ以外の通貨建て資産および負債は、2016年12月31日現在の為替レートでユーロに換算されている。また、ユーロ以外の通貨での期中取引は、取引時の為替レートでユーロに換算されている。2015年12月31日から2016年12月31日までの期間の、未決済の先物為替予約並びにその他資産および負債に係る未実現純利益または損失の変動は、「為替取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。当期中に満期となった先物為替予約を含め、為替に係る実現純利益または損失は、「為替取引に係る実現純(損)益」に開示されている。

2016年12月31日の適用為替レートは 1.055019966 米ドル/ユーロ、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)は 1.052649984 米ドル/ユーロが適用された。

d. 収益

配当金は、当該有価証券の配当落ち日に計上され、受取利息は日割計算で計上されている。2016年1月1日より、転換社債、減債基金付社債、減債基金付コーラブル債、インデックス連動債、インフレ連動債、利付債、ユニタイズド・ボンドのプレミアムおよびディスカウントは実効金利法で償却される。その他の確定利付証券のプレミアムおよびディスカウントは引き続き定額法で償却される。

e. 投資有価証券の売却に係る実現利益または損失

投資有価証券の売却に係る実現利益または損失は平均取得原価に基づき算出されている。2016 年1月1日付けで確定利付証券の売却による利益および損失の計算方法を平均取得原価法から先入先出法に変更した。

f. モーゲージ証券-To Be Announced 取引(TBA 取引)

TBA 契約はファニー・メイ、フレディ・マック、ジニー・メイなどが発行するエージェンシー・モーゲージ・パススルー証券の先渡契約である。受渡しされる特定証券(特定のモーゲージ・プール)は約定日には明らかにされておらず、受渡日の2日前に通知される。しかし、受渡しされる証券は、額面金額、クーポン・レート、満期など「グッド・デリバリー」という業界基準を満たさなければならない。TBA 取引は証券業・金融市場協会が発表するカレンダーに基づいて毎月一度、受渡しが行われる。

TBA ポジションは投資明細表に開示されている。TBA 取引により購入した債券は決済が完了するまでは購入代金は未払金に相当し、純資産価額計算書の「TBA 取引に係る未払金」に開示されている。

投資明細表のネガティブ・ポジションはファンドの TBA 取引の売り約定が反映されている。その約定が決済されるまでは未収入金に相当し、「TBA 取引に係る未収入金」に開示されている。

TBA 取引に係る実現損益および未実現評価額(償却額)の増減は「投資有価証券の売却取引に係る実現純(損)益」および「投資有価証券に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

g. スイング・プライシング調整

ファンドは大口設定、解約、移管によって純資産価額が希薄化する。その希薄化はキャッシュの流出入に対応するため、証券売買時に発生する発注・その他のコストが正しく反映されていない純資産価額にて売買する投資家によって生じる。その希薄化の影響を排除するため、評価基準にスイング・プライシングの方針を採用する。ファンド基準日における設定または解約額の総額があらかじめ決められた純資産価額の一定割合を超えた場合、キャッシュの流出入に伴い、インベストメント・アドバイザーが行う証券売買にかかるコストを反映させるため、純資産価額は上方または下方修正される。

純資産価額のスイング・プライシング調整は事前に定義されたファクターに基づいて系統的に一貫して適用される。価額調整はファンドによって異なるが通常、元の純資産価額の 2%を超えない。投資家の利益を保護するために、特定のファンドにおいて純資産価額のスイング・プライシング調整を保留したり、特別な状況において価額調整限度額を大きくすることもある。価額調整については純資産価額とともに管理会社のホームページ [thecapitalgroup.com /emea](http://thecapitalgroup.com/emea) にて公開されている。現状の取引やコストを反映するため、管理会社およびそのコンダクティング・オフィサーが継続して見直しを行い、価額調整ファクターは定期的に再評価される。

3) 費用

a. 運用報酬

CIF は、以下に指定された年率で運用報酬を支出している。この報酬は販売会社、管理会社およびその他の仲介業者による投資家に対するサービスまたは投資関連の類似サービスの手数料として支払われている。

投資証券クラス

	A, エクイバ レント・クラス	A2, エクイバ レント・クラス	A4, エクイバ レント・クラス	A7, エクイバ レント・クラス	A9, エクイバ レント・クラス	A11, エクイバ レント・クラス	B, エクイバ レント・クラス	C, エクイバ レント・クラス ²	N, エクイバ レント・クラス	T, エクイバ レント・クラス	X, エクイバ レント・クラス	Z, エクイバ レント・クラス	ZL, エクイバ レント・クラス
キャピタル・グループ・ニュー パースペクティブ・ファンド (LUX)	— ¹	— ¹	0.70%	0.55%	0.475%	0.43%	1.50%	—	2.15%	1.75%	— ¹	0.65%	0.60%

¹ 無効なシェア・クラス。

² クラスC、並びにエクイバレント・クラスへの投資は、運用報酬に関する個別契約の締結が必須となる。

b. デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料

ファンドは、デポジタリー、カストディアンおよび管理会社として J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.を任命している。デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料はファンドの総資産に応じて異なるほか、カストディ費用はポートフォリオの国別構成比に応じて異なる。

CIF は以下の年間実効料率にてカストディ・デポジタリー費用およびファンド管理手数料を支出した。なお、料率は期中平均純資産額に基づいて算出されている。

	デポジタリー・カストディ費用	ファンドの管理手数料
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド (LUX)	0.02%	0.08%

c. 関係会社との取引

損益および純資産変動計算書上の「専門家サービス」は、2016 年 12 月 31 日で終了する年度に受けた管理サービス料として管理会社から請求された総額 819,148 ユーロを含む。

d. 費用の払戻し

各投資証券クラスはあらゆるタイプの投資家のニーズに対応するべく設計されており、投資収益の一部として反映される総費用率は各クラスで異なっている。投資証券クラス間の違いについては、CIF の目論見書に、より詳細に説明されており、ホームページ thecapitalgroup.com/emea より入手可能となっている。

各ファンドの総費用率(運用報酬を除く)は、管理会社が設定した以下の基準値を上回らないように運営が行なわれている。

- ・ 年率0.06% - クラスA、A2、A4、A7、A9並びに各エクイバレント・クラス
- ・ 年率0.39% - クラスB、T、N、X並びに各エクイバレント・クラス
- ・ 年率0.15% - 以下のファンドにおけるクラスC、Z、ZL並びに各エクイバレント・クラス
キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド(LUX)を除く全てのファンド
- ・ 年率0.10% - 以下のファンドにおけるクラスC、Z並びに各エクイバレント・クラス
キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド(LUX)
- ・ 年率0.00%- キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)のクラスCad並びに各エクイバレント・クラス

2016 年 12 月 31 日現在、ファンドで日々発生し、管理会社 によって払戻される金額の合計は以下に示すとおりである。また、この払戻に係る方針は管理会社の決定により随時変更または取り下げることができる。

(USD)

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)	402,588

4) 配当金の分配

配当方針の詳細は、財務書類に関する注記の 1)dに記載がある。

2016 年 12 月 31 日に発表された配当額は以下のとおりである。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

	権利落ち日 2016 年 1 月 4 日	権利落ち日 2016 年 4 月 1 日	権利落ち日 2016 年 7 月 1 日	権利落ち日 2016 年 10 月 3 日
	支払日 2016 年 1 月 19 日	支払日 2016 年 4 月 15 日	支払日 2016 年 7 月 15 日	支払日 2016 年 10 月 17 日
	投資証券1口当たり 配当金(USD)	投資証券1口当たり 配当金(USD)	投資証券1口当たり 配当金(USD)	投資証券1口当たり 配当金(USD)
クラス Bd	—	—	—	—
クラス Bgd	0.0180	0.0378	0.0476	0.0314
クラス Cad ¹	0.0079	0.0298	0.0418	0.0214
クラス Cadh-AUD ¹	—	0.2501	—	0.2546
クラス Tgd	0.0180	0.0378	0.0475	0.0313
クラス Tgdh-EUR	0.0178	0.0381	0.0484	0.0316
クラス Zd	0.0003	—	—	—
クラス Zgd	0.0180	0.0379	0.0479	0.0316
クラス ZLd	0.0041	—	—	—
クラス ZLgd	0.0100	0.0379	0.0479	0.0317

配当無しは“—”として表示している。

¹ クラス Cad および Cadh-AUD の支払日は、2016 年 1 月 15 日、2016 年 4 月 14 日、2016 年 7 月 14 日(権利落ちは2016 年 6 月 30 日)、2016 年 10 月 17 日

5) 税金

a. 年次税

ルクセンブルクにおいて、CIF は、各ファンドの各投資証券クラスの純資産総額に対して課される年率 0.05%のみが年次税として徴収される。しかし、機関投資家専用の投資証券クラスについては、ルクセンブルクの法律で規定されるように、年率 0.01%の軽減税率が2016 年 12 月 31 日決算のクラスA、A2、A4、A7、A9、C、並びに各エクイバレント・クラスに適用された。この軽減税率の適用が今後否認されないという保証はなく、また一度適用されたことが将来にわたる継続を保証するものではない。年次税は日割で計上され、四半期ごとに支払われ、四半期末の各クラスの純資産総額を基に算定されている。

b. 外国税額

有価証券に係るキャピタル・ゲインおよびインカム収益は、それぞれキャピタル・ゲイン税と源泉徴収税が課せられる。CIF はそのような税金の全額還付を見込んではいないが、ルクセンブルクと各国との租税条約に定める制限税率に従い、源泉徴収税の一部が還付される可能性がある。

CIF の方針において、源泉徴収税および各国のキャピタル・ゲイン税に関する重要な潜在的負債については未払計上を行っている。

一定条件の下、CIF は、適用される租税措置において申請価値があると見なした場合は、各国の税務当局へ還付申請を行うことがある。これらの申請は性質として複雑であり、各地域の手続規定および判例法が適用される。

不確実性が見込まれた場合、ルクセンブルクで適用される会計原則に従い、CIF は見込みでの税還付を未収計上しない。還付が確定すると、源泉徴収税やキャピタルゲイン税還付金は確定通知に基づき「その他収益」、あるいは「投資有価証券の売却取引に係る実現純益」として計上される。

2016 年 12 月 31 日に終了した会計年度において、ファンドに返済された合計額は以下のとおりである。

	(USD)
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)	0

6) 先物為替予約

最適な通貨配分を達成する事を目的として、ファンドは、特定通貨の貨幣価値が下落するリスクを低減する為、先物為替予約を締結する。ファンドは、財務書類に関する注記 7 に記述されているヘッジ・エクイバレント・クラスの場合を除き、体系的にどの通貨に対しても通貨エクスポージャーをヘッジする事を意図しない。

先物為替予約は、報告日現在の先物為替レートに基づき評価され、その結果生じた未実現利益または損失の純変動は損益および純資産変動計算書に含まれている。

7) ヘッジ・エクイバレント・クラス

分配型を含む各ヘッジ・エクイバレント・クラスは、特定通貨以外のエクスポージャーを制限することを目的として、各ファンドのヘッジ・エクイバレント・クラスに対する資産の大部分において、J.P. Morgan Chase Bank, N.A. が為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジの運営を行っている。

該当クラスの資金移動や純資産額の変動が小さい場合には、その都度、為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジの調整が行なわれない場合がある。為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジは、為替変動のエクスポージャーを完全に排除するものではなく、また該当の通貨に流動性がない場合や、他通貨と密に連動している場合などは、代替ヘッジでの運営を行う場合もある。各ヘッジ・エクイバレント・クラスのリターンが、その他の各クラスのリターンより徐々に大きく乖離していく可能性があり、また為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジ運用によって、ポートフォリオの通貨分散から期待する運用利益が減少する可能性がある点について、受益者は留意する必要がある。(ファンドのポートフォリオレベルで実施されるヘッジの一部オフセット取引を含む)

為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジに係る費用、およびヘッジ取引から生じる損益は、各ヘッジ・エクイバレント・クラスに限り負担する。

これらのクラスは” h” およびヘッジされている通貨が記載されている。

実際の為替オーバーレイ パッシブ・ヘッジの運用方法は各ファンドにより異なる。

8) クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・ポートフォリオへのエクスポージャーを分散するため、またはクレジット・リスクをヘッジするため、クレジット・デフォルト・スワップ・インデックス(CDXs)に投資することがある。CDX はハイ・イールド債など似た特性のクレジット・デフォルト・スワップで構成されている。一般的な CDX 取引ではプロテクションの買い手がプロテクションの売り手に契約に従って定期的に支払を行う。特定の参照債務にデフォルトや債務の再構築などのクレジット・イベントが発生した場合、プロテクションの売り手はプロテクションの買い手にそのクレジットの損失を支払わなければならない。ファンドはプロテクションの買い手または売り手として CDX 取引に参加する。

未実現損益は純資産価額計算書の「スワップ取引に係る未実現(損)益」に開示されている。実現損益および手数料は損益および純資産変動計算書の「スワップ取引に係る実現純(損)益」および「スワップ取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

9) 金利スワップ

金利スワップは、通常交換されずに計算根拠の役割を果たす想定元本に基づいて一定期間の金利(通常は固定金利と変動金利)を交換する事を当事者間で合意する双務契約である。

金利スワップは NAV 算出日毎に時価評価される。時価は契約に基づきプライシング・エージェント、マーケット・メイカーまたは内部モデルによって評価される。未実現損益は純資産価額計算書の「スワップ取引に係る未実現(損)益」に開示されている。実現損益および手数料は損益および純資産変動計算書の「スワップ取引に係る実現純(損)益」および「スワップ取引に係る未実現評価(損)益の増減」に開示されている。

10) リスクエクスポージャーの算出方法

金融派生商品の利用に起因する海外エクスポージャーの算出方法は、全てのファンドにおいて CSSF 通達 11/512 に基づきコミットメント法を採用している。

11) 取引費用

取引費用は、有価証券および派生商品の取引に関連して発生した費用である。当該費用は、印紙税、諸税、売買委託手数料から成り、投資簿価の一部として記帳される。

2016 年 12 月 31 日に終了した会計年度における、当該費用は次のとおりである。

	(USD)
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)	745,225

固定利付商品の取引については、売買委託手数料は別途発生しない。当該取引の費用は、”マークアップ”として知られ、取引価格に含まれる。この為、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・ボンド・ファンド(LUX)、キャピタル・グループ・ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)およびキャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド(LUX)については、該当する開示情報はない。

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

「キャピタル世界株式マザーファンド」の投資対象である「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド(「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」)は、三菱UFJ国際投信株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日(平成19年9月26日)より各計算期間の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は平成28年7月23日から平成29年7月24日までとなっております。ただし、同マザーファンド(「日本短期債券マザーファンド」)は当該監査の対象ではありません。

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

(有価証券明細表)

(平成29年7月24日現在)

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面(千円)	評価額	
						単価(円)	評価金額 (円)
日本	第284回信金中金債	0.4	2018/7/27	特殊債券	100,000	100.388	100,388,000
日本	第41回東日本高速道路	0.005	2019/6/20	特殊債券	100,000	99.979	99,979,000
日本	第16回フランス相互信用連合銀行 円貨社債(2015)	0.269	2018/10/15	社債券	100,000	100.148	100,148,000
日本	第1回ロイズ・バンキング・グルー プ・ピーエルシー円貨社債(2016)	0.615	2021/12/15	社債券	100,000	100.899	100,899,000
日本	第9回モルガン・スタンレー円貨社 債(2014)	0.557	2018/5/22	社債券	100,000	100.318	100,318,000
日本	第19回ルノー円貨社債(2017)	0.36	2020/7/6	社債券	100,000	100.008	100,008,000
日本	第11回現代キャピタル・サービシ ズ・インク円貨社債(2015)	0.52	2017/10/30	社債券	100,000	100.023	100,023,000
日本	第1回ソシエテ・ジェネラル非上位 円貨社債(2017)	0.448	2022/5/26	社債券	100,000	100.327	100,327,000
日本	第316回北海道電力	1.164	2020/6/25	社債券	100,000	102.89	102,890,000
日本	第10回大和ハウス工業(特定社債 間限定同順位特約付)	0.001	2020/2/28	社債券	100,000	99.769	99,769,000
日本	第9回アサヒグループホールディ ングス(特定社債間限定同順位特約 付)	0.08	2020/6/12	社債券	100,000	99.885	99,885,000
日本	第4回富士フイルムホールディン グス(社債間限定同順位特約付)	0.005	2020/3/3	社債券	100,000	99.675	99,675,000
日本	第50回日本電気(社債間限定同 順位特約付)	0.29	2022/6/15	社債券	100,000	99.928	99,928,000
日本	第31回ソニー	0.23	2021/9/17	社債券	100,000	99.815	99,815,000
日本	第1回A号明治安田生命2012基 金特定目的会社	0.85	2017/8/9	社債券	100,000	100.03	100,030,000
日本	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特 約付)	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	104.711	104,711,000
日本	第6回りそな銀行(劣後特約付)	2.084	2020/3/4	社債券	100,000	104.853	104,853,000

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面(千円)	評価額	
						単価(円)	評価金額 (円)
日本	第 23 回三井住友銀行(劣後特約付)	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	104.745	104,745,000
日本	第 38 回日産フィナンシャルサービス(社債間限定同順位特約付)	0.001	2019/6/20	社債券	100,000	99.593	99,593,000
日本	第 67 回アコム(特定社債間限定同順位特約付)	0.5	2019/6/6	社債券	100,000	100.315	100,315,000
日本	第 43 回野村ホールディングス	0.454	2019/2/25	社債券	100,000	100.505	100,505,000
日本	第 1 回ファーストリテイリング(特定社債間限定同順位特約付)	0.11	2018/12/18	社債券	100,000	99.921	99,921,000
合 計					2,200,000		2,218,725,000

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

キャピタル世界株式ファンドVA(適格機関投資家用)

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	1,287,967,885円
II 負債総額	27,196,055円
III 純資産総額(I - II)	1,260,771,830円
IV 発行済口数	1,041,756,814口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.2102円

【参考情報】キャピタル世界株式マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	107,049,861,606円
II 負債総額	55,660,000円
III 純資産総額(I - II)	106,994,201,606円
IV 発行済口数	75,991,550,095口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.4080円

【参考情報】日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

平成 30 年 1 月 24 日現在

I 資産総額	161,076,486円
II 負債総額	112,189円
III 純資産総額(I - II)	160,964,297円
IV 発行済口数	152,692,019口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0542円

(注) 当該情報は委託会社が入手可能な直近日(平成 30 年 1 月 24 日)現在の情報です。

3. 設定及び解約の実績

下記期間中の設定および解約の実績ならびに当該期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第 1 期	平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 8 月 21 日	787,339,150	250,759,968	536,579,182
第 2 中間計算期間末	平成 29 年 8 月 22 日～平成 30 年 2 月 21 日	197,169,198	83,734,618	650,013,762

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

特別勘定の名称：新興国株式型

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成21年11月30日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

平成28年5月31日 「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>」からエマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>」に名称変更

2. マザーファンドの沿革

エマージング株式インデックス・マザーファンド

平成21年3月17日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

平成28年5月31日 「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド」から「エマージング株式インデックス・マザーファンド」に名称変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第 8 期計算期間(平成 28 年 11 月 16 日から平成 29 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

大畑 成

当監査法人は、エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の平成28年11月16日から平成29年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の平成29年11月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

(単位:円)

区 分	注記 番号	第 7 期 (平成 28 年 11 月 15 日現在)	第 8 期 (平成 29 年 11 月 15 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,094	—
コール・ローン		1,804,110	5,374,794
親投資信託受益証券		849,352,412	2,412,214,783
流動資産合計		851,157,616	2,417,589,577
資産合計		851,157,616	2,417,589,577
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		7,983,615	33,541,914
未払受託者報酬		103,231	317,412
未払委託者報酬		1,617,243	4,972,742
未払利息		5	13
その他未払費用		49,350	169,508
流動負債合計		9,753,444	39,001,589
負債合計		9,753,444	39,001,589
純資産の部			
元本等			
元本	1	725,783,201	1,458,344,111
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		115,620,971	920,243,877
(分配準備積立金)		(76,635)	(450,408,128)
元本等合計		841,404,172	2,378,587,988
純資産合計		841,404,172	2,378,587,988
負債純資産合計		851,157,616	2,417,589,577

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記 番号	第7期 自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日	第8期 自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日
		金 額	金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		△2,681,762	519,477,371
営業収益合計		△2,681,762	519,477,371
営業費用			
支払利息		286	1,650
受託者報酬		148,417	508,834
委託者報酬		2,325,073	7,971,624
その他費用		49,372	169,537
営業費用合計		2,523,148	8,651,645
営業利益又は営業損失(△)		△5,204,910	510,825,726
経常利益又は経常損失(△)		△5,204,910	510,825,726

当期純利益又は当期純損失(△)		△5,204,910	510,825,726
期首剰余金又は期首欠損金(△)		37,847,595	115,620,971
剰余金増加額又は欠損金減少額		90,961,901	327,339,094
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		90,961,901	327,339,094
分配金	1	7,983,615	33,541,914
期末剰余金又は期末欠損金(△)		115,620,971	920,243,877

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 7 期 (平成 28 年 11 月 15 日現在)	第 8 期 (平成 29 年 11 月 15 日現在)
1 期首元本額	134,645,101 円	725,783,201 円
期中追加設定元本額	591,138,100 円	732,560,910 円
期中一部解約元本額	— 円	— 円
2 受益権の総数	725,783,201 口	1,458,344,111 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 7 期 自 平成 27 年 11 月 17 日 至 平成 28 年 11 月 15 日	第 8 期 自 平成 28 年 11 月 16 日 至 平成 29 年 11 月 15 日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,613,713 円)、収益調整金(653,048,567 円)及び分配準備積立金(301,380 円)より分配対象収益は 660,963,660 円(1 万口当たり 9,106 円)であり、うち 7,983,615 円(1 万口当たり 110 円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(32,902,251 円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(450,971,156 円)、収益調整金(1,315,991,071 円)及び分配準備積立金(76,635 円)より分配対象収益は 1,799,941,113 円(1 万口当たり 12,342 円)であり、うち 33,541,914 円(1 万口当たり 230 円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォー

	マンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 7 期 (平成 28 年 11 月 15 日現在)	第 8 期 (平成 29 年 11 月 15 日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	第 7 期 (平成 28 年 11 月 15 日現在)	第 8 期 (平成 29 年 11 月 15 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	△2,658,859	519,487,356
合計	△2,658,859	519,487,356

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 平成 27 年 11 月 17 日 至 平成 28 年 11 月 15 日	第 8 期 自 平成 28 年 11 月 16 日 至 平成 29 年 11 月 15 日
該当する事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期 (平成28年11月15日現在)	第8期 (平成29年11月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1593 円 (11,593 円)	1.6310 円 (16,310 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成29年11月15日現在

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファン ド	862,922,939	2,412,214,783	
合計		862,922,939	2,412,214,783	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況**エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>**

純資産額計算書(平成30年3月30日現在)

平成30年3月30日現在

I 資産総額	3,618,445,595 円
II 負債総額	6,341,890 円
III 純資産総額(I - II)	3,612,103,705 円
IV 発行済口数	2,253,846,336 口
V 1口当たり純資産総額(III / IV)	1.6026 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成30年3月30日現在)

エマージング株式インデックス・マザーファンド

平成30年3月30日現在

I 資産総額	4,895,996,684 円
II 負債総額	360,452,685 円
III 純資産総額(I - II)	4,535,543,999 円
IV 発行済数量	1,647,847,464 口
V 1口当たり純資産総額(III / IV)	2.7524 円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

(単位:口)

計算期間	項 目	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	〔 自平成21年11月30日 至平成22年11月15日 〕	5,921,949,445	1,412,800,000	4,509,149,445
第2期	〔 自平成22年11月16日 至平成23年11月15日 〕	534,723,977	5,042,873,422	1,000,000
第3期	〔 自平成23年11月16日 至平成24年11月15日 〕	—	—	1,000,000
第4期	〔 自平成24年11月16日 至平成25年11月15日 〕	—	—	1,000,000
第5期	〔 自平成25年11月16日 至平成26年11月17日 〕	—	—	1,000,000
第6期	〔 自平成26年11月18日 至平成27年11月16日 〕	135,035,101	1,390,000	134,645,101
第7期	〔 自平成27年11月17日 至平成28年11月15日 〕	591,138,100	—	725,783,201
第8期	〔 自平成28年11月16日 至平成29年11月15日 〕	732,560,910	—	1,458,344,111

(注 1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注 2) 第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

特別勘定の名称：世界債券プラス型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2009年1月 8日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. マザーファンドの沿革

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2002年5月 9日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2007年1月31日 名称を「アライアンス・グローバル・ボンド・マザーファンド」から「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第10期（平成29年5月2日から平成30年5月1日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

新日本有限責任監査法人
公認会計士 佐藤 隆夫

当監査法人は、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の平成29年5月2日から平成30年5月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の平成30年5月1日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー 3

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (平成29年 5月 1日現在)	第10期 (平成30年 5月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	233,726	33,443
親投資信託受益証券	1,948,454,481	3,048,387,570
未収入金	5,300,000	8,000,000
流動資産合計	1,953,988,207	3,056,421,013
資産合計	1,953,988,207	3,056,421,013
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	461,615	753,957
未払委託者報酬	4,339,083	7,087,186
その他未払費用	54,000	54,000
流動負債合計	4,854,698	7,895,143
負債合計	4,854,698	7,895,143
純資産の部		
元本等		
元本	1,381,092,010	2,115,682,783
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	568,041,499	932,843,087
(分配準備積立金)	83,573,502	82,190,992
元本等合計	1,949,133,509	3,048,525,870
純資産合計	1,949,133,509	3,048,525,870
負債純資産合計	1,953,988,207	3,056,421,013

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第9期 (自 平成28年 5月 3日 至 平成29年 5月 1日)	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
営業収益		
有価証券売買等損益	35,967,323	46,981,956
営業収益合計	35,967,323	46,981,956
営業費用		
支払利息	17	—
受託者報酬	816,371	1,373,012
委託者報酬	8,084,026	12,906,279
その他費用	108,000	108,000
営業費用合計	9,008,414	14,387,291
営業利益又は営業損失 (△)	26,958,909	32,594,665
経常利益又は経常損失 (△)	26,958,909	32,594,665
当期純利益又は当期純損失 (△)	26,958,909	32,594,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額 (△)	1,322,087	680,790
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	313,240,304	568,041,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	243,698,543	345,369,232
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	243,698,543	345,369,232
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,534,170	12,481,519
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,534,170	12,481,519
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	568,041,499	932,843,087

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成29年5月2日から平成30年5月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (平成29年 5月 1日現在)	第10期 (平成30年 5月 1日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,381,092,010口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,115,682,783口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4113円 (10,000口当たり純資産額 14,113円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4409円 (10,000口当たり純資産額 14,409円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 (自 平成28年 5月 3日 至 平成29年 5月 1日)	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第9期 (自 平成28年 5月 3日 至 平成29年 5月 1日)	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成29年 5月 1日現在)	第10期 (平成30年 5月 1日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 (自 平成28年 5月 3日 至 平成29年 5月 1日)	第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第10期 (自 平成29年 5月 2日 至 平成30年 5月 1日)	
該当事項はありません。	

(その他の注記)**1. 元本の移動**

第9期 (平成29年 5月 1日現在)		第10期 (平成30年 5月 1日現在)	
期首元本額	791,420,552円	期首元本額	1,381,092,010円
期中追加設定元本額	626,901,458円	期中追加設定元本額	764,230,773円
期中一部解約元本額	37,230,000円	期中一部解約元本額	29,640,000円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第9期 (平成29年 5月 1日現在)	第10期 (平成30年 5月 1日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	34,516,552	46,103,226
合計	34,516,552	46,103,226

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表**第1. 有価証券明細表**

(1) 株式 (平成30年 5月 1日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成30年 5月 1日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	1,506,641,413	3,048,387,570	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	1,506,641,413	3,048,387,570 100.0%	
合計				3,048,387,570	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー 3

純資産額計算書(平成 30 年 3 月 30 日現在)

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	2,932,800,218 円
II 負債総額	6,397,634 円
III 純資産総額 (I - II)	2,926,402,584 円
IV 発行済口数	2,048,155,961 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1.4288 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 30 年 3 月 30 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	21,940,733,878 円
II 負債総額	501,551,005 円
III 純資産総額 (I - II)	21,439,182,873 円
IV 発行済口数	10,692,158,422 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	2.0051 円

3. 設定及び解約の実績

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー 3

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 1 期計算期間	2009 年 1 月 8 日～2009 年 5 月 1 日	4,385,016	10,236	4,374,780
第 2 期計算期間	2009 年 5 月 2 日～2010 年 5 月 6 日	40,755,474	90,000	45,040,254
第 3 期計算期間	2010 年 5 月 7 日～2011 年 5 月 2 日	36,026,971	860,000	80,207,225
第 4 期計算期間	2011 年 5 月 3 日～2012 年 5 月 1 日	103,958,307	10,540,000	173,625,532
第 5 期計算期間	2012 年 5 月 2 日～2013 年 5 月 1 日	80,251,041	98,420,000	155,456,573
第 6 期計算期間	2013 年 5 月 2 日～2014 年 5 月 1 日	98,587,869	5,590,000	248,454,442
第 7 期計算期間	2014 年 5 月 2 日～2015 年 5 月 1 日	178,238,151	5,060,000	421,632,593
第 8 期計算期間	2015 年 5 月 2 日～2016 年 5 月 2 日	388,217,959	18,430,000	791,420,552
第 9 期計算期間	2016 年 5 月 3 日～2017 年 5 月 1 日	626,901,458	37,230,000	1,381,092,010

(注 1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注 2)第 1 期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

特別勘定の名称：オーストラリア債券型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革
2015年4月10日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始
2. マザーファンドの沿革
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド
2015年4月10日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第3期（平成28年9月6日から平成29年9月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月6日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森重信亮 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮田 八郎 

当監査法人は、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の平成28年9月6日から平成29年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の平成29年9月5日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第2期 (平成28年 9月 5日現在)	第3期 (平成29年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	—	52,500
親投資信託受益証券	1,313,502,071	1,500,353,259
未収入金	4,500,000	5,200,000
流動資産合計	1,318,002,071	1,505,605,759
資産合計	1,318,002,071	1,505,605,759
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	602,969	732,557
未払委託者報酬	3,135,322	3,809,172
その他未払費用	216,000	108,000
流動負債合計	3,954,291	4,649,729
負債合計	3,954,291	4,649,729
純資産の部		
元本等		
元本	1,450,221,782	1,515,819,906
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,174,002	△14,863,876
（分配準備積立金）	52,733,341	85,331,229
元本等合計	1,314,047,780	1,500,956,030
純資産合計	1,314,047,780	1,500,956,030
負債純資産合計	1,318,002,071	1,505,605,759

（2）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第2期 (自 平成27年 9月 8日 至 平成28年 9月 5日)	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	12,031,951	132,415,479
営業収益合計	12,031,951	132,415,479
営業費用		
受託者報酬	602,969	732,557
委託者報酬	3,135,322	3,809,172
その他費用	216,000	108,000
営業費用合計	3,954,291	4,649,729
営業利益又は営業損失（△）	8,077,660	127,765,750
経常利益又は経常損失（△）	8,077,660	127,765,750
当期純利益又は当期純損失（△）	8,077,660	127,765,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（△）	—	24,249,508
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△111,128,019	△136,174,002
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	45,772,008
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	45,772,008
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,123,643	27,978,124
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,123,643	27,978,124
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,174,002	△14,863,876

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成28年9月6日から平成29年9月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (平成28年 9月 5日現在)	第3期 (平成29年 9月 5日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,450,221,782口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,515,819,906口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 136,174,002円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 14,863,876円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9061円 (10,000口当たり純資産額 9,061円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9902円 (10,000口当たり純資産額 9,902円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 (自 平成27年 9月 8日 至 平成28年 9月 5日)	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する ために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する ために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第2期 (自 平成27年 9月 8日 至 平成28年 9月 5日)	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

第2期 (自 平成27年 9月 8日 至 平成28年 9月 5日)	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っています。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第2期 (平成28年 9月 5日現在)	第3期 (平成29年 9月 5日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 (自 平成27年 9月 8日 至 平成28年 9月 5日)	第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第3期 (自 平成28年 9月 6日 至 平成29年 9月 5日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第2期 (平成28年 9月 5日現在)	第3期 (平成29年 9月 5日現在)
期首元本額 1,078,698,139円	期首元本額 1,450,221,782円
期中追加設定元本額 371,523,643円	期中追加設定元本額 572,978,124円
期中一部解約元本額 ー円	期中一部解約元本額 507,380,000円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第2期 (平成28年 9月 5日現在)	第3期 (平成29年 9月 5日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,065,154	107,336,326
合計	12,065,154	107,336,326

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (平成29年 9月 5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成29年 9月 5日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・パースタイン・オーストラリア債券マザーファンド	1,505,320,818	1,500,353,259	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	1,505,320,818	1,500,353,259 100.0%	
	合計			1,500,353,259	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

純資産額計算書(平成30年3月30日現在)

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	1,855,251,326 円
II 負債総額	3,344,305 円
III 純資産総額 (I - II)	1,851,907,021 円
IV 発行済口数	1,969,625,822 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9402 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成30年3月30日現在)

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

平成 30 年 3 月 30 日現在

I 資産総額	1,855,223,036 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	1,855,223,036 円
IV 発行済口数	1,955,767,791 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9486 円

3. 設定及び解約の実績

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期計算期間	2015年4月10日～2015年9月7日	1,080,928,139	2,230,000	1,078,698,139
第2期計算期間	2015年9月8日～2016年9月5日	371,523,643	—	1,450,221,782
第3期計算期間	2016年9月6日～2017年9月5日	572,978,124	507,380,000	1,515,819,906

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

特別勘定の名称：金融市場型

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成 12 年 12 月 21 日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成 15 年 3 月 13 日	業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更

2. マザー・ファンドの沿革

平成 12 年 12 月 21 日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成 15 年 3 月 13 日	業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更
平成 21 年 5 月 29 日	運用の権限の委託に伴う約款変更
平成 23 年 6 月 1 日	委託会社の称号変更に伴う約款変更
平成 24 年 3 月 12 日	運用の指図に関する権限の委託先の名称変更に伴う約款変更
平成 25 年 1 月 4 日	社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行に伴う約款変更
平成 25 年 10 月 1 日	運用委託先のアクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア(シンガポール)リミテッドから アクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア・リミテッド(香港)への変更
平成 28 年 4 月 30 日	運用の権限の委託に係る契約の解除に伴う約款変更
平成 29 年 11 月 30 日	投資対象銘柄の格付けの厳格化及び投資対象銘柄の残存年数の明確化に伴う約款変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第 18 期計算期間(平成 29 年 3 月 11 日から平成 30 年 3 月 12 日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

大 畑 成 子

当監査法人は、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・ブール・ファンド（B）（適格機関投資家私募）の平成29年3月11日から平成30年3月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・ブール・ファンド（B）（適格機関投資家私募）の平成30年3月12日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 17 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 18 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	429,895,990	1,006,321,900
流動資産合計	429,895,990	1,006,321,900
資産合計	429,895,990	1,006,321,900
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	6,228	11,505
未払委託者報酬	74,593	138,806
その他未払費用	486,000	242,384
流動負債合計	566,821	392,695
負債合計	566,821	392,695
純資産の部		
元本等		
元本	419,612,912	983,650,293
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,716,257	22,278,912
(分配準備積立金)	47,981	19,217
元本等合計	429,329,169	1,005,929,205
純資産合計	429,329,169	1,005,929,205
負債純資産合計	429,895,990	1,006,321,900

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 17 期 (自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日)	第 18 期 (自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,491,199	531,830
営業収益合計	1,491,199	531,830
営業費用		
受託者報酬	13,669	19,564
委託者報酬	163,937	235,508
その他費用	486,000	486,000
営業費用合計	663,606	741,072
営業利益又は営業損失(△)	827,593	△209,242
経常利益又は経常損失(△)	827,593	△209,242
当期純利益又は当期純損失(△)	827,593	△209,242
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	829,105	△75,671
期首剰余金又は期首欠損金(△)	10,276,263	9,716,257
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,900,574	26,452,620
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,900,574	26,452,620
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,459,068	13,756,394
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,459,068	13,756,394
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,716,257	22,278,912

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとなっておりますが、平成30年3月10日、11日が休業日のため、当計算期間は平成29年3月11日から平成30年3月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期 (平成29年3月10日現在)	第18期 (平成30年3月12日現在)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	477,713,486 円	419,612,912 円
	期中追加設定元本額	1,063,099,426 円	1,165,847,381 円
	期中一部解約元本額	1,121,200,000 円	601,810,000 円
2.	受益権の総数	419,612,912 口	983,650,293 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 (自 平成28年3月11日 至 平成29年3月10日)		第18期 (自 平成29年3月11日 至 平成30年3月12日)	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	－円	費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	9,668,276 円	収益調整金額	22,295,358 円
分配準備積立金額	47,981 円	分配準備積立金額	19,217 円
当ファンドの分配対象収益額	9,716,257 円	当ファンドの分配対象収益額	22,314,575 円
当ファンドの期末残存口数	419,612,912 口	当ファンドの期末残存口数	983,650,293 口
1 万口当たり収益分配対象額	231.54 円	1 万口当たり収益分配対象額	226.85 円
1 万口当たり分配金額	－円	1 万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円	収益分配金金額	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 17 期 自 平成 28 年 3 月 11 日 至 平成 29 年 3 月 10 日	第 18 期 自 平成 29 年 3 月 11 日 至 平成 30 年 3 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 17 期 平成 29 年 3 月 10 日現在	第 18 期 平成 30 年 3 月 12 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第 17 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 18 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	324,787	438,514
合計	324,787	438,514

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 (平成 29 年 3 月 10 日現在)	第 18 期 (平成 30 年 3 月 12 日現在)
1口当たり純資産額	1.0232 円	1.0226 円
(1万口当たり純資産額)	(10,232 円)	(10,226 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単価:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	967,524,181	1,006,321,900	
親投資信託受益証券 合計		967,524,181	1,006,321,900	
合計		967,524,181	1,006,321,900	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現状

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

【純資産額計算書】

(平成 30 年 3 月末日現在)

I 資産総額	1,005,737,390 円
II 負債総額	16,841,095 円
III 純資産総額 (I - II)	988,896,295 円
IV 発行済数量	967,220,293 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0224 円

(参考)アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉
純資産額計算書

I 資産総額	2,686,845,973 円
II 負債総額	16,804,390 円
III 純資産総額 (I - II)	2,670,041,583 円
IV 発行済数量	2,567,485,040 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0399 円

3. 設定及び解約の実績

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第 1 計算期間	2,039,980,536	-	2,039,980,536
第 2 計算期間	119,808,517	-	2,159,789,053
第 3 計算期間	187,631,229	85,000,000	2,262,420,282
第 4 計算期間	149,758,395	90,000,000	2,322,178,677
第 5 計算期間	381,547,752	220,000,000	2,483,726,429
第 6 計算期間	1,289,195,530	1,430,000,000	2,342,921,959
第 7 計算期間	1,620,817,513	3,440,000,000	523,739,472
第 8 計算期間	1,268,614,076	1,397,000,000	395,353,548
第 9 計算期間	2,227,878,052	2,204,740,000	418,491,600
第 10 計算期間	752,702,823	714,405,039	456,789,384
第 11 計算期間	204,581,500	183,700,000	477,670,884
第 12 計算期間	239,796,800	332,860,747	384,606,937
第 13 計算期間	358,299,400	401,110,000	341,796,337
第 14 計算期間	535,325,482	500,060,000	377,061,819
第 15 計算期間	108,641,059	73,020,000	412,682,878
第 16 計算期間	459,090,608	394,060,000	477,713,486
第 17 計算期間	1,063,099,426	1,121,200,000	419,612,912
第 18 計算期間	1,165,847,381	601,810,000	983,650,293

(注) 本邦外における設定および解約はございません。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問い合わせ先・担当者